

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

化学準備室内に備え付けられた鍵のかかる冷蔵庫には、劇物にあたる薬品が保管されているが、当該冷蔵庫には「劇物」の文字が表示されていなかった。

【規範】

羽島高等学校毒物・劇物取扱要綱4（1）によれば、毒物・劇物の保管にあたっては、保管場所毎に「毒物」・「劇物」の文字を表示するとされている。

【指摘 羽島高等学校】

「劇物」の文字を表示すべきである。

（2）図書

【事実関係①】

P T Aが購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。ヒアリングによれば、学校の認識としては、当該図書はP T Aの所有物という認識とのものであるが、学校の運用実態からして、P T Aから寄贈を受けていると見られる。

一方で、「平成30年度第1回 除籍資料について」を確認したところ、P T A購入分の書籍632冊の除籍が決定されているが、除籍に関する決裁欄には、主任、図書渉外部長、事務長、教頭、校長の押印欄はあるものの、P T A会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条によれば、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 羽島高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

（1）プレハブ倉庫

【事実関係】

グラウンドにプレハブ倉庫が存在するが、ヒアリングによれば、その所有関係は不明の状態である。

当該プレハブ倉庫に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条において、「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘① 羽島高等学校】

当該プレハブ倉庫の所有関係を把握すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 羽島高等学校】

当該プレハブ倉庫が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 各部屋の鍵

【事実関係】

各部屋の鍵の管理については、事務室の鍵ボックスに職員の名前入りマグネットが備え付けられており、使用者が、自身の名前入りのマグネットを使用する鍵が掛かっていた位置に貼り付けるという方法で管理している。鍵ボックスの外側には、「注意 鍵を使用される方は名前のマグネットを使用する鍵の所に貼ってください。」と記載されている。

鍵の使用簿などはない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」。

【指摘 羽島高等学校】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのか分かるように、マグネット貼付のみならず、鍵の使用簿を設けて管理すべきである。

5 債権・契約

【事実関係】

①正門及び塀の改修工事（契約金額 242 万 8400 円）、②ブロック塀他改修工事（契約金額 162 万円）の請負契約が、いずれも緊急の必要があることを理由に一者随意契約で締結されている。

これらは、いずれも他自治体におけるブロック塀の倒壊事故に関連した改修である。

そのうち、①については、生徒が頻繁に通行する箇所であるが、②については、隣地との境界付近に存するブロック塀であるため、①を優先させることとして、平成30年7月25日から同年9月21日にかけて当初予算内で工事を行い、②については、補正予算により対応することとし、平成30年12月18日から平成31年2月28日の工期で行われた。

②の工事に関する事実経過は下記のとおりである。

平成30年9月中旬 教育財務課から営繕工事要求調書提出依頼

平成30年9月26日 業者から概算見積書の提出

平成30年9月26日 教育財務課へ営繕工事要求調書提出

平成30年12月18日 教育財務課から令達、事前決裁書作成

平成30年12月18日 業者から見積書の提出

平成30年12月18日 契約書作成

工期 平成30年12月18日～平成31年2月28日

平成31年2月28日 工事完成

上記の経過において、見積り合せを行うことができないほどの緊急性を有するといえるか不明であったため、見積り合せに要する期間について学校に確認したところ、平成30年12月18日の教育財務課からの令達日以降にしか、別の業者に見積依頼を行うことができないところ、見積り合わせには10日間程度の期間が必要であるため、見積り合せを行うと年内の発注が不可能となる。また、3月には卒業式、高校入試等の行事があり、2月末までに工事を完成する必要があるとの回答であった。

上記①の工事と上記②の工事の随意契約理由書は、2通とも一字一句異ならない内容であり、同理由書中「見積り合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「緊急に正門及び塀の改修をする必要である。また、学校行事、授業等に影響のない期間に早急に改修作業をする必要があるため。」と記載されている。

【規範】

岐阜県会計規則第141条は、収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を提出させなければならないとしつつ、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」にあっては一人以上の見積書の提出で足りる旨定めている。

これを受けて、岐阜県会計規則取扱要領141条関係1(五)は、上記「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある」場合として、「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」を挙げている。

また、随意契約事務処理要領によれば、随意契約理由書（随意契約をすることができる場合に該当することの説明書）は、原則として競争入札によるべき契約を随意契約により行うにあたって、契約事務の公正性、透明性を確保することを目的に作成するものであるとされ、同説明書は、岐阜県庁ホームページにおいて公開を行っている契約情報の重要な公開項目の一つであり、県民にとってわかりやすい内容の説明書作成に努めなければならないとされている。さらに、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄については、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」とされている。

【指摘 羽島高等学校】

上記②の工事が「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」（岐阜県会計規則取扱要領 141 条関係 1（五））に当たるとしても、上記①の工事とは緊急性の程度及び内容が異なるはずである。現状の随意契約理由書の記載からはその違いは全く読み取れないし、抽象的な記載に止まるため、適法性の判断ができない。これでは、契約事務の公正性、透明性の確保という作成の目的も果たされない。

随意契約理由書の記載は、より具体的にすべきである。

6 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者は、年 40 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 羽島高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

（2）産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医による職場巡視は、年に 2 回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡

視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 羽島高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第18 岐阜工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

羽島郡笠松町常盤町 1700 番地

(2) 生徒数（令和元年8月1日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
1年生 航空・機械工学科群	118	2	120	120
1年生 電機・電子工学科群	74	6	80	80
1年生 建設・デザイン工学科群	38	42	80	80
1年生 化学・設備工学科群	61	19	80	80
2年生 航空機械工学科 3年生 機械科	154	6	160	160
2年生 電子機械工学科 3年生 電子機械工学科	78	2	80	80
2年生 電気工学科 3年生 電気科	78	1	79	80
2年生 電子工学科	78	2	80	80

3年生 電子科				
2年生、3年生 建設工学科	61	18	79	80
2年生、3年生デザイン工学科	22	57	79	80
2年生 化学技術工学科 3年生 化学技術科	56	20	76	80
2年生 設備システム工学科 3年生 設備システム科	64	16	80	80

定時制 (人)

	男	女	合計	定員
工業技術科	86	3	89	160

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在)

全日制 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	12	学校業務専門職	3	
教頭	3	3	常勤実習助手	5	非常勤講師	11	
教諭	76	68			学校医・学校薬剤師	6	
初任者研修定数	1	0					
養護教諭	2	2					
実習助手	19	14					
事務職員(一般)	4	4					
事務職員(司書)	1	1					
計	107	93	計	17	計	20	1

定時制 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	常勤講義補助教諭	1	非常勤講師	3	
教諭	10	10	常勤栄養職員 (兼務)	1	学校医・学校薬剤師 (全日制と重複)	6	
養護教諭	1	0					
実習助手	2	2					
事務職員(一般)	1	4					
学校栄養職員	1	1					
計	16	15	計	2	計	9	5

(4) 進路状況

全日制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	119	234	353
平成 30 年度	113	240	353

定時制 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	1	13	14
平成 30 年度	4	13	17

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・レスリング部
 - フリースタイル 65 kg級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - 80 kg級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - グレコローマンスタイル 55 kg級 東海高等学校体育大会 (3 位)
 - 65 kg級 東海高等学校体育大会 (3 位)
- ・サッカー部
 - 第 96 回全国高校サッカー選手権岐阜大会 (優勝)
- ・バレーボール部
 - 全日本ビーチバレージュニア男子選手権岐阜県予選会 (優勝)
 - 東海ビーチバレー選手権東海大会 (準優勝・第 3 位)
- ・ボクシング部
 - ピン級 東海高等学校総合体育大会 (優勝)
 - 全国高等学校総合体育大会 (3 位)
 - バンダム級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - 全国高等学校総合体育大会 (3 位)
 - フェザー級 全日本女子選手権大会 (優勝)
- ・ラグビー部
 - アシックスカップ全国高等学校 7 人制ラグビー大会岐阜県予選 (優勝)
 - 東海高等学校総合体育大会ラグビー大会 (B ブロック準優勝)
 - 第 97 回全国高等学校ラグビーフットボール選手権岐阜県大会 (準優勝)
- ・工学部門
 - 第 18 回高校生ものづくりコンテスト岐阜県大会
 - 化学分析部門 最優秀賞、優秀賞
 - 電子回路部門 最優秀賞、優秀賞
 - 測量部門 優秀賞
 - 第 18 回高校生ものづくりコンテスト東海大会
 - 電子回路組立部門 優勝、準優勝
 - 測量部門 準優勝

第 18 回高校生ものづくりコンテスト全国大会

電子回路組立部門 優勝

第 13 回若年者ものづくり競技大会

メカトロニクス職種 敢闘賞

・報道・放送部

第 65 回 NHK 杯全国高等学校放送コンテスト

研究発表部門 研究奨励賞

岐阜県高校生放送コンテスト

研究発表部門 1 位

(6) 特色

大正 13 年 7 月 26 日、岐阜県第一工業学校の設置が認可され、昭和 23 年 4 月 1 日から新制度により岐阜県立岐阜工業高等学校となり、平成 27 年には創立 90 周年を迎えた全日制・定時制高校である。地域では「笠高」の愛称で親しまれている。

現在、全日制課程については、航空・機械工学科群（120 名）、電気・電子工学科群（80 名）、建設・デザイン工学科群（80 名）、化学・設備工学科群（80 名）のくくり募集をし、定時制については、工業技術科（40 名）の募集を行っており、「礼儀正しく勤労を尊び創意工夫に努めよ」との校訓のもと、工業高校の性質上、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を行っている。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけては、文部科学省の推進事業であるスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業の認定を受けている。

また、部活動の強豪校であり、ラグビー、バレーボール、サッカーなどが全国大会に出場しており、レスリング部の生徒も活躍している。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜工業高等学校は、工業高校であり、管理する物品数が多いことを踏まえ、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、部活動の強豪校であることから、部活動を支える育友会との関係についても幅広く監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 21 日に予備ヒアリングを行い、令和元年 10 月 8 日には、岐阜工業高等学校の管理職等（校長、副校長、教頭、事務部長等）のヒアリングを行った。令和元年 12 月 6 日に、航空宇宙産業課のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納の決裁文書や物品一覧表などの提出資料について書類監査を行った。そのほか、理科準備室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係①】

育友会がリース契約を締結している防犯カメラを設置しているが、防犯カメラの運用に関する規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【事実関係②】

平成29年度、自販機荒らしがあり、その際、警察に対して、録画データを提供した。なお、提供に際して、決裁手続は行われておらず、警察から捜査関係事項照会書の提出は受けていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜工業高等学校】

決裁手続により、警察に対して、個人情報の第三者提供をすると判断した理由を明確にすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）損害賠償

【事実関係】

令和元年6月、生徒がふざけて窓ガラスを割った事例について、保護者が業者と直接契約して修繕を行った事例が認められた。

【規範】

民法709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

同法 417 条「損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。」

当該規定は、同法 722 条 1 項により、不法行為に基づく損害賠償に準用されている。

岐阜県においては、公費私費ガイドラインが策定されており、同質疑応答集には、「原因者が特定され故意のものは、損害賠償として保護者に修理費を求めることとなる。一方、特定されないものは学校の施設管理にかかるものとして、公費負担すべきである。しかしながら、後日原因者が特定され負担を求めることもありうることから、小修繕であっても詳細写真を残すなど対応が必要である。」(92) とされている。

【指摘 岐阜工業高等学校】

生徒がふざけて窓ガラスを割った場合、学校に窓ガラスの修理費用の損害が発生することになるから、民法 417 条に基づく「別段の合意」（代わりに修繕をするという合意）がなされない限り、損害賠償請求をすべきであり、その際には、調定、納入通知の送付等必要な会計上の手続をとるべきである。

(2) 寄附手続

【事実関係】

平成 29 年 11 月 15 日、民間企業からプロジェクターの寄附採納を受け、また、平成 30 年 7 月 9 日、民間企業からドローンの寄附採納を受けている。寄附採納の決裁の提出を依頼したところ、寄附採納の決裁文書には、いずれの件についても、維持費の見込額に関する記載がなされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

岐阜県会計規則に則り、維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成し、寄附採納の決裁をすべきである。なお、今年度に入り、「スマート液晶視力計 架台セット」の寄附採納案件について、維持費の見込額を検討し寄附採納の決裁を行っているので、改善報告とする。

(3) 育友会からの借入物品

【事実関係】

平成 28 年 7 月 29 日、育友会との間で「育友会物品使用貸借契約書」を締結しており、当該契約書には次の記載がある。「貸渡人岐阜県立岐阜工業高等学校育

友会長を甲とし、借受人岐阜県立岐阜工業高等学校長を乙として、甲乙両当事者間において、次の条項により育友会物品使用貸借契約を締結する。」「(総則) 第1条 甲は育友会物品品目別一覧に記載する物品(以下、「物品」という。)を乙に貸渡し、乙はこれを借受けるものとする。」「(契約期間) 第2条」「(契約の変更) 第7条 この契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書により甲または乙に通知することをもって、この契約書による契約とみなす。」と記載されている。

また、定期監査資料には育友会からの借入物品として「電気炉」の記載があるが、育友会の備品台帳(同契約書第1条の「育友会物品品目一覧」と思われる)には記載がなく、契約書もないとのことである。

加えて、育友会がリース契約をしている防犯カメラは育友会の所有ではないため、育友会の備品台帳には記載がない。

さらに、育友会の備品台帳には、同契約が締結された平成28年7月29日以降に育友会が購入した備品(ノートパソコンやプロジェクター等)の記載があるが、上記使用貸借契約第7条が定める物品異動通知書の作成はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続きをしなければならない。」

同第88条の2第1項(物品帳簿等の備付け)「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

さらに、既に記載したとおり、平成28年7月29日付けの「育友会物品使用貸借契約書」には、「(契約の変更) 第7条 この契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書により甲または乙に通知することをもって、この契約書による契約とみなす。」との規定がある。

【指摘① 岐阜工業高等学校】

電気炉など平成28年前に使用貸借契約を締結し、育友会の物品品目別一覧表に記載がないものについては、契約関係を書面にて明らかにすべきである。

【指摘② 岐阜工業高等学校】

「育友会物品使用貸借契約書」締結後の借入物品については、同契約書の手続に基づき、「物品異動通知書」による通知の手続を踏むべきである。

【指摘③ 岐阜工業高等学校(改善報告)】

育友会がリース契約を締結しているため「育友会物品使用貸借契約書」の対象外である防犯カメラについても、契約を締結し、物品一覧表に記載すべきである。なお、令和元年11月1日、「防犯機器使用貸借契約書」を作成し、借入物品として登録がされたので、改善報告とする。

(4) 図書

【事実関係】

育友会会計での図書購入がなされているが、寄附採納手続を行っていない。また、寄贈された図書があるが、これらの図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

育友会などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。なお、令和2年1月22日付けの図書の寄附採納決裁においては、会計規則第86条の定めるところにより寄附申込の諾否が決定されているので、改善報告とする。

(5) 航空機

【参考報告 岐阜工業高等学校】

航空宇宙産業課の令和元年8月23日付定期監査資料の「第3 事務事業執行状況」において、「1 航空宇宙産業対策推進費」において、「(5) モノづくり教育プラザ（二期）整備事業費」のうち、「モノづくり教育プラザ実習用航空機等設置業務委託」として、293万9760円が支出されている。ヒアリングによると、この支出は、モノづくり教育プラザ2号館内に実習用として設置された2機の小型航空機の、移設費用及び外装の塗り替え費用であるとのことであった。

なお、1機は、中日本航空専門学校から岐阜工業高等学校へ直接譲渡されたものである。もう1機は、航空宇宙博物館（各務原市）から、県へ譲渡され、その後平成31年3月1日に、航空宇宙産業課から岐阜工業高等学校へ管理換えされている。「物品管理換調書」によると、いずれも取得価格は0円である。

取得価格が5万円以下であるが、「資料として価値が高いものその他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でない」と認められたもの（岐阜県会計規則第83条第2項第1号）として、物品一覧表に登録している事例として、参考となるため、報告する。

5 施設

(1) 物置

【事実関係】

グラウンドに物置が四つあり、ヒアリングにおいて、所有関係は不明であると回答を得たが、後日、いずれについても岐阜工業高等学校部活動後援会の所有であり、グラウンド北東の物置二つは陸上部が使用し、西南の物置二つはラグビー部が使用しているが、いずれについても、行政財産の目的外使用許可はとっていないとのことである。

<物置の写真>



物置 左 (B) 右 (A) 陸上部が使用



物置 左 (D) 右 (C) ラグビー部が使用



メーカー：イナバ 2002年2月の製造表示がある

【規範①】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 岐阜工業高等学校】

公有財産を適切に管理するため、物置の所有者を把握しておくべきである。

【規範②】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 岐阜工業高等学校】

いずれの物置の設置場所についても、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。

(2) 同窓会所有のマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、平成30年度に同窓会が購入し、育友会が管理し部活動で使用しているマイクロバスが学校用地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可はとっておらず、学校と育友会あるいは同窓会との間で使用貸借契約も締結されていない。

また、同窓会が平成30年度にリース契約を締結したマイクロバスもあるが、当該マイクロバスについても同様である。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政

財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜工業高等学校】

マイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成30年度、安全衛生委員会を12回開催したが、議事録が作成されたのは1回だけである。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。なお、予備ヒアリング後は、安全衛生委員会の開催前に資料を作成し、委員会の開催後に議事録を作成するよう改善したので、改善報告とする。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートヒアリングによると、衛生管理者は、年48回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、全てについて巡視の記録があるわけではない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付する

とともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。なお、予備監査の翌月からは、職場巡視用チェックリストに基づき巡視記録を作成しているため、改善報告とする。

7 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「岐阜工業高等学校内規集」（平成 24 年 4 月 1 日改定）は各職員が冊子形式で管理しているが、必要に応じて改定されている。しかし、内規集は改定せずに職員会議で周知することとしており、また、同内規集には、薬品や図書に関するものは掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」

同条第 2 項「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

同第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」

【指摘 岐阜工業高等学校】

薬品や図書に関する規定は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、学校内規に掲載すべきである。岐阜工業高等学校においては、現在内規集の見直し中であり、令和元年 9 月 11 日に開催された企画委員会では、各分掌に見直し依頼がなされている。

第 19 華陽フロンティア高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市西鶉 6-69

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
--	---	---	----	----

定時制	256	273	529	800
通信制	154	175	329	720
全学年	410	448	858	1520

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	28	
副校長	1	1			学校業務専門職	1	
教頭	2	1			学校医	4	
教諭	62	60			学校歯科医	1	
養護教諭	2	1			学校薬剤師	1	
実習助手	1	0					
事務職員	6	6					
学校司書	1	1					
学校栄養職員	1	1					
学校用務員	1	1					
調理師	1	1					
計	79	75	計	6	計	35	5

・雇員：第1種1人、第2種4人

(4) 進路状況(令和元年6月1日現在) (人)

		進学	就職	その他	合計
平成 29 年度	定時制	67	59	35	161
	通信制	38	24	43	105
平成 30 年度	定時制	55	62	27	144
	通信制	32	15	34	81

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・定時制 男子バレーボール部(東海高等学校定時制通信制大会 2位等)
- ・定時制 女子バレーボール部(全国高等学校定時制通信制大会 ベスト8等)
- ・定時制 陸上競技部(県高等学校定時制通信制総合体育大会男子400m優勝等)
- ・定時制 剣道部(全国高等学校定時制通信制大会 男子個人優勝等)
- ・定時制 卓球部(県高等学校定時制通信制総合体育大会 8位等)
- ・定時制 ソフトテニス部(県高等学校定時制通信制総合体育 女子団体優勝等)
- ・通信制 バドミントン部(県高等学校定時制通信制総合体育大会 女子シングルス優勝等)

- ・通信制 ソフトテニス部（県高等学校定時制通信制総合体育 男子個人ダブルス 4位等）
- ・定時制 演劇部（県高等学校演劇大会岐阜地区大会 奨励賞等）

（6）特色

県下初の定時制課程と通信制課程を並置する単位制普通科の単独校で、平成12年4月に岐阜市大縄場から移転し開校した。

入学定員は定時制 200 人、通信制 240 人である。

「新 子どもかがやきプラン アクションプラン 2018」の重点施策の一つとして、障がいのある生徒のニーズに対応した学びの場を整備するため、少人数コミュニケーション講座が設けられている。

2 監査の重点及び監査手続

授業料等の滞納があるため債権管理に着目するとともに、薬品、図書を含む物品の管理、契約関係にも着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年5月9日及び令和元年10月30日、華陽フロンティア高等学校の管理職（校長、副校長、教頭、事務部長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室やグラウンド、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラを設置しているが、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

令和元年度、防犯カメラの映像について、警察から捜査関係事項照会（刑事訴訟法197条2項）を受けて提出した際には、決裁手続をとっている。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 華陽フロンティア高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

劇物を保管する冷蔵庫に、「毒物」「劇物」の表記がなされていなかった。

【規範】

華陽フロンティア高等学校の「毒物・劇物・一般薬品の保管管理について」の「3」においては、毒劇物を保管する保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるように「毒物」「劇物」の表示をする、毒物は赤字に白色で「毒物」の文字、劇物は白地に赤色で「劇物」の文字を表示する。また、毒物・劇物の名称などについても明示するとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

劇物を保管する冷蔵庫には、白地に赤色で「劇物」の文字を表示すべきである。

（2）図書

【事実関係①】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館図書」として、定時制について 24 万 9902 円、通信制について 5 万 9959 円の支出がある。

学校は、P T A 費で購入した図書については、P T A から寄附を受けたものと認識しているが、消耗品に該当するためという理由で、寄附採納手続を行っていない。また、図書の廃棄に関し、平成 31 年 2 月 21 日付「除籍・廃棄について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、係、部長、事務長補佐、事務長、教頭、副校長、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

P T A 以外からの寄贈図書についても、寄付採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

【事実関係②】

華陽フロンティア高等学校には、除籍・廃棄規準として、①刊行後年数が経過

しており、記述されている内容・資料・表記等が古くなり現状にそぐわないと思われる図書資料、②汚損・破損をしている図書資料、③複本があり保存分が確保されている図書資料、④利用頻度が著しく低く、内容が現状にそぐわない図書資料、⑤改訂版が出版されている図書資料、⑥蔵書点検を経て、5年以上不明の図書資料のいずれかに該当する図書を廃棄できるものとしている。

「除籍・廃棄について（伺い）」と題する決裁書類においては、除籍・廃棄の対象となった図書が、上記除籍・廃棄基準のうちどの規準に該当したために除籍・廃棄されたのかが記載されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

除籍・廃棄の決裁書類においては、除籍・廃棄の対象となった図書が、上記除籍・廃棄規準のうち、どの規準に該当したために除籍・廃棄されたのかを記載すべきである。

5 私費会計

(1) 学校徴収金運営連絡委員会について

【事実関係①】

アンケートによれば、決算（案）を図る学校預り金運営委員会は、PTA総会とは別に行われていない。

【規範】

岐阜県立華陽フロンティア高等学校学校徴収金事務取扱要領第5条によれば、校長は、学校徴収金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする「学校徴収金運営連絡委員会」を置くことを規定している。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

PTA総会とは別に、学校徴収金運営連絡委員会を開催すべきである。

【事実関係②】

学校預り金について、決算の監査は管理職、担当教諭が行っており、保護者は監事に入っていない。

その理由は、ヒアリングによれば、生徒の個別の状況を公表できないためとのことであった。

【規範】

岐阜県立華陽フロンティア高等学校学校徴収金事務取扱要領第13条によれば、校長は、学校徴収金に関する監査のため、会計ごとに監事を複数人置かなければ

ならず（第1項）、原則として、監事のうち1人以上は保護者を充てるものとされている（第2項）。

そして、「学校徴収金事務取扱要領の運用について」第13条関係においては、監事は、特に定めのある会計を除き、事務長及びPTA（校友会）会計監査1名とするとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

学校預り金の決算の監査に原則として保護者を充てるものとされているのは、預託の主体である保護者を監査に関与させることにより、預り金の適正な運用を確保するためであると考えられる。

「学校徴収金事務取扱要領の運用について」に従い、監事のうち1名は保護者（PTA（校友会）会計監査）とすべきである。

6 債権・契約

（1）授業料等

【事実関係】

滞納となっているある生徒の平成26年4月～同年10月分の高等学校授業料について、平成26年6月6日より、督促状を発付し、催告を繰り返している。また、何度か電話や臨宅をしているが支払われず、現在に至っている。

他にも、滞納となっている平成27年7月～9月分、同年11月分～平成28年2月分についても同様に、平成27年6月8日に督促状を發布して以降、催告を繰り返しているが、現在まで支払われていない。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第171条の5は、徴収の停止を規定する。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから1年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令171条の2に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

（2）一者随意契約

【事実関係】

平成30年7月24日、岐阜県立華陽フロンティア高等学校で実施する建築基準法第12条定期点検等委託業務（予定価格109万800円）について、一般競争入札を行った。

3者が入札したが、いずれの入札も予定価格を上回っていた。

開札の場に来たのは1者のみであり、他の2社は郵送による入札であったため、再度の入札を行わず、最低入札額を入札した業者と随意契約を行うこととし

た。随意契約理由書によれば、随意契約をすることができる理由は、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号）に該当するためとのことである。

【規範】

地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号によれば、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、随意契約によることができるとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

上記事実関係によれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の要件に該当しない。

他の随意契約の要件に該当する事実も認められないから、再度の入札を行うべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成 30 年度、安全衛生委員会を開催したのは平成 31 年 1 月 31 日の 1 回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。」とし、同 4 項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

毎月 1 回以上安全衛生委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 華陽フロンティア高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と定めている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 華陽フロンティア高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に6回、校内巡視を行っているとのことである。平成30年度の校内巡視の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 学校内規

【事実関係】

現地往査にあたって学校から内規集を受領したが、当該内規集には、薬品（毒物・劇物等）の管理規程が含まれていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

薬品（毒物・劇物等）の管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、薬品（毒物・劇物等）の管理規程である「毒物・劇物・一般薬品の保管管理について」を、内規集に掲載すべきである。

第3章の2 西濃地区

第20 揖斐高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 1852 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

学科	男	女	合計	定員
普通科	144	62	206	220
生活環境科	30	162	192	220
合計	174	224	398	440

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	7	事務専門職	1	2
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	1	
教諭	32	30			非常勤講師	50	
養護教諭	1	1			産業医	1	
実習助手	2	1			学校医	4	
事務職員	2	2			学校歯科医	2	
用務員	1	1			学校薬剤師	1	
再任用職員	2	2					
計	42	39	計	8	計	60	2

(4) 進路状況(令和元年9月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	66	66	132
平成30年度	56	83	139

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・フェンシング部：岐阜県高等学校総合体育大会フェンシング競技
 - 女子個人サーブル 第6位
 - 女子個人フルーレ ベスト8
- 岐阜県高等学校新人大会フェンシング競技
 - 男子フルーレ団体 第3位
 - 男子サーブル団体 第3位

(6) 特色

大正 8 年に前身である揖斐郡立揖斐農林学校として設立された。昭和 24 年に現在の名称に改称し、それと同時に普通科、農業科をおく総合制高等学校となる。

昭和 35 年に農業科が廃止となるも、平成 7 年には生活環境科が設置された。

また、平成 16 年からは連携型中高一貫校となる。更に、平成 28 年からは地域との連携を図るべく、揖斐川町と連携協力に関する協定を締結している。

令和元年に創立 100 周年を迎える。

現在では、普通科 1 学年 2 クラス、生活環境科 1 学年 2 クラスという状況である。

2 監査の重点及び監査手続

揖斐川町に存在する唯一の高等学校であり、また、生活環境科が設置されているという特色に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 10 日及び令和 2 年 1 月 16 日、揖斐高等学校の管理職（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品（備品）の現物実査

【事実関係】

平成 30 年に実施した現物実査において、備品台帳に登録されていた物品 3 台（草刈り機、チェンソー、テープレコーダー）が行方不明となっており、その後の調査で、平成 28 年度に既に廃棄されていたことが判明した。

【規範】

物品の現物実査実施要領第 1 によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第 92 条の 3 の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 揖斐高等学校】

当該 3 台については、少なくとも、平成 29 年度に行った現物実査の際にその行方が確認されていなければならなかったものであり、その当時の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認することを徹底すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲

などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

(2) 未使用備品

【事実関係】

長年（少なくとも4～5年）使用していない座高計が存在している。今後も使用する見込みがない。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 揖斐高等学校（改善報告）】

使用見込みがないのであれば、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

上記指摘を踏まえ、令和元年12月23日付けで不用決定した（令和元年度中に廃棄処分予定。）とのことであつたので改善報告とする。

(3) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となつていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあつたときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 揖斐高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、衛生管理者による職場巡視は、少なくとも週一回行われているとのことであるが、その記録が残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条において、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

更に、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 揖斐高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年 1 回しか行われていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 揖斐高等学校】

産業医に対して、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、

衛生管理者が行う巡視の結果等を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、学校を巡視するよう求めるべきである。

第 21 池田高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県揖斐郡池田町六之井 242 番地の 1

(2) 生徒数 (令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	173	295	468	480

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	講師	3	業務専門職	1	1
教頭	1	1			事務専門職	1	
教諭	30	27			特別支援教育支援員	1	
養護教諭	1	1			キャリアプランナー	1	
実習助手	1	1			非常勤講師	10	
事務職員	2	2			産業医	1	
司書	1	1			学校医	5	
用務員	1	1			薬剤師	1	
					スクールカウンセラー	1	
計	38	35	計	3	計	22	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	136	23	159
平成 30 年度	136	19	155

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

空手道部は、男女ともに、団体戦でインターハイ・東海総体にも出場するなど好成績を収めている。

また、文化系では吹奏楽部が、各種の岐阜県大会で金賞を取るなど、活躍している。

(6) 特色

創立 36 年（令和 2 年 4 月 1 日現在）と、県内高等学校の中で、十数年前に統廃合によってできた学校を除くと、一番新しい県立高等学校である。池田町、神戸町の合同で誘致をしていた。

平成元年度には 1 学年のクラスが 11 となったのを最大として、近年は減少傾向にあり、平成 19 年度以降は 1 学年 4 クラスとなっている。

平成 27 年度からユネスコスクールに指定され、福祉、国際、環境教育に重点を置いている。

2 監査の重点及び監査手続

池田町、神戸町の合同で誘致をしたということで、校舎敷地の所在地が池田町、グラウンド所在地が神戸町という、両町に位置するという特色に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 10 日、池田高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査に関する書類等の提出資料の書類監査を行った。また、グラウンド上に存在する倉庫の占有状況や事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品（備品及び動物）の現物実査

【事実関係】

平成 30 年度に実施した物品の総点検の結果、数で把握するとされている「特定物品」につき、それまで 661 品目と計上されていたものの、現時点における正しい品数としては 546 品目であることが判明した。しかし、いつ、いかなる理由により、品数が異なってしまっていたのかは不明である。

【規範】

物品の現物実査実施要領第 1 によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第 92 条の 3 の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 池田高等学校（改善報告）】

平成 30 年度よりも以前にも現物実査が実施されていたにもかかわらず、平成 30 年度の現物実査において初めて発覚したというものであり、それ以前の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

実態と整合する物品帳簿を作成すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲

などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

少なくとも現時点においては、判明した「特定物品」546品につき、配置図、写真、ラベル貼付により明確に管理がなされているので、改善報告とする。

(2) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。なお、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 池田高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部が使用している物置が設置されていた。これらの所有者はP T Aとされている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 池田高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を年2回しか行っていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようになさなければならない。」とされ、同第 4 項において、「事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 池田高等学校】

安全衛生委員会を、毎月 1 回以上は行うべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者による職場巡視について、少なくとも週一回以上行なわれているとのことであるが、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 池田高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

（3）産業医

【事実関係】

産業医の巡視については、年 2 回行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 池田高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

池田高等学校においては、学校預り金運営委員会が開催されたと報告されているものの（平成 30 年 2 月 15 日、同年 3 月 15 日）、その議事録が存在しない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 池田高等学校】

学校預り金運営委員会にて、事業計画（案）、予算（案）及び決算（案）の承認を受けた旨を記載した議事録を作成すべきである。

第 22 大垣北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市中川町 4 - 110 - 1

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	503	459	962	960

(3) 組織及び構成（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	2	業務専門職	1	2

教頭	2	2			非常勤講師	13	
教諭等	50	51			校医等	7	
養護教諭	2	2					
実習助手	1	1					
事務職員	4	5					
司書	1	1					
用務員	1	1					
計	62	64	計	2	計	21	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	315	1	316
平成 30 年度	322	0	322

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

運動系 14、文化系 15 の 29 部がある。平成 30 年度運動系では、卓球部 (個人) と特別部活動 (少林寺拳法) が全国大会に出場している。文化系では、音楽 (合唱部)、放送部が全国大会に出場した。

(6) 特色

県内有数の進学校である。またスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業の指定校でもある。

人間尊重を基調とし、智・徳・体の調和のとれたたくましく豊かな人間性を育み、高い志とグローバルな視野をもって人類・社会に貢献できる有能な人材を育成することを教育目標としている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、SGH事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 18 日及び同年 11 月 8 日、大垣北高等学校の管理職 (校長、教頭、事務長等) のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用 PC の持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 情報セキュリティ事故 1

【事実関係】

平成30年度に学校管理のCD-RWの亡失事故があった。当該CD-RWには、印刷業者に原稿を提出する媒体として利用していたものである。但し、個人情報が入っていなかったとのことである。CD-RW自体は鍵のかかる保管庫にて保管されていることから、外部の者によって取り出された可能性は低い。また、使用簿の記録上には、返却確認がされている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 大垣北高等学校】

亡失原因は定かでないものの、そもそも返還がされていないにもかかわらず、使用簿上返還がなされたと記録だけなされてしまっていたか、あるいは、返還がなされた以後に誤って廃棄されたかのどちらかである。

いずれにせよ、書き込まれていた情報によっては重大な事態となる可能性もあり、返還を受けた際には、責任者により確実な確認を行った上で、使用簿に確認を行った旨のサインをすべきである。

（2）情報セキュリティ事故2

【事実関係】

令和元年度に、非常勤講師の私物パソコンを使っての授業がなされていたところ、操作ミスにより、ホワイトボードに生徒のテストの得点が投影されてしまうという事故が起きた。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」1頁において、「文書を掲示する場合には個人情報の有無を確認し、適正に管理すること。」と規定されている。

【指摘 大垣北高等学校】

各生徒の点数という秘匿性の極めて高い情報の適正管理として、当該情報が保管されたパソコンをプロジェクターに繋がらないよう注意すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣北高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

（2）パソコンの使用貸借

【事実関係】

大垣北高等学校において実施されていた S G H 課題研究のために用いていたパソコンについては、業者から賃貸を受けていたが、同研究が終了したことに伴い、業者から無償提供を受けることとなった。もっとも無償提供を受ける当事者としては P T A であり、大垣北高等学校は P T A から更に使用貸借を受けるという仕組みがとられている。使用貸借期間は 1 年である。

【意見 大垣北高等学校】

契約関係が複雑であり、また使用貸借期間が 1 年という短期間が設定されているため、毎年度の更新負担も生じる。

端的に、大垣北高等学校の所有とすることが望ましい。

5 施設

（1）グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには部活動で使用している物置が設置されているが、その所有者は不明であり、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣北高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であるかを確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 大垣北高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

大垣北高等学校では、「岐阜県立大垣北高等学校預り金事務取扱要領」にて預り金運営委員会が設けられているところ、平成 30 年度の開催実績はない。学校によると、学校預り金契約審査会において、学校預り金の事業計画や予算、決算について、議論しているとのことである。

【規範】

大垣北高等学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は毎会計年度開始前に学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

【指摘 大垣北高等学校】

学校預り金運営委員会を開催して、学校預り金の会計種別ごとの事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)について承認を得るべきである。

(2) 教育財務課への報告内容

【事実関係】

教育財務課への預り金運営委員会の開催の状況に関する報告に関し、上記のとおり、実際は開催されていないのに、開催され、議事録作成がなされたとして、報告されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣北高等学校】

正しい報告をすべきである。

7 職員の管理

(1) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年6回行われているものの、その実施タイミングは不定期である（平成30年度は7、9、11、12、1、2、3月に実施）。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 大垣北高等学校】

産業医に対して、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果等を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、学校を巡視するよう求めるべきである。

第23 大垣南高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市浅中2丁目69番地

(2) 生徒数(平成31年4月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制普通科	378	340	718	720

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	3	業務専門職	2	2
教頭	1	1			非常勤講師	11	
教諭	42	39			学校医等	6	

養護教諭	1	1					
実習助手	1	1					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	50	47	計	3	計	19	2

(4) 進路状況(令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	237	0	237
平成30年度	234	6	240

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・フェンシング部：東海高等学校選抜 男子フルーレ団体 優勝
女子フルーレ団体 優勝
女子サーブル団体 優勝

(6) 特色

昭和24年に、学区制・総合制の実施に伴い、岐阜県立大垣高等学校と岐阜県立大垣実業高等学校が廃止、南北二校に分かれ、県立大垣北高等学校と同時に発足した。その後、昭和49年に現在の場所に移転。

現在では、人材の県外流出問題に対応するべく、ふるさと教育を実施している。また、平成29年からは、進学指導重点校事業に指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、進学指導重点校事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月18日及び及び令和2年1月17日、大垣南高等学校の管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 物品(備品、消耗品及び動物)

(1) 物品(備品及び動物)の現物実査

【事実関係】

平成30年に実施した現物実査において、備品台帳に登録されていた調光器1台(平成4年取得、帳簿登録価格22万0000円)の紛失が確認された。その紛失

時期も不明とのことである。なお、賠償責任はなしということで事案は終了している。

【規範】

物品の現物実査実施要領第1によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第92条の3の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 大垣南高等学校】

平成30年度よりも以前にも現物実査が実施されていたにもかかわらず、平成30年度の現物実査において初めて発覚したというものであり、それ以前の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

実態と整合する物品帳簿を作成すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

(2) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣南高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置、プレハブ小屋、ベンチ

【事実関係】

グラウンドには野球部が使用している物置、プレハブ小屋、ベンチが設置されていた。これらの所有者はP T Aまたは野球部保護者会とされている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣南高等学校】

上記物置などが設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成 30 年度、安全衛生委員会が開催されたのは 11 回であり、開催のタイミングも月 1 回ではない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条（委員会の会議）第 1 項「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。」

【指摘 大垣南高等学校】

月に 1 回以上、安全衛生委員会を開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、衛生管理者による職場巡視は、週一回行われているものの、その記録としては年 6 回分の記録しか残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条においては、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

更に、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付する

とともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣南高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年6回行われているものの、その実施タイミングは不定期である（平成30年度は5、10、11、12（12月は2回）、2月に実施）。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 大垣南高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第24 大垣東高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市美和町 1784 番地

(2) 生徒数（令和元年9月1日現在） (人)

学科	男	女	合計	定員
----	---	---	----	----

普通科	394	408	802	800
理数科	77	40	117	120
合計	471	448	919	920

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
			常勤講師		業務専門職		
校長	1	1	常勤講師	9	業務専門職	2	0
教頭	2	2			非常勤講師	9	
教諭等	49	45			校医	6	
養護教諭	2	1			薬剤師	1	
実習助手	3	2					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	61	55	計	9	計	18	0

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	308	1	309
平成30年度	321	0	321

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・テニス部：男子 個人シングルス 東海中日ジュニアテニス選手権大会
- ・陸上競技部：男子 110mH 全国大会出場
男子 400mH 東海大会出場
男子 5000mW 東海大会出場
女子三段跳び 東海大会出場
- ・水球部：男子 東海高校総体1位、男子 全国高校総体ベスト8

(6) 特色

全日制であり、普通科と理数科がある。理数科があることもあり、理数教育フラッグシップハイスクール (F S H) 事業指定校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、理数教育フラッグシップハイスクール事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月11日、大垣東高等学校の管理職

(校長、教頭、事務長ら)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や寄附採納手続に関する書類などの提出書類の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) SDカードの管理

【事実関係】

SDカードの貸出し記録上、年度当初に申請し、年度末に返却扱いをしているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 大垣東高等学校】

記録上は、約1年もの間、SDカードの貸出をしている状態となっており、情報セキュリティ責任者の管理を離れてしまっていると評価せざるを得ない。合理的な理由がない限り、貸出期間については、1ヶ月を上限とすべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの設置がなされているが、防犯カメラの運用管理に関する規程が存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣東高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となつていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。なお、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 大垣東高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

大垣東高等学校では、「岐阜県立大垣東高等学校預り金事務取扱要領」にて預り金運営委員会が設けられているところ、平成 30 年度の開催実績はない。

【規範】

大垣東高等学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は毎会計年度開始時に学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

【指摘 大垣東高等学校】

学校預り金運営委員会を開催して、学校預り金の会計種別ごとの事業計画（案）、予算（案）及び決算（案）について承認を得るべきである。

(2) 教育財務課への報告内容

【事実関係】

教育財務課への預り金運営委員会の開催の状況に関する報告に関し、上記のとおり開催がなされていないにもかかわらず、開催され、議事録作成がなされたとして、報告されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣東高等学校】

正しい報告をすべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年 34 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 大垣東高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による職場巡視について、巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 大垣東高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 3 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、

事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘① 大垣東高等学校】

少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による校内巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 大垣東高等学校】

記録がなければ産業医の学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、産業医の学校巡視の際には、その結果の記録化を求めるべきである。

7 学校内規

(1) 学校預り金事務取扱要領

【事実関係】

大垣東高等学校においては、学校預り金運営委員会の設置規範である「学校預り金事務取扱要領」が存在しているものの、規程集(職員必携)に掲載されていない。

そのため、職員間において、同委員会の設置規範の存在が知られておらず、また、同委員会も開催されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第3章の3「私費(学校諸費)会計の管理運営」「(1)適正な会計事務」において、「私費(学校諸費)の会計事務処理にあたっては、(略)「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA(育友会)会計事務取扱要領」により厳格な運用を行う。」とされている。

【指摘 大垣東高等学校】

学校預り金の会計事務処理については、取扱要領に基づいた厳格な運用を行うことが求められているため、取扱要領の内容は、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校預り金事務取扱要領」を職員必携に掲載すべきである。

第 25 大垣西高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市中曾根町大畔 147 番地 1

(2) 生徒数(令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	312	359	671	680

(3) 組織及び構成(令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	11	1
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭	38	32			学校医	5	
養護教諭	1	1			薬剤師	1	
事務職員	3	3					
学校司書	1	1					
計	45	39	計	7	計	19	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	227	7	234
平成 30 年度	235	2	237

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・アーチェリー部：全国高校総体男子団体出場、女子団体 9 位
- ・バドミントン部：全国高校総体女子団体出場、女子単出場、女子複出場
- ・美術部：全国高校総文祭出品
- ・書道部：全国高校総文祭出品
- ・写真部：全国高校総文祭奨励賞

(6) 特色

昭和 55 年に創立された全日制・普通科の高等学校である。「至誠一貫」の校訓のもと、人間尊重の基盤に立ち、知・徳・体の調和のとれた人格形成をめざし、自他に対して至誠を貫き、自主・自律の精神と創造性に富む資質の啓発を期することを教育目標としている。平成 31 年度から単位制を導入した。

2 監査の重点及び監査手続

物品管理、施設の管理及び職員の管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 11 日、大垣西高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査に関する書類や P T A 所有の備品処分の決裁書類等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【参考報告 大垣西高等学校】

防犯カメラ 4 台が、平成 18 年 1 月に育友会費で設置された。設置目的は、盗難防止である。平成 28 年 6 月に学校と育友会の間で賃貸借契約書（無償なので、実際は使用貸借契約である。）が締結され、借入物品として備品登録されている。また、「岐阜県立大垣西高等学校防犯カメラ管理要綱」（平成 28 年 6 月施行）が作成されている。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定されている。なお、大垣養老高校が令和元年に防犯カメラの管理要綱を策定する際に、上記管理要綱を参考にしている。

防犯カメラについて使用貸借契約が締結され、かつ、記録された情報の取扱いを規定した例として、参考になる。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 現物実査

【参考報告 大垣西高等学校】

現物実査の際には、備品が置いてある場所を記載した教室の図面を見ながら実査している。効率的に行うことができ、かつ、物品の所在を書き込むこともできる方法として参考になる。

【事実関係】

平成 30 年度の物品の総点検の際に作成された「物品の総点検実施計画書」において、現物確認後記載する「実施日」「実査担当者指名（変更後）」欄には実施日の記載はなく、変更した実査担当者の名前が実施日の欄に鉛筆書きでメモさ

れていた。

【規範】

平成 30 年 4 月 12 日付第 34 号「物品の総点検の実施について（通知）」は、「実査担当者は、物品一覧表に記録されている物品の存在、利用状況を確認して、物品一覧表と現物との突合を行い、突合後は別添 1 又は物品一覧表に実施日を記載する。」としている。また、同通知別添 1 「物品の総点検実施計画書」は、計画作成時に、実施予定時期、総点検の対象物品及び実査担当者氏名を記載し、現物確認後に実施日と実査担当者指名（変更後）を記載する様式になっている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣西高等学校】

実施日及び実際に実査を担当した者の氏名を正確に記載すべきである。

（2）遊休物品

【事実関係】

グラウンド横に使用していない焼却炉（取得年度平成 6 年度、取得価格 119 万 9950 円）がある。いつから使用していないかは明確ではないが、遅くとも学校の焼却炉で燃やしてはいけないといわれた時期からである（なお、ダイオキシン類等の有害物質の排出が問題となり、文部省から原則として使用を取りやめるよう通知が出されたのが平成 9 年である。）。しかし、撤去費用が捻出できず、そのままになっている。ヒアリング時に現物を確認したところ、錆などの劣化が確認された。



【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができな

い物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 大垣西高等学校 教育財務課】

学校における焼却炉の使用を全国的に廃止する通知がなされてから 20 年以上が経過している。本件焼却炉の状態からしても使用見込みがないことは明らかである。学校が不用決定をした上で、売却ができないのであれば、廃棄を検討すべきである。

また、教育財務課は、学校から予算要求があった場合、内容を確認のうえ、その必要性や優先度を踏まえ、必要があれば予算令達すべきである。

(3) 育友会物品の処分

【事実関係】

育友会から借り入れをしていた物品（モノクロレーザープリンター等）について、育友会に返却した上、処分し、育友会備品台帳から除却している。処分の決裁文書には、育友会理事（校長）と同参事（教頭）の決裁はあるが、同会長の決裁はない。

【規範】

岐阜県立大垣西高等学校育友会規約第 13 条第 4 項「理事（校長）は会長及び副会長を補佐し、予算執行等事務の執行について専決処分する。ただし、その内容が会長と協議して処理すべきものと認められるものについては、専決処分できない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 大垣西高等学校】

学校が借入をしていた育友会所有の財産を、実質的には、学校内部の決裁のみで処分している。育友会規約は、予算執行等事務の執行については校長が専決処分できるとしているが、同規約により育友会所有の財産の処分権限までも与えていると解することはできない。育友会所有の財産を処分する場合は、育友会の承認を得るべきである。また、承認を得たことについて、明確に記録すべきである。

(4) 図書

【事実関係】

平成 30 年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、21 万 4938 円分の支出がある。育友会からの図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣西高等学校】

育友会などからの図書に寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附手続をとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上に物置が設置されているが、ヒアリング時には所有者は不明との回答であった。物置には、主に球技大会・体育祭などに使用する授業用の物品が格納されている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣西高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であることを確認すべきである。

【規範②】

不動産は、公有財産である（地方自治法第 238 条第 1 項）。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならず（岐阜県公有財産規則第 13 条）、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている（同規則第 27 条の 2）。

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならず（同規則第 26 条第 1 項）、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない（同規則第 26 条の 2 第 1 項）。また、校長は学校の施設及び設備（備品を含む）の管理を統括するとされている（岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項）

【指摘② 大垣西高等学校】

上記物置は、土地に定着しており、不動産に該当する。また、学校の行事で使

用する物品を保管するために使用している状況からすれば、学校が所有者から借りて使用しているといえる。所有者との間で使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

6 職員の管理

(1) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成 30 年度は、産業医は、年に 4 回、校内巡視を行ったとのことである。なお、令和元年度は、2 か月に 1 回、合計 6 回、巡視が行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 大垣西高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

7 学校内規

(1) 防犯カメラ管理要綱

【事実関係】

岐阜県立大垣西高等学校防犯カメラ管理要綱（平成 28 年 6 月施行）は内規集である職員必携には掲載されていない。また、ヒアリングの際には、防犯カメラのデータの取扱い等を定めた規程はないとの回答であった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣西高等学校（改善報告）】

防犯カメラ管理要綱は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、職員必携に掲載すべきである。

令和2年1月に職員必携が改訂され、防犯カメラ管理要綱が掲載されたので、改善報告とする。

(2) 毒物・劇物管理規程

【事実関係】

「大垣西高等学校毒物・劇物管理規程」は制定されているが、内規集である職員必携には掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣西高等学校（改善報告）】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「大垣西高等学校毒物・劇物管理規程」を、職員必携に掲載すべきである。

令和2年1月に職員必携が改訂され、毒物・劇物管理規程が掲載されたので、改善報告とする。

第26 大垣養老高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県養老郡養老町祖父江向野 1418 の 4

(2) 生徒数(令和元年4月8日現在)

(人)

学科	男	女	合計	定員
総合学科	85	272	357	360
生産科学科	49	67	116	120
食品科学科	36	83	119	120
環境園芸科	61	56	117	120
全学年	231	478	709	720

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在 定期監査資料から） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	23	
教頭	2	2	常勤実習助手	1	支援員等	3	
教諭等	52	47	栄養士	1	学校医等	6	
初任者研修担当	1	0			業務専門職	2	
養護教諭	1	1			実習補助専門職	2	
事務職員	5	5					
司書	1	1					
栄養士	1	0					
計	79	71	計	8	計	36	4

(4) 進路状況（定期監査資料から） (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	132	98	230
平成 30 年度	118	115	233

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・陸上競技部：東海選手権 女子ハンマー投げ 出場
- ・フェンシング部：全国選抜大会 女子団体エペ 5位
- ・柔道部：東海高校総体 女子 78 kg 超級出場
- ・なぎなた部：県高校総合体育大会 団体 2位 東海大会出場
- ・吹奏楽部：東海吹奏楽コンクール 銀賞等
- ・農業クラブ：農業クラブ全国大会農業鑑定競技会 分野園芸、食品、家畜 優秀賞

(6) 特色

大正 10 年に創立された大垣農業高等学校と昭和 23 年に創立された養老女子商業高等学校が、平成 17 年 4 月に統合し、現在の大垣養老高等学校となった。全日制で、岐阜県西濃地区唯一の総合学科と農業科を設置する高等学校である。総合学科には 4 つの系列があり、農業科には、生産科学科、食品科学科、環境園芸科の 3 学科が設置されている（令和 2 年度から再編成予定である。）。また、ユネスコスクール加盟校でもある。校内には、寄宿舎「いぶき寮」が設置されている。養老女子商業高等学校の旧校舎（所在地：養老郡養老町押越 17 番 6。以下、「養老校舎」という。）については、一部部活動が利用している。

2 監査の重点及び監査手続

大垣養老高等学校は、農業科があることから、農場の管理等について着目した。また、養老校舎の利用状況等にも着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年11月8日、大垣養老高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行い、同年12月2日には養老校舎の現地調査とヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、薬品点検簿や寄付採納手続、バスの運用規程等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【参考報告 大垣養老高等学校】

令和元年9月に、PTAが防犯カメラ3台を不審者対策のために設置した。学校とPTAとの間で使用貸借契約を締結し、「岐阜県立大垣養老高等学校防犯カメラ管理要綱」を策定した。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定されている。

防犯カメラにより記録された情報の取扱いを規定した例として、参考になる。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄宿舎のエアコン

【事実関係】

寄宿舎事務室には、エアコンが、PTA会費で設置されており、PTA会計の物品一覧に記載されている。学校職員が使用するため経費負担は県となっているが、使用貸借契約の締結はされておらず、備品登録もされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

同規則第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 大垣養老高等学校】

寄宿舎のエアコンは、学校がPTAから使用貸借をしているものとして、使用貸借契約を締結し、備品登録すべきである。

（2）薬品管理

【事実関係】

「理科薬品点検簿」には、薬品の点検をした日にちを記載し、校長・教頭・事務部長・理科主任・担当者が確認して押印することになっている。点検は、年3

回行われているが、担当者以外の押印がされていない点検が多数ある。特に、平成 29 年は担当者以外に誰も押印しておらず、平成 30 年は、担当者と理科主任のみが押印している。

【規範】

「薬品の取扱要領等校内規程（大垣養老高等学校）」第 1 項「管理者（または管理者に依頼された者）は、購入量及び使用料と保有量（保管量）の確認を定期的に行う。記録用紙は半年ごとに校内決裁を受ける。」

【指摘 大垣養老高等学校】

薬品の点検について、半年ごとに校内決裁を受けるべきである。また、校内決裁を受けたことが分かるように記録を残すべきである。

（3）図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計歳入歳出決算書によると、図書館用図書（雑誌等）として、19 万 7349 円分の支出がある。P T A からの図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣養老高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

（4）A E D の設置台数及び設置場所

【事実関係】

A E D が、県費で購入したものが 1 台、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から使用貸借しているものが 1 台ある。1 台は、本校舎の体育館に、1 台は養老校舎の体育館に設置されている。

【意見 大垣養老高等学校 学校安全課】

農業高校であるため、本校舎は敷地も広く、生徒が屋外で作業する機会も多い。本校舎で設置されている体育館から敷地北側の水田まで 500 メートル以上離れており、駆け付けるために時間がかかってしまう。他校では一つの校舎に 2 台設置されていることからすれば、本校舎に 1 台のみの設置は、不十分である。早急に増設するのが望ましい。

(5) 芸術品の寄附採納手続

【参考報告 大垣養老高等学校】

校長室に展示されている書「自主創造」について、平成24年10月1日に寄附を受け、寄附採納手続を行った。取得価格は、寄贈者の自己申告価格である。

他校では、校内に展示されている書や絵画などの芸術品については、寄附採納手続がとられず、所有者が不明なものも見受けられる。寄附採納手続がとられている例として参考になる。

5 施設

(1) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するマイクロバス2台が校内に駐車されている。所有者は同窓会及び部活動後援会である。車検証や保険証券の写しを学校で保管しており、車検証上、所有者は自動車販売業者、使用者は保護者個人となっている。上記バスについては、駐車している敷地について目的外使用許可の手続はとられておらず、学校との間で使用貸借契約も締結されていない。

大垣養老高等学校諸規定のうち、「6. 部活動支援バス運用規程」が定められ、第5条（承認）において、「バスを利用する場合は、使用予定の7日前までに部活動支援バス使用承認願（部活動支援バス管理規程別記様式1）を提出し、校長の承認を受ける。」とされている。また、第12条ないし第17条において、燃料代・高速料金の負担について、休日・長期休暇で各部活動が使用する場合は、各部の負担とし、養老校舎の体育館への移動その他学校行事等で使用する場合及び高体連・高文連・高野連主催の大会や協会主催の大会に使用した場合は、部活動後援会会計において負担することとされている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

岐阜県会計規則第86条の2において、「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。

【指摘 大垣養老高等学校】

同窓会及び部活動後援会の所有するバスについては、規程があることや、校長がバスの使用について承認をしていること、使用を特定の部活動に限定していないことから、学校が同窓会及び部活動後援会から借りた上で、管理していると解される。その場合、同窓会及び部活動後援会との間で、マイクロバスについて、

使用貸借契約を締結すべきである。

一方、専ら部活動において使用され、かつ、経費を各部活又は部活動後援会が負担していることからすれば、利用・管理しているのはあくまでも各部活又は部活動後援会とも解しうる。その場合は、マイクロバスの駐車場所について目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部で使用している物置が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣養老高等学校】

物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 寄宿舍

【参考報告 大垣養老高等学校】

農業者経営育成研修等により、年間 1744 名の利用実績がある。寄宿舍の有効活用例として、参考となるため報告する。

(4) 養老校舎の管理

【事実関係】

養老校舎は、現在、体育館を部活動で、グラウンドを学校開放事業で養老町に貸し出す以外には使用されていない。

管理状況としては、週に 1 回、事務職員 1 人が訪問し、事務室や校長室等の校舎と体育館を確認している。グラウンドの草刈りのために 2 人がかりで出向くこともある。また、セキュリティ会社による定期的な訪問もある。

養老校舎の管理費用としては、電気、水道、浄化槽点検代、警備費用などで、年間 100 万円以上が支出されている。

【意見 大垣養老高等学校 教育総務課】

旧校舎の活用方法を検討するのが望ましい。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会が平成31年2月に開催されている。しかし、議事録等に記録がないため、学校預り金の予算や決算承認がされたかどうかは不明である。

【規範】

「学校預り金事務取扱要領」第6条第1項において、「校長は、毎会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

さらに、岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」すること、同条第5項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 大垣養老高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算及び決算について承認を得るべきである。また、承認をされている場合、承認された旨を明確に議事録に記録すべきである。

7 債権・契約

(1) コンクリートブロック撤去の随意契約

【事実関係】

大阪の震災による事故後、建築基準法に適合しない渡り廊下のコンクリートブロック塀の撤去のため、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして、特定の業者と一者随意契約をした。随意契約理由説明書には、見積合わせをしていたのでは時期を失する理由として、「緊急点検の結果、建築基準法に適合していない状況にあることが判明したものである。緊急に撤去して安全を確保する必要がある、見積り合わせをしていたのでは時期を失する」と記載されている。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

岐阜県会計規則第141条「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」

随意契約事務処理要領⑥別紙6「ウ「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄について「見積合せをしてい

たのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」

【指摘 大垣養老高等学校】

緊急性のため、随意契約とする場合であっても、原則として二人以上の者から見積書を提出するものとされている。

上記随意契約理由説明書の記載では、見積合わせをしては時期を失する理由が十分に説明されているとは言い難い。コンクリートブロック塀の修繕は、同時期に他校でも行われているが、設置個所や通行量によって緊急性が異なるため、指名競争入札によって修繕した事例や二人以上の見積合わせをした事例もある。設置場所の状況や工事完了期限等、緊急を要する事情を具体的に記載すべきである。

(2) 部室の鍵の修繕の随意契約

【事実関係】

野球部の部室の鍵が回りづらくなっていたため無理に開けようとしたところ、鍵が壊れる事故が起きたことをきっかけに、他の部室の鍵すべての修繕について、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして、特定の業者と一者随意契約をした。随意契約理由説明書には、見積合わせをしていたのでは時機を失する理由として、「鍵のドアへの取り付けが緩み、同様の事故が起きる恐れがあること」が記載されている。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

岐阜県会計規則第141条「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」

岐阜県会計規則取扱要領141条関係1（五）は、上記「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある」場合として、「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」を挙げている。

随意契約事務処理要領⑥別紙6「ウ「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄について「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」

【指摘 大垣養老高等学校】

本件では、野球部の部室と同様の事故が、他の部室でも起こる可能性が高いと

は直ちには考え難い。上記随意契約理由説明書の記載は、見積合わせをしていたのでは、時期を失する理由といえるか疑問である。同様の事故が起こる可能性及び緊急性を要する事情について、合理的に跡付け又は検証できるだけの理由を記載すべきである。

8 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

時間外勤務命令簿には、職員会議の場合のみ記載しており、生徒指導の場合は、時間外勤務があるものの、記載していない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項では、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」とされている。

【指摘 大垣養老高等学校】

生徒指導による時間外勤務は、「生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当するため、時間外勤務命令簿を記載すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎日職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。なお、産業医の職場巡視の際には、チェックリストを使用した巡視記録が作成されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の

結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣養老高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

9 学校内規

(1) 薬品の取扱要領等校内規程

【事実関係】

「薬品の取扱要領等校内規程（大垣養老高等学校）」は、内規として提出された「諸規程」には掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣養老高等学校】

薬品の取扱要領等校内規程は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、内規である「諸規定」に掲載すべきである。

第 27 大垣商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市開発町 4 丁目 300 番地

(2) 生徒数(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制（総合ビジネス）	158	242	400	400
全日制（会計）	102	137	239	240
全日制（情報）	71	47	118	120
全日制（小計）	331	426	757	760
定時制（商業）	26	32	58	160
合計	357	458	815	920

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

		定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
全 日 制	校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	
	教頭	2	2	常勤養護助教諭	1	非常勤講師	21	
	教諭等	47	43	常勤実習助手	2	校医等	7	
	養護教諭	1	1					
	実習助手	5	3					
	事務職員	3	3					
	司書	1	1					
	計	60	54					
定 時 制	副校長	1	1					
	教諭等	10	10					
	養護教諭	1	0					
	事務職員	1	1					
	計	13	12	計	9	計	30	4

(4) 進路状況

全日制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	219	76	295
平成 30 年度	199	80	279

定時制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	3	13	16
平成 30 年度	8	7	15

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

全日制

- ・速記部：第88回全国高等学校速記競技大会 団体3位等
- ・簿記部：第38回全国高等学校IT・簿記選手権日商簿記 簿記部門 団体4位等
- ・ワープロ部：第65回全国高等学校ワープロ競技大会 団体7位等
- ・コンピューター部：第38回全国高等学校IT・簿記選手権 出場
- ・ITリサーチ部：第26回全国高等学校生徒商業研究発表大会 優秀賞
- ・体操部、陸上競技部：全国高等学校総合体育大会出場等

- ・弓道部：国民体育大会出場
- ・なぎなた部：幸村杯第3回全国高等学校男子なぎなた選手権大会 個人準優勝等

定時制

- ・バドミントン部：平成30年度全国高等学校定時制通信制体育大会 女子団体出場等

(6) 特色

明治35年に創立され、昭和23年に大垣女子商業高校と統合した西濃地域唯一の商業高校である。全日制の設置学科は、総合ビジネス科、会計科、情報科の3学科である。定時制の設置学科は、商業科である。

2 監査の重点及び監査手続

大垣商業高等学校は、伝統ある学校であることから、同窓会などの寄附や私費会計に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月28日、大垣商業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄付採納手続に関する書類やPTA物品使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 答案の持出しの管理

【事実関係】

教員が、答案を校外に持出しをする場合、「外部記録媒体・PC等の持出（使用）に関する申請書」を提出することになっている。申請書では、申請の際と、持出し終了報告の際に、校長、教頭、教務が確認し、印鑑を押すことになっている。しかし、平成30年6月8日申請日の同申請書には、終了報告の校長、教頭、教務の確認の印鑑がいずれも押されていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5適正管理（条例第9条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続（例）】とその

持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 大垣商業高等学校】

管理職が答案の持出終了の確認をし、確認をしたことを記録に残すべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

不審者対策のため、P T Aが平成 23 年に 7 台防犯カメラを設置した。現在も P T Aの所有である。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣商業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 寄附採納手続

【事実関係】

平成 27 年 10 月 7 日に、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から、デジタルCO2モニターなど 10 点（合計額 62 万 8404 円）について、寄附の申込があり、承諾している。しかし、維持費用等の検討をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 大垣商業高等学校（改善報告）】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

令和 2 年 1 月 6 日付けで、上記物品について、維持費の見込額を検討した上で寄附を受け入れる決定をしたので、改善報告とする。

(2) 図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計歳入歳出決算書によると、生徒希望図書購入費として、59万9857円分の支出がある。PTAが購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣商業高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) PTA及び部活動後援会からの借入物品

【事実関係】

PTAと学校との間で、平成7年4月1日に締結した「PTA物品使用貸借契約書」が更新されて継続している。上記契約書では「PTA備品出納簿に記載する物品」が使用貸借の対象となっており、「PTA購入品管理簿」及び「PTA部活動振興費購入品管理簿」が作成されている。上記管理簿には、吹奏楽部やなぎなた部など各部活動が使う物品が、各部活動の顧問を「使用者」として登録されている。

このように、学校が、PTA及び部活動後援会から、物品を借りている。しかし、学校において、備品登録はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2第1項「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

岐阜県会計規則第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 大垣商業高等学校】

PTA及び部活動後援会から借りている物品について、学校の物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

(4) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、不審者対策のため、PTAが平成23年に7台設置した。現在もPTAの所有である。PTAと学校の間で使用貸借契約は締結されていないし、備品登録もされていない。

【規範】

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について(照会)」には、「PTA等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 大垣商業高等学校】

防犯カメラについて、PTAと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。なお、防犯カメラのデータの取扱いについても、管理主体や方法を明確にするなど、契約書に規定するのが望ましい。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上には物置が複数設置されており、使用しているのは野球部と陸上部である。いずれについても行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 大垣商業高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するバスが3台ある。使用しているのは野球部と女子バレーボール部とバスケットボール部である。所有者は保護者会会長名義となっている。いずれについても駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 大垣商業高等学校】

マイクロバスが駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 修学旅行費の取扱い

【参考報告 大垣商業高等学校】

全日制の修学旅行は、生徒が業者との間で直接契約しており、料金も直接支払いを行い、旅行業者の方で積立てている。そのため、学校預り金とはしていない。修学旅行費は、学校預り金から旅行業者に支払いをしている学校が多数を占めるため、参考報告とする。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、日常的に職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

なお、管理当番による巡視状況を記載した管理日誌は作成されており、管理職が確認をして押印するようになっている。ヒアリング後に、管理当番日誌の様式を変更し、管理当番が職場状況（職員室等）について、環境（照明・換気等）及び整理整頓について記載する欄が設けられた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣商業高等学校】

「職場巡視用チェックリスト」などにに基づき衛生管理者による職場巡視を行い、その都度記録化すべきである。管理当番日誌の様式変更は、一定の改善ではあるが、あくまでも管理当番による記録であり、衛生管理者による職場巡視の記録とはいえない。「職場巡視チェックリスト」による記録化を検討すべきである。

第 28 大垣工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市南若森町 301 番地 1

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
機械科	238	2	240	240
電子機械科	112	6	118	120
電気科	117	2	119	120
建設工学科	101	18	119	120
化学技術科	97	15	112	120
電子科	109	6	115	120
情報技術科	100	5	105	120
合計	874	54	928	960

定時制

(人)

	男	女	合計	定員
工業技術科	102	2	104	160

(3) 組織及び構成（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	非常勤講師	15	3
教頭	2	2	実習助手	3	業務専門職	2	
教諭等	69	62					
初任者研修定数	1	0			実習補助専門職	1	
養護教諭等	2	2			校医等	7	
実習助手	17	14			薬剤師	1	
事務職員	7	7					

計	99	88	計	11	計	26	3
---	----	----	---	----	---	----	---

定時制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	講師	2	非常勤講師	5	4
教諭等	10	8			校医等	5	
養護教諭等	1	1			薬剤師	1	
実習助手	2	2					
事務職員	1	1					
学校栄養職員	1	1					
計	16	14	計	2	計	11	4

(4) 進路状況

全日制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	77	219	296
平成 30 年度	84	304	220

定時制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	2	14	16
平成 30 年度	2	28	30

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

全日制

- ・ソフトテニス部：東海高等学校総合体育大会 学校対抗戦・個人戦出場等
- ・陸上競技部：東海陸上選手権大会 男子 3000mSC 8 位
- ・レスリング部：全国高等学校総合体育大会レスリング競技女子フリースタイル 5 位等
- ・バドミントン部：全国高等学校総合体育大会バドミントン競技団体の部出場等
- ・卓球部：東海卓球選手権大会 ジュニアシングルス・一般ダブルス出場等
- ・放送部：NHK杯全国高校放送コンテストラジオドキュメント部門・創作ラジオドラマ部門・テレビドキュメント部門出場 全国高等学校総合文化祭ビデオメッセージ部門出場
- ・情報技術部：全国高等学校総合文化祭産業（工業）部門 2018 信州総合文化マイコンカーラリー全国大会 Advanced Class 11 位 Basic Class 11 位等

定時制

・柔道部：全国高等学校定時制通信制総合体育大会第49回柔道大会団体女子優勝等

(6) 特色

大正13年に岐阜県第二工業学校として創立され、昭和23年に大垣市立工業学校と合併して校名を岐阜県立大垣工業高等学校に変更した。西濃地域唯一の工業高校である。全日制の設置学科は、機械科、電子機械科、電気科、建設工学科、科学技術科、電子科、情報技術科の7学科である。定時制の設置学科は、工業技術科である。同窓会を法人化した一般財団法人岐阜県立大垣工業高等学校同窓会が、購買部を運営している。

2 監査の重点及び監査手続

大垣工業高等学校は、工業高校であることから多数の物品が存在するため、物品の管理状況に着目して、監査を実施した。また、部活動や同窓会などの私費会計（団体徴収金）などについても、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月18日及び同年10月28日、大垣工業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や滞納授業料請求の記録等の提出資料の書類監査を行った。同年10月28日、関係人調査として、一般財団法人岐阜県立大垣工業高等学校同窓会の担当者から、資料を徴求し、ヒアリングを実施した。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 外部記録媒体の管理

【事実関係】

USBメモリの使用記録簿において、ほとんどの使用で「使用期間」欄に申請日の日付のみ記載されており、返却予定日の記載がなかった。しかも、申請日と解除日の間が1日以上あるもの（使用期間が2日間以上のもの）が多く、1か月以上あるものや平成31年4月から令和元年10月28日のヒアリング時まで返却が確認されていないものもあった。ヒアリング時の説明では、毎月所在確認はしているが、口頭で、使用者が持っているという報告を受けているだけとのことである。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）、「第2章（第4条、第5条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘 大垣工業高等学校】

外部記録媒体の使用を許可するにあたっては、使用期間の見込みを記載させた上、目的と見合った使用期間であるかどうかも確認すべきである。また、1か月以上も貸し出している上、所在を口頭で確認するだけでは、管理しているとはいえない。貸出期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

不審者対策として、令和元年10月に、女子トイレ前に防犯カメラを1台設置した。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見① 大垣工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【意見② 大垣工業高等学校】

防犯カメラの設置場所が、女子トイレの入り口を撮影する配置となっている。一般にトイレはプライバシー性の高い場所であるから、現在の防犯カメラの設置位置は女子生徒のプライバシーへの配慮が欠けている。また、不審者対策としては、付近の廊下や出入口を撮影することでその目的は達成できるから、場所を変更するのが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品管理

【事実関係】

令和元年7月18日の往査時、過酸化水素水等が保管された冷蔵庫（施錠できる薬品庫の外に設置されている。）は鍵がかからないものであり、劇物等の表示もなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。また、大垣工業高等学校の「医薬用害毒物劇物危害防止規程」第4条（2）【参考：保管庫の条件】として「施錠できるものであること」と記載している。

【指摘 大垣工業高等学校（改善報告）】

盗難や紛失防止のため、毒劇物を保管している冷蔵庫には、鍵をつけるべきである。

令和元年10月28日の往査時には、冷蔵庫に外付けで鍵を取り付けていたのので、改善報告とする。ただし、外付けの鍵である為、他の高等学校で設置されている鍵付き冷蔵庫に比べると、防犯上十分とはいえない。

（2）図書

【事実関係】

平成30年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、9万9945円分の支出がある。育友会の購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣工業高等学校】

育友会からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

（1）学校が借りている土地

【事実関係】

大垣市から土地を借りて、学校用地として使用している。使用貸借契約を締結しているが、契約書が確認できない。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、当該事項のうち契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

同規程第 5 条「本庁の課長又は現地機関等の長は、当該課又は現地機関等における文書の管理の状況を常時把握し、文書の紛失等の防止その他適正かつ能率的な文書の管理のために必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 大垣工業高等学校】

権利関係を明確にし、紛争を予防するため、契約書を作成すべきである。また、契約書は、学校においても写しなどで把握しておくか、最低限所在が分かるようにしておくべきである。

(2) 部活動の物置

【事実関係】

グラウンド上には陸上部が使用している物置が設置されている。また、校舎内（図書館下）に育友会所有のものと思われる物置も設置されている。往査時には所有者は不明との回答であった。いずれの物置についても、行政財産の目的外使用許可はとっていない。さらに、グラウンド近くの物置の一部は、大垣市から借入をしている土地にかかっているが、大垣市から転貸の承認は得ていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣工業高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であるかを確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2「借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例による。」

民法第 594 条第 2 項「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」

民法第 612 条第 1 項「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。」

【指摘② 大垣工業高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、県有地の部分については、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

また、上記物置が設置されている敷地について、大垣市から借入をしている土地の部分については、大垣市の承諾を得た上で、転貸をするかどうかの判断をすべきである。

(3) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するバスとして、同窓会が所有するものが 1 台、父兄会が所有するものが 2 台、校内に駐車されている。ヒアリングによれば、同窓会のものは、先日、車検があったので、車検証と任意保険の保険証券を確認したが、父兄会の 2 台は確認していない。また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣工業高等学校】

父兄会及び同窓会の保有するマイクロバスが駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4) 同窓会館（工友館）

【事実関係】

同窓会館として、豊栄館と工友館があり、実態としては、両館とも、同窓会ではなく、学校が管理している。しかし、工友館については、工友館使用規定があり、「一、この建物の岐阜県（大垣工業高校）に移管し、施設の維持管理を同窓会が代行するものとする。」「一、管理者（同窓会）は、この建物の維持管理遂行業務を太鼓部に委託し行うものとする。（太鼓部は、練習場はもとより館全体を常に整理整頓清掃に努め、建物の維持管理に貢献するように心がけるものとする。）」と規定されている。工友館 2 階にある練習場は、太鼓部が使用しているものの、建物の管理は学校で行っているとのことであった。規定制定時の実情は

分からないが、現状の管理状況と規定は、合っていないとのことであった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 49 条「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。」

【指摘 大垣工業高等学校】

工友館使用規定が実情と合っていないということであれば、規定を改定すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は、平成 30 年 4 月 17 日と同年 10 月 10 日の 2 回開催されている。委員会の記録によれば、学年諸費、生徒会会計、生徒会特別会計、安全振興会会計、給食会計について説明がなされているが、予算(案)や決算(案)について承認された旨の記載はない。

【規範】

大垣工業高等学校の学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は枚会計年度開始時に学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣工業高等学校】

学校預り金運営委員会において、学校預り金の会計種別ごとの事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)について承認を得た上、その事実を明確にするために議事録に記載すべきである。

7 債権・契約

(1) 滞納授業料等及び学校諸費の管理

【事実関係】

アンケートによれば、平成 29 年度以前に発生した授業料の未納額が、15 万 7953 円(16 件)となっている。学校では、未納の生徒及び保護者に対して、通知書の送付や電話により、支払を求めており、その経緯を記録している。ある滞納事案では、保護者に対し、週 1 回以上架電をしたり、支払いを求める文書を毎月送付したりする対応を 3 年以上継続している。

大垣工業高等学校の「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第 4 条(卒業した生徒の授業料滞納に対する本校独自の措置)は、「事務部長は、卒業等した生徒が

要綱第5に規定する再催告にもかかわらず授業料等を納入しない場合には、時効が完成するまで毎月継続して、普通郵便により再催告書を再交付するものとする。」と規定している。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第171条の5は、徴収の停止を規定する。

【指摘 大垣工業高等学校】

督促後1年以上を経過しても履行がされない授業料については、上記地方自治法施行令第171条の2又は第171条の5に基づいて、訴訟手続等の措置又は徴収停止をすべきである。

【意見 大垣工業高等学校】

時効が完成するまで毎月継続して普通郵便により再催告書を再交付することを義務付ける「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第4条の規定は、法的効力もなく、あまり有効とは思われないが、事務局の事務負担は重い。同要領は、改訂が望ましい。

8 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣工業高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

第 29 大垣桜高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市墨俣町上宿 465 番地 1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	39	541	580	600

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	5	業務専門職	2	1
教頭	1	1	常勤実習助手	2	校医	5	
教諭等	40	38			非常勤講師	23	
養護教諭	1	1					
実習助手	3	1					
事務職員	4	4					
計	50	46	計	7	計	30	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	131	61	192
平成 30 年度	128	64	192

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・ソフトテニス部：県高校総体兼インターハイ地区予選団体ベスト 16
- ・バドミントン部：県高校新人大会西濃地区予選 3 位
- ・器楽部：全国高校ギター・マンドリン音楽コンクール努力賞
- ・合唱・吟詠剣仕舞部：合唱部門 全国大会銅賞、全国高等学校総合文化祭文化連盟賞 吟詠剣仕舞部門 全国高等学校総合文化祭文化連盟賞
- ・演劇部：岐阜県高等学校演劇大会奨励賞
- ・茶華道部：花の甲子園東海地区大会敢闘賞
- ・ファッションデザイン部：山田学園高校生とのジョイントファッションショー グランプリ賞、ゴールド賞、シルバー賞

(6) 特色

昭和 22 年に岐阜県稲葉南実業・実家女学校として創立され、平成 7 年に現在の校名に変更され男女共学となった。全日制で、服飾デザイン科、食物科、生活文化科、福祉科の 4 つの学科が設置されている。家庭と福祉の専門学科を設置していること、女子生徒が多いことが特色である。また、専門高校活性化に向けた総合戦略事業などの各種事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

大垣桜高等学校は、設置されている学科に関して、物品と施設に特色があるため、その管理状況に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 18 日及び同年 9 月 24 日、大垣桜高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校預り金運営委員会及び安全衛生委員会の議事録等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

平成 24 年 3 月に県費で 5 台、育友会費で 1 台、平成 25 年 3 月に学年会計で 2 台の防犯カメラを設置した。設置目的は、女子生徒が多いことから不審者対策などの防犯対策強化のためである。育友会と学年会計で設置されたものについてはいずれも寄附されている。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣桜高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 遊休物品

【事実関係】

ミシン台3台が平成4年頃から使用されずに4階デザイン総合実習室に置かれている。平成30年に遊休物品に登録した。要望は出しているが、廃棄費用が出ないため、廃棄できないでいる。そのため、ほかの一般物品の廃棄物品と合わせて廃棄することを検討中である。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 大垣桜高等学校 学校支援課】

使用見込みがないのであれば、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

(2) 図書

【事実関係】

平成30年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、60万0161円分の支出がある。育友会が購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣桜高等学校】

育友会からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 育友会所有の物置

【事実関係】

学校の敷地内に育友会所有の物置が設置されており、学校の授業で使用する手織機が保管されている。上記物置について、育友会との間で使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

不動産は、公有財産である（地方自治法第238条第1項）。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び

清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない（岐阜県公有財産規則第 13 条）、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている（同規則第 27 条の 2）。

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない（同規則第 26 条第 1 項）、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない（同規則第 26 条の 2 第 1 項）。また、校長は学校の施設及び設備（備品を含む）の管理を統括するとされている（岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項）

【指摘 大垣桜高等学校】

上記物置は、土地に定着しており、不動産に該当する。そして、学校の授業で使用する物品を保管しているため、学校が育友会から借りて使用しているといえる。そのため、育友会との間で使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会が平成 31 年 3 月 1 日に開催されている。同委員会の議事録には、審議内容として預り金会計で購入等する項目等の説明がなされた旨が記載され、結果として原案のとおり全会一致で承認された旨の記載がある。

【規範】

「岐阜県立大垣桜高等学校学校預り金事務取扱要領」の第 6 条（予算及び会計年度）の第 1 項において、「校長は、毎会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第 14 条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

さらに、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」すること、同条第 5 項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められており、同規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 大垣桜高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算（案）及び決算（案）について承認を得ているとのことである。しかし、議事録にも原案通り承認された旨の記載はあるものの、何についての承認なのかが判然としない。何について承認を得たのかを、

議事録の記載から読み取れるように明確に記録すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

衛生管理者は、年 42 回、概ね週 1 回のペースで職場巡視を行っているが、巡視のない週もあった。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 大垣桜高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者の巡視に関する「職場巡視用チェックリスト」は、平成 30 年 2 月 15 日のみ作成されており、同日以外の巡視については、安全衛生委員会の議事録において「異常なし」とのみ記載されている。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらってください。」などと通知が出されている。

【指摘② 大垣桜高等学校】

議事録上の「異常なし」とのみの記載では、衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、安全衛生委員会出席時と検診のために来校した際に、校内巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘① 大垣桜高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による校内巡視について、平成 30 年 2 月 15 日に作成された「職場巡視用チェックリスト」以外には巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 大垣桜高等学校】

記録がなければ産業医の学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、産業医の学校巡視の際には、その結果の記録化を求めるべきである。

第 30 不破高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県不破郡垂井町宮代 1919 の 1

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	男	女	合計	定員

全学年	181	154	335	360
-----	-----	-----	-----	-----

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	4	再任用P	2	
教頭	1	1	養護助教諭	1	非常勤講師	11	
教諭等	31	28			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			業務専門職	2	
実習助手	1	1			図書整理員	1	
事務職員	2	2			学校医	3	
					学校歯科医	2	
					学校薬剤師	1	
					産業医	1	
					キャリアプランナー	1	
					特別支援教育支援員	1	
計	37	34	計	5	計	26	0

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	47	42	89
平成30年度	41	47	88

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・剣道部 (スポーツチャンバラ) : 第44回全日本選手権大会楯長剣3～4級の部準優勝、第43回世界選手権大会長剣フリー1・2級の部第3位
- ・バドミントン部 : 西濃地区総合体育大会バドミントン競技男子団体第3位等
- ・弓道部 : 岐阜県高等学校総合体育大会西濃地区予選男子団体第3位
- ・美術部 : 平成30年度岐阜県高等学校総合文化祭美術・工芸展絵画の部入選
- ・吹奏楽部 : 第56回岐阜県吹奏楽コンクール西濃地区銅賞
- ・自然科学部 : 平成30年度日本動物学会中部支部大会優秀賞
- ・水球 (個人) : 第73回国民体育大会第7位

(6) 特色

昭和25年に創立された全日制・普通科の高等学校である。平成17年度から単位制を導入した。単位制のメリットを最大限に活用するため、進路希望に応じた5つの類型のコースを編成し、少人数の授業を展開していることが特色である。また、キャリア教育アドバイザー配置事業、地域連携による活力ある高校づくり

くり推進事業及び高等学校における演劇等ワークショップなどの各種事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

不破高等学校は、借地が多いため、敷地の権利関係に着目した。また、県の各種事業など新たな取組みをしていることから、それらの事業の執行状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月3日、不破高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、土地の賃貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラ3台が、PTA会費によって設置された。設置目的は、生徒の非行防止である。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 不破高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラ3台が、PTA会費によって設置された。設置目的は、生徒の非行防止である。PTAとの間で使用貸借契約は締結されていない。また、備品登録されていない。

【規範】

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「PTA等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使

用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いします。」とある。

【指摘 不破高等学校】

防犯カメラについて、P T Aと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。なお、防犯カメラのデータの取扱いについても、管理主体や方法を明確にするなど、契約書に規定するのが望ましい。

(2) 薬品の使用簿

【事実関係】

薬品の使用簿を備えて薬品の使用状況を管理している。使用簿は、日付、薬品名、残量（容器含む）、使用料、使用目的、使用者を記載するものであるが、記入欄なども含めて全て大学ノートに鉛筆による手書きで記載されている。使用簿とは別に薬品管理台帳としてエクセル表で薬品名、毒物・劇物・危険物の分類、保管場所、取得日、日付、残量が記載されたものがある。

【意見 不破高等学校】

現在のノートへの記入は、その都度記入欄を作らなければならない、効率的ではないため、継続的に使用できる使用簿の書式を作成するのが望ましい。他校の例では薬品ごとに使用簿の書式を作成し、薬品ごとに使用頻度や残量が分かるようにしているものがある。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として、8 万 7132 円分の支出がある。P T A 会計から購入された図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 不破高等学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 借入をしている土地

【事実関係①】

学校用地として、以下通りの土地を借り入れている。

所在地（不破郡垂井町）	地目	賃料(年額)	使用目的	貸主	契約書の有無・契約日
宮代会下 1916 番 9、1916 番 10、1916 番 11、1919 番 4	宅地	無償	校舎敷地	垂井町	あり S50.4.11
宮代会下 1904 番、1905 番、1908 番 1-1、1908 番 1-2、1908 番 2-1、1908 番 2-2、1908 番 2-3	畑	177 万 2570 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 5、1906 番 1、1906 番 2	畑	50 万 3636 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 7	畑	32 万 4611 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1907 番	畑	58 万 4300 円	第二グラウンド	個人	あり。 H28.4.1
宮代牛ヶ島 80 番 1、81 番 1	畑	73 万 5324 円	テニスコート	個人	あり H28.4.1
宮代牛ヶ島 80 番 2、81 番 2	畑	7 万 9608 円	テニスコート	垂井町	あり H28.4.1
宮代会下 1917 番 4	山林	1 万 5735 円	器具庫裏の一部	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 2	墓地	無償	自転車置き場 (第二グラウンド内)	個人	あり H8.12.2

いずれの賃貸借契約書も、契約期間を1年間の自動更新としているため、一方が更新をしない旨の意思表示をすることにより、1年以内に契約は終了する。

【意見 不破高等学校 教育財務課】

自動更新制が採られているため、契約期間満了前の一方的な意思表示により、契約を終了させられ、その場合には、学校に明渡義務が生じる。現在も利用中の校舎敷地について、万一にもこのような事態が生じる場合には、生徒の処遇を含めて多大な影響を生じることとなる。契約内容が実態に即していないため、使用貸借の終了について、目的に従った使用収益が終了したときとする（民法第591条第2項）、更新拒絶の意思表示をすることができる期間を制限する等の内容に

変更するよう貸主との間で交渉するのが望ましい。

【事実関係②】

上記土地のうち個人から借り入れている土地については、毎年賃貸人によって確認をし、賃料の請求書を発行してもらっている。もともと、第二グラウンドの一部で地目が墓地となっている土地については、そのような確認は行っていない。また、同土地については、登記簿上の名義人と平成8年12月2日作成の賃貸借契約書上の貸主名が異なっており、所有者と貸主が同一人物であるか不明である（類似しているため同一人物の可能性はある。）。さらに、契約書作成時から20年以上が経過しているため、現在の所有者が誰かの確認もできていない。

【規範②】

岐阜県公有財産規則第26条第3項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」と規定し、第26条の2第2項により借受財産及び貸借財産台帳に準用されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定している。

【指摘② 不破高等学校 教育財務課】

土地の登記上の所有者と契約書の貸主が同一人物であるのか、また、相続等により所有者に変更がないかを確認すべきである。具体的には、貸主の現在の住所を調査した上、面談等により、現状を確認すべきである。

【事実関係③】

上記借入をしている土地のうち、第二グラウンドは、現在イベントがある時に駐車場として使用する以外はほとんど使用されていない。第二グラウンドのために借入をしている土地の賃料合計は年額318万5117円である。

【規範③】

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

地方財政法第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」

【指摘③ 不破高等学校 教育財務課】

ほとんど使用していないグラウンドの賃料として、年間300万円以上の支出は高額である。また、貸主が個人であるため、貸主の高齢化や相続の発生に伴い、意思確認や契約の変更又は解除が困難になる可能性が高い。早期に契約の解除、明渡し及び原状回復について検討すべきである。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部で使用している物置が設置されている。物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 不破高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 部屋の鍵

【事実関係】

校舎の各教室の鍵は、事務室及び職員室において管理しているが、職員が持ち出す際に記入する使用簿はない。職員室で管理している鍵については、授業をする者が授業前に持っていくという認識である。

【規範】

岐阜県立高等学校規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する」と規定し、同条 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない」と規定している。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 不破高等学校】

教室の鍵を誰が使用しているかわかるように使用簿を作成し、記載するようにすべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は設置されているが、開催されていない。また、予算案と決算案については学校内の回議がなされているが、PTA 会長による決裁はない。

【規範】

「岐阜県立不破高等学校学校預り金事務取扱要領」の第5条第1項「校長は、学校預り金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする「学校預り金運営委員会」を置かなければならない。」

同第6条第1項「校長は、毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 不破高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)の承認を受けた上で、その旨を記載した議事録を作成すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、月1回、職場巡視を行っている。

【規範①】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 不破高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による職場巡視について、巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下

さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 不破高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 不破高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

(3) 職員の兼職・兼業の承認

【事実関係】

職員には審判（サッカー、バスケット）の資格を持っている者がおり、休日に審判をして日当を受けとっている。しかし、兼職・兼業の承認は得ていない。また、学校が承認を得るように指導もしていない。

【規範】

教育公務員特例法第17条第1項「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障が無いと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。」

【指摘 不破高等学校】

当該職員は、法令に基づき兼業の承認を得るべきである。また、学校は、職員

に対し、兼職・兼業の承認を得るように指導すべきである。

8 学校内規

(1) 学校預り金事務取扱要領

【事実関係】

学校預り金事務取扱要領はあるが、「職員必携」に掲載されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第3章の3「私費（学校諸費）会計の管理運営」「(1) 適正な会計事務」において、「私費（学校諸費）の会計事務処理にあたっては、(略)「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA（育友会）会計事務取扱要領」のより厳格な運用を行う。」とされている。

【指摘 不破高等学校】

学校預り金の会計事務処理については、取扱要領に基づいた厳格な運用を行うことが求められているため、取扱要領の内容は、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「岐阜県立不破高等学校学校預り金事務取扱要領」を職員必携に掲載すべきである。

第31 海津明誠高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県海津市海津町高須町 11-1

(2) 生徒数（令和元年6月1日現在） (人)

学科	男	女	合計	定員
普通科	162	174	336	360
情報処理科	75	35	110	120
生活福祉科	10	92	102	120
合計	247	301	548	600

(3) 組織及び構成（令和元年6月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	1
教頭	2	2	実習助手	2	非常勤講師	8	
教諭	44	37			キャリアプランナー	1	
養護教諭	1	1			学校医等	5	
実習助手	3	1					

事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	55	46	計	8	計	16	1

(4) 進路状況 (令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	121	57	178
平成30年度	102	74	176

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・ヨット部：東海高等学校総合体育大会 420級 全国大会出場
 全国高等学校総合体育大会 420級 出場
 第73回国民体育大会セーリング競技 少年男子 (レーザーラジアル級・420級) 出場

(6) 特色

令和2年に創立100周年を迎える。平成17年に岐阜県立海津高等学校と岐阜県立海津北高等学校が統合して、現在の校名に至る。地元から自転車通学する生徒が多い。

また、地域連携による活力ある高校づくり推進事業の指定を受けている。

2 監査の重点及び監査手続

学校舎では、海津市からの借地があり、また、ヨット部での活動に際した借地などがあることから、かかる点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月21日、海津明誠高等学校の管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書の除籍に関する決裁書類などの提出資料についての書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 個人情報管理規定

【事実関係】

海津明誠高等学校では、個人情報管理規定が設けられているところ、平成19年11月21日の規定制定以来、改正がなされていない。

【意見 海津明誠高等学校】

個人情報管理規定が設けられていること自体は情報管理についてのあるべき

体制整備が行われていると考えられる一方で、個人情報保護法等が以後、改正となっていることから、同法改正に併せた規定改正も検討されるのが望ましい。

(2) 答案等持ち出し

【事実関係】

海津明誠高等学校では、常勤講師による答案の持帰りがなされ、その際に点数の操作がなされるという不正事案が平成30年度に発生し、県教育委員会では懲戒処分を行っている。なお、この事案においては、通常用いられている「答案等持ち出し申請・許可簿」への記録がなかった。

その後に行った学校の再発防止策としては、採点基準を適正にするとともに、答案等持ち出し申請・許可簿の管理を徹底するというものであった。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5 適正管理（条例第9条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【意見 海津明誠高等学校】

当該事案においては、「答案等持ち出し申請・許可簿」に記録されないままに持ち出されてしまった事案であり、管理職において気がつくことができない事案であった可能性もあるが、少なくとも、再発防止策として、日頃から、同記録簿の適正な運用管理を徹底することが重要と思われる。

また、併せて、再発防止策を具体的に行ったことを記録化しておくことが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、

④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 海津明誠高等学校】

P T A からの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(2) 貸出中のボート

【事実関係】

海津明誠高等学校では、愛知県ヨット連盟に対して、ボート 1 艇とボートトレーラーを無償にて貸し出している。

この貸し出しの経緯については、平成 24 年に行われたぎふ清流国体の際に、ヨット競技が岐阜県ではなく愛知県で行われたため、開催施設を借りる条件として、ボートなどを提供したというものである。

学校側が契約書類を管理していないものの、愛知県ヨット連盟から保管証明をもらっているだけの状況が続いている。

また、船舶検査証の更新手続については、岐阜県側の対応としては書類に印鑑を押すだけという状況となっている。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 海津明誠高等学校、教育財務課】

現状では、貸出を続ける理由が不明であり、岐阜県がただ所有者として名前に残っているという状況であり、万一ボートでの事故が発生した場合の所有者責任を問われうるという状況だけが残っていると評価せざるを得ない。

既に使用貸借の目的は終了していると思われることから、使用貸借契約の終了に基づく返還を受けるべきである。

また、学校において、今後の有効利用の可能性がないのであれば、譲渡も含め、処分を検討すべきである。

なお、教育財務課は、学校が適正な物品管理を行うよう指導すべきである。

5 施設

(1) 海津町江東にある艇庫

【事実関係】

海津市が所有する池を P T A が賃借（賃料年額 6 万 3724 円）している。その

P T Aの賃借地を更に無償にて学校が借りて、学校所有の建物（艇庫）が建てられている。

この結果、賃貸人海津市からの転貸承諾が取り付けられている。

【意見 海津明誠高等学校、教育財務課】

契約関係が複雑となっているため、端的に、学校（県）が、海津市との間で使用貸借契約を締結することが望ましい。

なお、P T Aが賃借していた理由としては、当初、ヨット部という特定の部活動での使用が念頭に置かれていたためであったかもしれないが、少なくとも、艇庫が県有のものとなっている現状においては、P T Aを介している合理的な理由はないと思われる。

（2）賃貸期間の内容

【事実関係】

海津市からの賃借地について、期間が1年であるものの、更新拒絶の意思表示なき限りの自動更新制がとられている。

しかしながら、更新拒絶の申し入れる期限の定めがない。

【意見 海津明誠高等学校、教育財務課】

契約書の内容からすれば、契約期間満了の1日前に更新拒絶の申入れをすれば、翌日には更新拒絶をすることが可能となる。

このような自体となれば、県（及びP T A）には即時の明渡義務が発生することになりかねない。かかるリスクが理屈上ありうることから、更新拒絶の申入期間を契約書の条項に設ける交渉をすることが望ましい。

（3）グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには部活動で使用している物置が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 海津明誠高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者（教頭）による学校巡視は週 1 回行われているとのことであるが、学校巡視が行われた際の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 海津明誠高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視は、年 5 回行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 海津明誠高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求

めるべきである。

7 いじめ対策

【参考報告 海津明誠高等学校】

海津明誠高等学校では、いじめの認知件数が、平成 30 年度は急増した。

「いじめの認知件数」が増加した理由は、決して、「いじめ」そのものが増加したというわけではなく、対象事象が、些細なことに思われても、あるいは、その原因が未だ不明確であっても、ひとまずは職員間にて情報共有をして、組織的な検討をしていくという、校長の方針によるものであった。

いじめそのものを防止し、また、重篤な事案に発展することを防止するという対策として、重要な姿勢と思われることから、参考報告とする。

第3章の3 美濃地区

第32 郡上北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

郡上市白鳥町為真 1265 番地 2

(2) 生徒数(令和元年8月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	153	119	272	360

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	養護講師		
教頭	1	1	実習助手		看護講師		
教諭等	28	24	栄養講師		業務専門職	2	
養護教諭	1	1	看護講師		介護専門職		
事務職員	3	3	非常勤講師	9	給食指導員		
実習教諭	1	1	特別支援教育 支援員	1	校医等	6	
栄養教諭			地域創生キャリ アプランナー	1	校務補助員		1
介護員			スクール カウンセラー	1	教員業務 アシスタント		1
計	35	31	計	17	計	8	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	55	44	99
平成30年度	49	44	93

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・射撃部：春季東海地区高等学校ライフル射撃競技大会 男子団体優勝等
- ・相撲部：第70回全国高等学校相撲新人選手権大会 中量級出場等
- ・吹奏楽部：中部日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞(5位)等
- ・創作芸術部：岐阜県高等学校総合文化祭(書道) 入選1名等
- ・演劇部：第66回岐阜県高等学校演劇大会岐阜県大会 奨励賞

(6) 特色

平成30年9月に、70周年を迎えた全日制・単位制高校である。普通科1科であるが、平成元年度入学生より、進学コース、観光・ビジネスコース、福祉・介護コース、地域産業コースと、4つのコースを設置している。また、KCDプロジェクト(郡上北高 地域とともに発展プロジェクト)により、地域中高連携や地域キャリア教育等を実施しており、地域との連携を強く意識した学校である。

2 監査の重点及び監査手続

郡上北高等学校は、KCDプロジェクト(郡上北高 地域とともに発展プロジェクト)に取り組み地域連携を意識した学校であることから、地域連携事業に着目して、監査を実施した。また、4つのコースがあることから、私費会計の処理についても、着目した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月4日の現地ヒアリングのほか、同年10月10日の往査において、管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校運営協議会などの議事録、私費会計の精算明細書等の提出資料について、書類監査を行った。

3 学校運営

(1) 学校運営協議会

【事実関係】

平成30年5月29日開催の第1回学校運営協議会の議事録については、同日時に開催された第1回郡上北高等学校活性化協議会の議事録と同一のためか、学校の運営に関する基本的な方針について承認を得られたことの記載がなかった。

【規範】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第4項「対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。」、同第5項「学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。」

【指摘 郡上北高等学校(改善報告)】

学校運営協議会の議事録に、学校の運営に関する基本的な方針(マニフェスト)について承認を得たことを記録し、ホームページに公開すべきである。

令和元年5月28日に開催された第1回学校運営協議会の議事録には、学校運営基本方針等について承認が得られた旨の記載がある。

4 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係】

USBメモリ使用記録簿を確認したところ、令和元年7月8日が使用期間であり、解除日と記載しながらも、申請日の記載がない申請があった。また、「入試業務」の目的で、使用期間を「平成30年4月1日～平成31年3月31日」として、1年間USBメモリを保管している事例もあった。

【規範①】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）、「第2章（第4条、第5条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘① 郡上北高等学校】

申請日の記載を徹底すべきである。

【規範②】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

【指摘② 郡上北高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も貸し出しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。貸出期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に合計4台（PTA3台，県費1台）設置されているが、防犯カメラの使用及び防犯カメラの保存データ等に関する規程がない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 郡上北高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）年間計画の策定及びルールの策定

【事実関係】

教財第72号平成26年4月11日付「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づく学校のルールは定められていない。また、物品購入の年間計画は策定されていない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 郡上北高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（2）物品の管理

ア 物品のシール

【事実関係】

トレーニングルームに備え付けてあるコンビネーションマシンは、定期監査資料においては、学校の物品として登録されシール等で管理されているが、周囲に置かれているトレーニングベンチ2台について、備品シールが貼られていないため、学校の備品かどうかを確認できない状況があった。

【規範】

岐阜県会計規則第96条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じ

て備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」

岐阜県会計規則第 92 条の 3 「収支等命令者は、原則として毎年度 1 回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

消耗品以外の物品については、岐阜県の備品シールを貼り付けるべきである。

また、物品の照合の際に、物品一覧表に掲載されていない備品（備品シールがないもの）についても、学校の備品なのか確認すべきである。

イ 太鼓の貸出

【事実関係】

学校備品である太鼓（昭和 60 年代に活動していた太鼓部の備品）が白鳥郷土芸能伝承センター（白鳥町白鳥 783 番地 2）に保管されていた。現在、学校において、太鼓の使用はなく、同所に保管をお願いしており、地域の人が利用を申し出たときに使っているとのことである。太鼓を郡上市に貸していることになるが、使用貸借契約の内容（地域の人への貸出等）について定めた使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」

岐阜県会計規則第 98 条「収支等命令者は、第 1 項の規定により物品を貸し付けるときは、借受書を、前項の規定により物品を寄託するときは預り証を、それぞれ相手方から徴するとともに、物品登録内容変更書により当該貸付け又は寄託に係る事項を記録しなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

郡上市との間で、使用貸借契約を締結すべきである。また、郡上市から、借受書を徴すべきである。

ウ 遊休物品

【事実関係】

琴・七宝窯（焼き物の小さな窯）については、授業用に用意されたものであるが、長年使われていない。しかし、遊休物品台帳に登録されていないし、不用決定がされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができな

い物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

琴・七宝窯について、今後の使用について検討し、今後使用しないということであれば、管理換えによって有効な活用を図り、それができないものは、不用決定をすべきである。売り払うことができるかを確認し、売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

エ 寄附物品の受入れ

【事実関係】

平成 27 年度寄附物品（乾温計、粉塵計、風速計）の受入れについて、寄附申込書及び受領書は存在するが、寄附採納手続の決裁書が作成されていなかった。また、物品台帳への登録もされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条で、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、同規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

同規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない」旨を定める。

【指摘 郡上北高等学校（改善報告）】

岐阜県会計規則に定める寄附採納手続及び物品登録をすべきである。

なお、上記指摘を受け、令和元年 7 月 19 日に寄附採納手続を行い、同月 24 日に物品登録を完了している。

（5）図書

【事実関係①】

廃棄図書の予算費目の中に「寄贈」という記述があるものの、過去 5 年以内に寄附採納手続がなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）

も含まれている。

【指摘 郡上北高等学校】

P T Aなどからの図書は寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

【事実関係②】

図書の廃棄のため、社会福祉法人へ寄附（無償譲渡）している。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条 1 項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品(略)で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条 2 項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」とし、同条第 3 項は「岐阜県財産条例第 6 条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」としている。

岐阜県財産条例第 6 条（物品の無償譲渡又は減額譲渡）には「物品は、次の各号の 1 に該当するときは、無償又は時価より低い価額で譲渡することができる。1 公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。2 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

図書を売り払うことができるのであれば、岐阜県会計規則第 99 条 1 項に基づき売払いの手続を執るべきであるし、図書を売払うことができない場合には、岐阜県会計規則第 99 条 2 項に基づき廃棄すべきである。

図書を無償譲渡するためには、「公益上の必要に基づく」かどうか検討して、決裁文書に記録すべきである。

（6）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に合計 4 台（P T A 3 台，県費 1 台）設置されているが、学校と P T A との間に、防犯カメラに関する使用貸借契約等は取り交わされていないし、備品登録もなされていない。

【規範】

平成 28 年 6 月 1 日付教財第 374 号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「P T A 等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認

に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

防犯カメラについて、PTAと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。

なお、使用貸借契約において、防犯カメラ及び保存データの使用目的、管理方法等について規定することが望ましい。

6 施設

(1) マイクロバス

【事実関係】

野球部の後援会のマイクロバスが、学校用地内の駐車場に駐車されているが、目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上北高等学校】

野球部の後援会が保有するマイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) グラウンド整備用の自動車

【事実関係】

部活動保護者会の所有するグラウンド整地用の自動車が、学校のグラウンドに置いてある。グラウンドの整地のため、野球部が使っているとのことである。自動車の所有者は保護者会であり、学校としては車両の駐車を許可しているとの認識である。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上北高等学校】

学校がグラウンドに自動車を駐車することを許可しているのであれば、自動車の駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可の申請をさせるべきである。

(3) グラウンド内における倉庫等

【事実関係】

グラウンドには、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫（「平成 12 年度父母の会」と記載された倉庫を含む）が、複数設置されていた。これらの倉庫等について、所有関係は不明確であり、学校は所有者と使用貸借契約を交わしていないし、倉庫等の敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条には、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」との定めがあり、適切な管理が求められている。

【指摘① 郡上北高等学校】

倉庫等の所有者を確認すべきである。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 郡上北高等学校】

倉庫等の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。

(4) 部屋の鍵

【事実関係】

校舎の鍵について、使用簿や使用台帳が整備されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校規則第 30 条「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する。2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 郡上北高等学校】

鍵の使用簿や使用台帳を整備すべきである。

7 私費会計

(1) 私費会計の情報開示

【事実関係】

郡上北高等学校のホームページには、学校預り金、関係団体の決算書等が掲載されていない状況（閲覧できない状況）である。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第3章 ガイドライン運用のための取り組み」 「2 関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続の徹底～」 「(3) 積極的な情報開示等」には、「学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載（学校支援団体関係等）するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める」と記載されている。

【指摘 郡上北高等学校】

学校預り金及び団体徴収金の会計について、ホームページにおいて公開すべきである。

(2) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

ヒアリング等によると、学校預り金運営委員会は開催されていない。

【規範】

学校預り金事務取扱要領第6条第1項には、「校長は毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

学校預り金事務取扱要領第14条（決算報告）には、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 郡上北高等学校】

事業計画（案）、予算（案）を運営委員会に諮り、監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

(3) グラウンド土砂の購入費

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンド土砂については、県費で申請せずに、PTAが購入している。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。具体例と

して、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

グラウンドの土砂購入費は、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」に該当することから、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。グラウンドの土砂購入費については、公費で負担することを検討すべきである。

8 債権・契約

(1) 緊急随意契約

【事実関係】

ブロック塀を撤去し、コンクリート塀を新設するため、正門塀修繕工事について、「緊急の必要」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）として、一者随意契約を締結している。随意契約理由書の記載では、「3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」の欄に「大阪北部地震により、コンクリート塀が崩壊して生徒が死亡する事故があった。そのため、同じような事故を未然に防ぐために調査したところ、本校でもそれに類似した施設が存在した。危険箇所を早期に解消するために、競争入札に付していたのでは、時期を失すおそれがあるため、緊急に工事を実施する必要がある。」との記載があった。

ヒアリングによれば、理由書記載の事情に加え、予算要求後の教育財務課とのやりとりで予算令達が7月5日(木)にあり、早期工事の必要から7月9日(月)までに一者随意契約により業者発注するよう指示があったとの説明があったが、このような時間的制約の記載は理由書には書かれていなかった。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2（随意契約）では、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。

また、「随意契約事務処理要領」によれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随意契約を行う場合は、随意契約理由書内の「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明する」との記載がある。

【指摘 郡上北高等学校】

緊急性のため随意契約とする場合であれば（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）、理由書の記載を厳格に行い、「予算令達後数日以内に業者発注を行うべき必要がある」等の具体的な時間的制約を記載すべきである。

9 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 12 回開催されている。しかし、議事録は、平成 31 年 2 月 20 日分しかない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 郡上北高等学校】

安全衛生委員会について、毎回の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年に 35 回、巡視を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。

【規範①】

労働安全衛生規則 11 条には、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

【指摘① 郡上北高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視すべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 郡上北高等学校】

衛生管理者による巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

第 33 郡上高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

郡上市八幡町小野 970 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	174	171	345	360
総合学科	28	49	77	80
総合農業学科群	42	34	76	80
森林科学科	76	3	79	80
食品流通科	9	58	67	80

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	10	非常勤講師	7	
教頭	2	2			A L T	1	
教諭等	50	43			業務専門職	2	
初任者研修	1	1			学校医	2	
養護教諭	1	1			学校歯科医	2	
実習助手	7	6			学校薬剤師	1	
事務職一般	4	4			産業医	1	
事務職司書	1	1					3
計	67	59	計	10	計	16	3

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	191	22	213
平成 30 年度	209	26	235

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

14 の運動部が活動し、バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、柔道部、剣道部、陸上競技部、サッカー部、テニス部、野球部など活発に取り組んでいる。令和元年度は剣道部が全国総合体育大会に、陸上部が東海総合体育大会に出場している。

9 つの文化部が活動し、美術部、書道部は、岐阜県高等学校総合文化祭で優秀

な成績を収めるなど活躍している。また、JRC (Junior Red Cross) 部の保育施設・高齢者施設訪問や募金活動、茶華道部による授産施設との交流や茶会の実施等、地域とのつながりを大切にする活動を継続している。

(6) 特色

郡上高等学校は、平成30年10月に創立100周年を迎えた歴史のある学校である。全日制、単位制であるが、平成31年4月1日から、総合学科募集停止とし、単位制普通科、単位制総合農業学科群（園芸科学科、食品科学科、森林環境科学科）として、募集を開始している。教育委員会の指定事業として地域課題探究型学習推進事業推進事業、地域産業の担い手育成総合戦略事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

伝統ある高等学校であり、同窓会等があることや、各学科において預り金が発生していること、寄宿舎があることから、私費会計に着目して、監査を実施した。また演習林や農場などを保有していることから、現場の管理状況も確認をした。

具体的な監査手続としては、アンケートによる照会、提出資料の書類監査を行い、令和元年9月25日、郡上高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、教務主任）のヒアリングを行った。また、同年12月4日、演習林と農場の現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 年間計画の策定及びルールの策定

【事実関係】

ヒアリング及びアンケートから、学校において、物品の調達依頼について、締め切りの設定や年間計画表の作成などのルールが作成されていない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 郡上高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

薬品管理簿が作成されているが、台帳内には、購入年月日、使用年月日、使用者欄がない。

【規範】

学校が独自に定める「学校における毒物・劇物に関する管理について」5②には、「台帳には、薬品名、化学式、保管場所、薬品の法令区分、購入年月日、使用年月日、使用量、使用者、現有残量などを記載する。」と定めている。

【指摘 郡上高等学校】

規程に従って、購入年月日、使用年月日、使用者欄を記載した台帳を作成すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

「平成30年度 P T A一般会計決算報告」によると、「図書購入費 59万9754円」が、「生徒閲覧用図書」として支出されている。また、平成30年5月25日起案の「図書の除籍について」という書面では、合計235冊の廃棄を決裁しているが、廃棄文書の中には、P T Aが購入した図書、寄贈を受けた図書が多数含まれている。これらの図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれているとされている。

【指摘 郡上高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) P T A（行政財産の目的外使用許可の面積）

【事実関係】

P T Aについては、校長（名誉会長）、教頭2名（副会長）、事務部長（会計）、教諭等8名（書記6名、会計監査2名）の12名が、職務専念義務の免除を受けているが、目的外使用許可については、団体専任職員の机部分の5㎡である。

【規範】

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領「第2 許可に関する事務」
「1 申請の手続」「イ 「数量」は、次の点に留意して記載すること」、「② 各種団体等が事務室の一部を使用（供用）する場合で、使用部分を明確に区画することができない場合にあつては、許可希望数量を1人当たり5平方メートルとすること。県職員が職務専念義務免除により使用する場合も同様とする。」と定

める。

【指摘 郡上高等学校】

P T Aについては、職務専念義務免除を受けている職員が12名いるのであるから、面積については、60㎡として申請させるべきである。

(2) 硬式野球部用倉庫

【事実関係】

「郡上高等学校野球部協力会」に対して、グラウンド上に「硬式野球部用倉庫の設置」するため、目的外使用許可を与えている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【参考報告 郡上高等学校】

硬式野球部用倉庫は、郡上高等学校野球部協力会の所有であり、倉庫の設置はグラウンドの本来の使用目的外と整理して、行政財産の目的外使用許可を与えている。

部活動のための倉庫については、学校が使用しているのか、学校が郡上高等学校野球部協力会に置くことを認めているのか、考え方は分かれるかもしれない。

しかし、硬式野球部用倉庫についての所有者及び倉庫の設置についての権利関係を明確にしていることから、参考報告とする。

(3) 部活動用のマイクロバス及び普通乗用自動車

【事実関係】

野球部・サッカー部・バレー部・剣道部等が利用するマイクロバス4台や普通乗用車2台が、学校内の駐車場に置かれていた。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

なお、演習林や農場に生徒を連れて行く時は、学校は、マイクロバスを借りており、1回の使用につき、2000円を、マイクロバスを借りた部活動の保護者会に支払っている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上高等学校】

各部活動の保護者会が保有するマイクロバスや普通乗用自動車の駐車場所に

ついて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4) 生徒等が作成・設置したログハウス

【事実関係①】

学校用地内において、生徒が作成したログハウスなど、生徒が作成した建物や部活動の保護者が設置した建物が存在していたが、それらの所有者は不明確である。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条には、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」との定めがあり、適切な管理が求められている。

【指摘 郡上高等学校】

ログハウスなどの所有者を確認すべきである。

【事実関係②】

ログハウスやコンテナは足場が固定されたものではなく、建築基準法上要求される手続がとられていない。

【規範】

建築基準法第 2 条 1 号において、建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」と定義されており、コンテナについても、建築物として取り扱われることが国土交通省の通達によっても示されている（国住指第 2174 号、平成 16 年 12 月 6 日）。

建築物は、安全な構造のものとして、法令の定める基準に適合するものでなければならない（同法 20 条）。

なお、土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないもとするとの通達もだされている（国住指第 4544 号、平成 27 年 2 月 27 日）。

【指摘 郡上高等学校】

学校内に設置されているログハウス、コンテナが建築基準法上の建築物にあたる場合は、速やかに建築基準法上要求される手続を行い、地面との緊結等を行うべきである。

なお、上記指摘を受け、ログハウスについては、令和 2 年 2 月 19 日に解体作業が完了している。

(5) 鍵の管理

【事実関係】

主要鍵預託管理簿には、鍵の預託と返却がなされた際に、預託者、返却者のサインは認められるが、預託確認欄は空白のままとなっている。

また、校舎等管理規定施行細則で定める、預託管理簿とは異なる書式が用いられている。

【規範】

校舎の主要鍵については、校舎等管理規程施行規則5に定める「鍵保管台帳(様式1)」「預託記録簿(様式2)」で管理すると定められ、預託記録簿においては、「預託・返却確認は、管理主任者が行う」との注意書きが書かれている。

【指摘 郡上高等学校】

校舎等管理規定施行細則に従った管理を行い、預託返却を確認した場合は、確認者のサインを行うなどし、確認を徹底すべきである。

(6) 洗濯機

【事実関係】

学校には、洗濯機が5台あるが、その内2台については、県費以外で購入した洗濯機であり、サッカー部と陸上部が使用している。行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 郡上高等学校】

洗濯機の設置場所について、その用途を確認し、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(7) 演習林の管理

【事実関係】

演習林については、毎年10回程度、授業などで利用している。

演習林の管理や利用について、学校として、ルールを定めていない、また、演習林を利用する際の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見 郡上高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。

また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

(8) 農場（梅畑）の管理

【事実関係】

農場（梅畑）については、念に数回、授業に利用するとのことである。現場では、10年以上前に倒れたままの物置が置いてあり、物置の一部と思われる鉄材が、道を挟んだ他人の私有地に置いてあった。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 郡上高等学校】

物置の残骸については、鉄くずで売れる可能性もあるため、不用決定をして、売払いの決定をすべきである。

5 私費会計

(1) 部活動後援会・同窓会会計の掲載

【事実関係】

部活動後援会・同窓会会計についてホームページ上に情報が掲載されていなかった（令和元年8月13日）。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドライン「第3章 ガイドライン運用のための取り組み「2 関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続きの徹底～」(3) 積極的な情報開示等」には、「学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載（学校支援団体関係等）するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める」と記載されている。

【指摘 郡上高等学校】

団体徴収金の会計について、ホームページにおいて公開すべきである。

(2) 学校徴収金運営委員会

【事実関係】

学校預り金の決算については、会計監査は行われているが、その後に運営委員会が開かれておらず、決算の内容を同委員会に諮っていない。

【規範】

岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領第 14 条には、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 郡上高等学校】

監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

（3）学校徴収金契約審査会

【事実関係】

平成 30 年 12 月 5 日、学校徴収金契約審査会が開催され、卒業アルバムについて、どの業者を選定するか議決された。しかし、修学旅行については、議決されていない。

また、学校徴収金契約審査会の委員として、生徒（生徒会長）は、学校徴収金契約審査会に参加していない。ヒアリングによると、生徒会長が出席しないことについての承諾を得たとのことである。

【規範】

岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領第 7 条「校長は、学校徴収金に関する契約事務の適正を期すため、公費の取扱いに準じ、教職員及び保護者を構成員とする「学校徴収金契約審査会」を置き、契約事務を審査しなければならない。審査会の委員は教職員（校長・教頭・事務長・教務部長・学年主任）保護者（PTA 会計 3 名）及び生徒（生徒会長）とする。」

【指摘① 郡上高等学校】

修学旅行を委託する業者の選定について、学校徴収金契約審査会を開催し議決すべきである。

【指摘② 郡上高等学校】

学校徴収金契約審査会に生徒会長を出席させるべきである。

生徒会長の出席が、実態に合わないのであれば、岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領を改定すべきである。

（4）PTA 総会の未開催

【事実関係】

数年間、PTA 総会は開かれていないが、PTA 常任委員会と PTA 実行委員会を開催している。保護者等への報告については、PTA 各支部集会への報告で代替している。なお、平成 30 年度について、報告等の記録文書は残っていない。

【規範】

郡上高等学校 PTA 規約第 16 条「名誉会長は、会長の求めに応じて会務に対する意見を述べる。」、同第 20 条「会計は次の職務を行う。（1）総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。（2）本会の財産を管理する。（3）年度予算及び補正予算を立案し、総会に提出の手続きをとる。（4）会計監査委

員の監査を経て決算報告を、翌年度総会において行う。」、同第 21 条（総会）「総会は、正会員をもって構成される本会の最高議決機関である。但し、事情に応じて、常任委員会に付託することができる。常任委員会で議決された事柄については、総会に報告しなければならない。但し、文書をもって全会員に報告してもよい。」

同規約第 29 条（常任委員会）「常任委員会は、各支部より選出された委員で構成される。そのうち 1 名は母親委員とする。」同規約第 34 条「常任委員会の任務は下記のとおりとする。（2）総会の代わりに役員の選任を行う。（3）総会によって付託された事項に関して議決する。」

同規約第 38 条（支部）「本会には次の 12 支部を置き、各支部には、若干名の支部員をおく。高須、白鳥、大和、八幡、川合、小野、口明方、西和良、相生、和良、美並」 同規約第 39 条「支部は当該支部の常任委員の中から支部長、副支部長各 1 名を選任する。」同規約第 40 条「支部長、副支部長は、支部の業務を統括し、支部委員とともに本会目的達成のための業務を行う。」

郡上高等学校 P T A 細則第 15 条「常任委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。」

郡上高等学校 P T A 会計事務取扱要領第 2 条（取扱原則）「本会の会計事務は、P T A 会長が校長に負託するものとする。」、同第 3 条（透明性の確保）「校長は、負託された会計事務については、常に経理内容の透明性を確保し、誠実かつ適正に処理しなければならない。」、同第 4 条（校長の責務）「校長は、会計事務の全般について、責任を負う。」「2 事務長及び教頭は、会計事務の適正かつ適切な処理について、校長を補佐するものとする。」、第 9 条（会計書類等）「収入・支出に係る業務は文書により起案し、事案ごとに適切な者による決裁を受けることを原則とする。」「2 文書の保存期間は、原則 5 年間とする。」

【指摘 郡上高等学校】

P T A 規約第 21 条により、P T A 総会は、常任委員会に付託することができる。しかし、常任委員の任期は 1 年であるから、毎年、P T A 総会による付託の決議が必要である。したがって、総会による付託の決議がない以上、常任委員会の決議も無効であり、常任委員会が議決した予算に基づく会計事務処理も無効となる。また、P T A 総会が開催されておらず、常任委員会の P T A 総会への報告がないことから、決算も無効となり、結果、一部の役員のみで P T A の予算及び決算が決定していると思われる状況である。

無効な会計事務処理は、P T A 会長が、校長に付託した会計事務における経理内容の透明性確保のほか、誠実かつ適正に処理する原則にも反する。

校長は、職務専念義務免除により、P T A の名誉会長も兼ねているのであるから、毎年、P T A 総会を開催して、常任委員会への付託について決議し、各支部において、常任委員会での議決事項を報告するよう、意見を述べるべきである。

また、議決及び報告について、総会、常任委員会、支部会において、記録を保

存するよう意見を述べるべきである。

(5) 外部模試に関する経費等

【事実関係①】

岐阜県立郡上高等学校規程集において、以下の規程が定められている。

郡上高等学校PTA進路指導特別委員会会則第5条「2 次の各項について、本会が学校へ依頼する。(1) 補習、教科学習、学習合宿、(2) 外部模試、(3) 土曜学校開放、(4) サテライト講座、(5) スタディサポート事後由、(6) その他、生徒の進路に係る学力研修」

「3 次の各項について、本会が援助を行う。(1) 進学講話・上級学校説明会、(2) 就職講話、(3) 進路内定者教養講座、(4) その他、生徒の進路に係る教養研修」

郡上高等学校「外部模試」に関する事務処理規程第3条「PTA進路指導特別委員会は外部模試の企画立案を行い、運営を郡上高等学校進路指導部及び各学年に負託する。2 校外模試の実施については原則、土曜日、日曜日、休日に郡上高等学校の校舎内で行う。3 外部模試の監督及び準備業務等はPTA進路指導特別委員会から負託を受けた教職員等が行う。」、第4条「模試に係わる費用は次のように処理する。(1) 1, 2年生は学年諸費として授業料等と同時に徴収し、欠席者には後日返金する。3年生は希望者受験のため、PTA進路指導特別委員会が別途徴収する。(2) 模試代金は受験料定額を徴収し、監督料を除いて業者に支払う。(3) 外部模試の監督業務に従事した監督者に対して、監督業務1時間あたり1,100円の監督料を支払う。(4) 監督料の余剰金が生じた場合は、1, 2年生については各学年の学年諸費会計へ、3年生についてはPTA進路指導会計へ繰入れる。(5) 模試の監督料に不足を生じた場合は、PTA進路指導会計から支出する。」

【規範】

最低賃金法第4条「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

【参考報告 郡上高等学校】

外部模試等における手当の額は学校ごとに異なるが、進路指導費についてのルールが明確に定められており、最低賃金を踏まえた算定がなされており他の学校の参考となる。

【事実関係②】

外部模試の実施にあたり、外部模試の監督業務については、PTAと協議し、1時間あたり1,000円を払うことを確認し、監督料の支払いを行っている。

【規範】

郡上高等学校「外部模試」に関する事務処理規程第4条「模試に係わる費用は次のように処理する。(1) 1, 2年生は学年諸費として授業料等と同時に徴収

し、欠席者には後日返金する。3年生は希望者受験のため、PTA進路指導特別委員会が別途徴収する。(2) 模試代金は受験料定額を徴収し、監督料を除いて業者に支払う。(3) 外部模試の監督業務に従事した監督者に対して、監督業務1時間あたり1,100円の監督料を支払う。(4) 監督料の余剰金が生じた場合は、1、2年生については各学年の学年諸費会計へ、3年生についてはPTA進路指導会計へ繰入れる。(5) 模試の監督料に不足を生じた場合は、PTA進路指導会計から支出する。」

【指摘 郡上高等学校】

監督料については、PTAが定めた事務処理規程に従って支払を行うか、事務処理規程を変更して金額を定めるべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 郡上高等学校】

安全衛生委員会を開催した際に、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

平成30年度の衛生管理者の学校巡視は週1回行われているが、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 郡上高等学校】

衛生管理者は、毎週1回の学校巡視について、記録すべきである。

第34 武義高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

美濃市泉町2番地3

(2) 生徒数（令和元年7月1日現在） (人)

	男	女	合計
普通科	153	204	357
商業科（商業科）	21	94	115
商業科（情報処理科）	65	47	112
合計	239	345	584

(3) 組織及び構成（令和元年7月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	4	業務専門職	1	
教頭	1	1	実習助手	1	非常勤講師	17	
教諭等	37	35			学校医	5	
養護教諭	1	1			障がい者雇用		1
実習助手	2	1			教員アシスタント		1
事務職員	4	5					
計	46	44	計	5	計	23	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	160	30	190
平成30年度	163	28	191

(5) 部活動等の状況等（平成30年度全国大会等）

- ・陸上部：県高校新人陸上競技選手権 男子やりなげ第4位
- ・男子テニス部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子シングルス優勝等
- ・女子テニス部：全日本ジュニア選手権県予選 女子ダブルス第2位
- ・水泳部：中濃地区高等学校総合体育大会 女子100m自由形 優勝
- ・弓道部：中濃地区高等学校総合体育大会 男子個人 優勝

- ・書道部：岐阜県高等学校総合文化祭 書道展 奨励賞
- ・写真部：岐阜県高等学校総合文化祭 写真展 奨励賞
- ・商業部：岐阜県高等学校商業実務協議会 正確賞

(6) 特色

大正9年に岐阜県立武義中学として開校され、令和2年2月に、100周年を迎える県下で5番目に歴史のある学校である。武道館が60周年、商業棟・梅華塾（研修会館）が70周年、体育館が80周年、校舎が90周年に竣工された。教員の年齢層について20代及び50代の割合が多い点に特色がある。

2 監査の重点及び監査手続

武義高校は、歴史が古い学校であり、施設や物品の管理、また情報管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月30日、武義高校の管理職（校長、教頭、事務長など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、PTA物品等使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) その他外部記録媒体管理台帳

【事実関係】

その他外部記録媒体管理台帳が整備されているが、当該台帳にはSDカード、外付けHDD、デジタルビデオカメラ、ボイスレコーダーが混在して登録されており、各外部記録媒体の個数や管理状況について一覧性がない。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条において、「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」とされている。また、同第11条において、「第2章の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。この場合において、同章中「USBメモリ」とあるのは「その他の外部記録媒体」と読み替えるものとする。」とされている。

【意見 武義高校学校】

各外部記録媒体の個数や管理状況が正確に把握できるように、各外部記録媒体に応じてその他外部記録媒体管理台帳の頁を分けるなどして、登録するのが望ましい。

(2) パソコンの持ち出し簿

【事実関係】

パソコンの持ち出し簿は管理されているが、平成28年度及び平成29年度に解

除日の記載のない欄がある。なお、平成30年度については、持ち出しの実績がなかったとの回答であった。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 武義高等学校】

パソコンの所在及び紛失の有無を正確に把握するため、管理職において、解除日の記載を徹底すべきである。

(3) 防犯カメラ

ア 規程

【事実関係①】

校内に防犯カメラ（PTA・県費）が複数台設置されているが、防犯カメラの使用及び防犯カメラの保存データ等に関する規程がない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 武義高等学校】

県費で設置した防犯カメラについて、個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【事実関係②】

令和元年9月30日のヒアリングの後、防犯カメラの規程を作成したが、適用日付が、「令和元年4月1日」付けとなっていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められており、同規程第3条の4は、「職員は、文書を偽造し、変造し、若しく

は改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。」と定めている。

【指摘 武義高等学校】

制定日の記載は、制定した日にちを正確に記載すべきである。

イ 設置場所

【事実関係】

防犯カメラが職員室内に2台及び生徒指導室（校務が同一の職員が常駐している）の室内に1台設置されている。以前、学校内で答案が紛失する事案や教員手帳がなくなるという事案があったため、学校内での犯罪防止のために防犯カメラを設置したとの説明であった。令和元年4月1日制定と記載した防犯カメラ設置及び運用規程においては、「校内での犯罪を予防（副次的な予防を含む。）」が設置目的の一つとなっている。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例6条1項において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」とされている。さらに、同条例9条2項において、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【指摘 武義高等学校】

職員室内及び生徒指導室内を常時防犯カメラで撮影することは、当該場所で勤務する職員及び出入りする生徒についての個人情報を必要以上に取得することになりかねない。職員室内及び生徒指導室内を撮影する防犯カメラの設置状況は、防犯というよりは監視カメラとしての性質が強い。防犯カメラの設置場所の変更を検討すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の購入計画

【事実関係】 令和元年9月30日のヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「県費での購入手順」という書面はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 武義高等学校】

学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成し、年間計画表などを用いて、年間購入計画を定めるべきである。

(2) 小物入れロッカー

【事実関係】

「P T A物品等使用貸借契約書」によると、平成 28 年 8 月 10 日に小物入れロッカー 2 台及び平成 31 年 2 月 26 日に小物入れロッカー 3 台分 (150 人分) について、学校と P T A との間で使貸借契約を締結している。しかし、平成 25 年度に P T A が購入した小物入れロッカーについては、使用貸借契約がない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 武義高等学校】

平成 25 年度に P T A が購入した小物入れロッカーについて、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(3) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの中には、P T A が購入したものがある。平成 28 年度に P T A で購入した 2 台の防犯カメラについては、使用貸借契約を締結し、物品登録もされているが、平成 27 年度に P T A で購入した防犯カメラ 2 台については、寄附手続も、使用貸借契約書の作成もされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている (同要領第 6)。

【指摘 武義高等学校】

防犯カメラについて、P T A と使用貸借契約を締結したうえで、物品一覧表及

び物品出納一覧表に記載すべきである。

(4) 図書

【事実関係】

「平成 30 年度 武義高等学校 P T A 一般会計決算書」によると、図書費の費目において、「図書館用図書、刊行物代」として、69 万 1658 円の支出がある。しかし、P T A からの図書購入について、寄附採納手続を行っていない。また、平成 31 年 3 月 15 日付「武義高校図書館の図書の除籍について」を確認したところ、除籍、廃棄する図書 526 冊中 509 冊は、P T A が購入した書籍である。決裁欄には、主査、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 武義高等学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(5) ハサミや包丁等の刃物

【事実関係】

刃物等使用管理簿は備え付けられているが、平成 30 年度 4 月ないし 7 月分については、全ての使用日について「施錠等確認欄」にチェックがされていない。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）により、「3 刃物の管理」に、「(1) 被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、「(3) 別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、「(4) 実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること」、「(5) 「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

【指摘 武義高等学校】

使用管理簿の施錠等確認欄について刃物等を使用毎に記載すべきである。また、定期的に管理職が確認すべきである

5 施設

(1) グラウンド上の倉庫

【事実関係】

グラウンド上には、倉庫が何台か設置されていた。ヒアリングによれば1つはテニス部が所有するものであるが、その他については所有者不明とのことであった。また、テニス部が所有するとされる倉庫について、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 武義高等学校】

物置の所有者を確認した上で、物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) マイクロバス

【事実関係】

「岐阜県立武義高等学校野球部」と車体に明記されたマイクロバスが、運動場に駐車されている。ヒアリングによれば、野球部保護者会の所有であるとのことである。マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、学校用地について目的外使用許可の手続はとられていない。なお、車検証と自賠責保険証を確認したところ、自動車販売店の名義となっており、野球部保護者会との関係性が分からなかった。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 武義高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 近隣公園への駐車

【事実関係】

体育祭や文化祭などのイベントの際には、教職員は、近隣の小倉公園（岐阜県美濃市1571-3所在）の了解を取ることなく、小倉公園に駐車している。

【意見 武義高等学校】

美濃市に対し、小倉公園の駐車場を使用することについて承諾をとることが望ましい。

6 私費会計

(1) 預り金運営委員会

【事実関係】

平成30年3月6日に決算見込み報告書を運営委員会のメンバーに送付しているが、その際、3月18日までに書面で回答するように求め、同日までに回答がなければ承認とみなす旨の記載があった。もっとも、決算についての回答欄はなかった。その後、教職員からは回答があったが、PTA会計学年代表からの回答はなかった。

その後、3月18日に監事監査の署名がなされている。

【規範】

岐阜県立武義高等学校預り金事務取扱要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘① 武義高等学校】

決算は、監事監査を行った後、運営委員会に諮るべきである。

【指摘② 武義高等学校】

決算を議題として、学校徴収金運営委員会の承認を得る手続きをとり、議事録を作成すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

平成30年度の衛生管理者の学校巡視は年40回であった。

【規範】

労働安全衛生法規則第11条第1項「衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 武義高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週1回の学校巡視をすべきである

【事実関係②】

巡視の記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意

思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 武義高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

第 35 関有知高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

関市下有知字松ヶ洞 6191 番 3

(2) 生徒数 (令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計
普通科	186	154	340
生活福祉科	21	77	98
全学年	207	231	438

(3) 組織及び構成 (令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	非常勤講師	9	
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	1	
教諭等	35	31			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	4	
実習助手	2	1			学校医	1	
事務職員	2	2			その他	1	
司書	1	1					
学校用務員	1	1					
計	44	39	計	9	計	17	1

- ・その他：地域創生キャリアプランナー
- ・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	未定	合計
平成 29 年度	68	81	5	154
平成 30 年度	55	82	3	140

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・ライフル射撃部：第 38 回全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会 個人優勝等
- ・男子硬式テニス部：岐阜県高校総体 ベスト 16 等
- ・女子硬式テニス部：東海毎日ジュニアテニス選手権大会東海大会 個人シングルス出場等
- ・野球部：平成 28 年度全国高等学校野球選手権 岐阜県大会 ベスト 16
- ・書道部：第 30 回岐阜県青少年美術展青年部 書道部門 入賞等
- ・美術部：岐阜県高等学校総合文化祭・工芸展 絵画部門 優秀等

(6) 特色

平成 16 年 4 月 1 日、中濃高等学校と中濃西高等学校が統合され、関有知高等学校となった。全日制であり、普通科 360 人、生活福祉科 120 人、合計 480 人の入学定員である。生活福祉科は、2 年生で、食物コースと福祉コースに分かれる。部活動は、ライフル射撃部が全国的にも有名な強豪校である。中濃校舎の道向かいにあるエアライフル射撃場等を管理している。

また、地域連携による活力ある高校づくり推進事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

施設の利用状況や私費会計など高等学校において論点となり得る課題のほか、廃校舎の管理状況も含めて、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 11 日、関有知高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納決裁書類や使用貸借契約書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室やグラウンド、事務室などの現場確認を行った。令和元年 11 月 8 日、中濃高等学校の廃校舎及びエアライフル射撃場についても、現場確認を行った。さらに、令和 2 年 1 月 7 日、事務長を中心に追加ヒアリングを行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年9月11日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入について年間計画を定めていない。都度必要なものもあるため、定めていない。また、「物品購入・経費支出伺書」という書式はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 関有知高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、PTAが購入した小物入れロッカー（貴重品やスマートフォンを保管する。）の周辺などに11台、設置されている。防犯カメラについて、寄附採納手続はとられていない。過去に、PTAが購入した防犯カメラについて、PTAの承諾を得ることなく、廃棄処分をした。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 関有知高等学校】

PTAが購入した防犯カメラについて、PTAの承諾がないまま破棄していることから、当事者の合理的意思からは、寄付申込みを受けたものといえる。岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

（3）小物入れロッカー

【事実関係】

「P T A 備品台帳」によると、平成 27 年 4 月 6 日、「小物入れロッカー」480 人分を購入している。学校と P T A との間では、「小物入れロッカー」について、寄附採納手続や使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 関有知高等学校】

「小物ロッカー入れ」について、寄附申込みがないのであれば、P T A と学校との間で使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(4) 図書

【事実関係①】

「平成 30 年度 P T A 一般会計決算書」によると、「教育振興需用費 184 万 1632 円」が、「教育用雑誌、教室空調光熱水費、部活動消耗品等」として、支出されている。寄贈の図書についても、寄附採納手続が行われていない。また、「図書の除籍について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 関有知高等学校】

P T A で購入した図書や寄贈を受けた図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上には、野球部が使用している物置が設置されていた。ヒアリング及び「PTA備品台帳」によると、物置は、PTAが設置したとのことである。行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

PTAの保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 防球ネット

【事実関係】

グラウンド上には、野球部が使用している防球ネットが設置されていた。行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など防球ネットに関する手続はとられていない。グラウンド東側及び南敷地境界の防球ネットについては、PTAが支出したと思われるが、明確に分かる資料はないとのことであった。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

防球ネットがPTAの設置したものであるならば、防球ネットの設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

【意見 関有知高等学校】

可能な限り、防球ネットの所有者を特定すべきであるが、仮に、所有者が不明の場合、無主物先占（民放239条1項）により、県の所有物として管理することも検討することが望ましい。

(3) グラウンド夜間照明

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンドの夜間照明を設置したのは、PTAとのことである。また、夜間照明の設置について許可したものの、寄附採納手続もとって

いないし、行政財産の目的外使用許可をとっていないとのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

夜間照明の設置場所について、P T A に行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(4) マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立関有知高等学校野球部」と車体に明記された野球部育成会のマイクロバスが、平成 30 年度までは、関有知高等学校の駐車場に駐車されていた（令和元年度に限り、校舎改修工事のため、近隣にある工場の承諾を得て、校舎に隣接する当該会社の駐車場に駐車している。）。平成 30 年度まで、マイクロバスについて、学校と野球部育成会との間において使用貸借などの取決めはなく、また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

野球部育成会の保有するマイクロバスなどを駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(5) 部屋の鍵貸出簿

【事実関係】

鍵貸出簿に、平成 30 年 10 月 1 日、同月 8 日など返却日時の記載がないものが散見された。なお、鍵貸出簿についてのルールはない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

鍵貸出簿に、返却日時が明記されているか、教職員のみならず、事務局においても、確認すべきである。

(6) 遊休資産

【事実関係】

平成16年度以降、プールは使われていないため、遊休資産となっている。

関有知高等学校において、ビームライフル射撃の練習は、理数科が廃止されたことから使用されていない地学室を利用して行われている。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 教育財務課】

使われていないプールを取り壊した上で、学校が希望しているライフル射撃場の設置場所を確保することが望ましい。ただし、取り壊した後のライフル射撃場の設置費用については、部活動に関する費用であることから、公費・私費のどちらで負担するかについて、慎重に検討する必要がある。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されているとのことであるが、「補助教材等選定審査会議事録」以外には、学校預り金に関する議事録は作成されていない。

また、平成31年3月1日に作成された「学校預り金会計」状況報告書（基本事項）によると、「学校預り金運営委員会の開催状況」として、「平成30年1月19日 補助教材選定、学年別諸費徴収額諮問」と記載されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

学校預り金運営委員会を開催しているならば、議事録を作成すべきである。

(3) グラウンド不用土撤去費用

【事実関係】

「平成30年度 PTA一般会計決算書」によると、「施設整備充実費 21万6908円」として、「グラウンド不用土撤去」が、「式典用パネル製作」とともに、

計上されている。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校施設の建設や、維持修繕、保守管理に必要な経費」である「校舎や体育館、グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費」は、「公費負担を原則とする経費」とする。

【指摘 関有知高等学校】

グラウンド不用土撤去費用は、「グラウンド等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費」に該当するため、公費で負担することを検討すべきである。

6 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿（令和元年前期分）」には、「4月11日（木）③第6回PTA役員会議 16:55～19:55」、「4月25日（木）③PTA総会 16:55～20:55」、「5月17日（金）③第2回PTA役員会議 16:55～19:55」と記載している。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項では、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」とされている。

【指摘 関有知高等学校】

PTA役員会議及びPTA総会については、「③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」など超勤4項目に該当しないため、時間外勤務命令簿に記載すべきではない。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成30年2月20日分しかなく、「第2回学校保健安全委員会」と記載されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なもの

に係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 関有知高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年24回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 関有知高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 関有知高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(4) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医の学校訪問は、平成30年5月2日、7月18日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、平成31年1月29日（学校安全衛生委員会への出席）の計7回である。また、平成31年2月26日、

同年3月20日と、2月連続して、「電話相談」となり、学校訪問がなされていない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 関有知高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による学校巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 学校内規

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

令和元年9月11日のヒアリングにおいては、防犯カメラの運用規程はないという説明であった。しかし、令和2年2月27日に、平成27年4月1日付「岐阜県立関有知高等学校 防犯カメラ設置及び運用規程」が提出された。「防犯カメラ設置及び運用規程」は、「勤務のしおり」に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定め

る」と規定している。

【指摘 関有知高等学校】

「防犯カメラ設置及び運用規程」について認識できていなかった。内規集である「勤務のしおり」に掲載すべきである。

8 中濃校舎（廃校舎）

（1）グラウンド上の物置

【事実関係】

中濃校舎のグラウンド端（階段付近）に、所有者不明の物置が置いてあった。物置には、ラインカーなどが入っていた。後日、確認したところ、フットサルクラブの倉庫であった。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と関市における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第6条「乙（関市）は、甲（岐阜県）の承諾を得ないで、貸付物件を第3条に規定する目的以外の用途に供し、又は第三者に転貸若しくはその権利を譲渡し、担保等に供してはならない。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、転貸の有無など使用状況について確認すべきである。

（2）校舎内の電話機、避難用階段

【事実関係】

ヒアリング及び定期監査資料によると、廃校舎となった中濃校舎の2階以上の階において、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」（1階）と避難用階段（4階）が置いてあるとのことである。なお、1階は、関市が資料の物置として使用しているため、消防法32条適用のため、2階以上に行くことができないように、階段を閉鎖しているとのことである。

また、現場を確認したところ、1階の事務室に、金庫が置いてあった。学校設立時に設置された金庫であることから、校舎の一部と整理されたためか、備品登録されなかったとのことであるが、実質は、遊休物品である。

避難用階段、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」や金庫については、売却は困難とのことである。

現場視察や教育財務課に対するヒアリングなどからも、階段を閉鎖していることから、避難用階段については、廃棄処分等することは困難とのことである。「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」や金庫について

も、早急に廃棄処分する必要性まではないとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条（不用の決定等）の第 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 関有知高等学校】

避難用階段、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置 S R - L 電話機 25 台」や金庫について、校舎を取り壊す時に廃棄処分を検討すると思われるが、まずは、不用決定をすべきである。

（3）使用状況等の確認

【事実関係】

中濃高校（廃校舎）の体育館にある下駄箱に、小動物の骨が置かれていた。また、武道館では、窓ガラスが空いたままになっていた。

なお、岐阜県と関市において、県有財産（土地・建物）使用貸借契約書を締結し、廃校である中濃校舎を使用貸借している。使用貸借契約書には、借り主である関市が、貸し主である岐阜県に、使用状況等を報告する規定はない。

【規範】

公有財産管理規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

また、岐阜県と関市における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第 9 条第 1 項では、「甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び貸付物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。」と定める。

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、1 年に 1 回以上は、中濃校舎を訪問し、使用状況及び管理状況について、確認すべきである。

【意見 教育財務課】

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第 6 条では、「乙は、貸付物件の使用状況を別紙様式にて四半期に一度その期間の終了後 30 日以内に、甲に報告するものとする。」と、報告義務を定めている。白川町との使用貸借契約を参考に、使用貸借契約を改定することが望ましい。

（4）物置の登録

【事実関係】

教育財務課の定期監査資料によると、中濃校舎（廃校舎）の敷地内には、登記されていない物置（5.70 m²）が普通財産として登録されている。しかし、現場には、当該物置は、存在しない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第26条（財産台帳）第3項「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

存在しない物置については、財産台帳から、抹消すべきである。

（5）倉庫の登記・登録

【事実関係】

関有知高等学校の定期監査資料によると、中濃高校（廃校舎）の自転車置場付近には、物置（40.50 m²）のほか、倉庫（5.67 m²）が、登記され、行政財産として登録されている。しかし、現場には、倉庫（5.67 m²）は、存在しない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第26条（財産台帳）第3項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」と規定する。

不動産登記法第57条（建物の滅失の登記の申請）の第1項では、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と定める。

【指摘 関有知高等学校】

存在しない倉庫について、滅失登記を行い、財産台帳から抹消すべきである。

9 エアライフル射撃場

【事実関係】

関有知高等学校の管理する行政財産として、エアライフル射撃場があるものの、関有知高等学校の生徒は、数年、使用していない。しかし、関有知高等学校が管理しているため、学校用務員等が、関有知高等学校から1時間以上かけて、エアライフル射撃場を年に、数回、管理に訪れている。

他方、岐阜県ライフル射撃協会が行政財産の目的外使用許可を申請し、エアライフル射撃場を使用しているとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 関有知高等学校、教育財務課】

行政財産の目的外使用許可の申請手続や管理の事務負担のほか、使用状況を考慮すると、エアライフル射撃場について、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として、売払等を検討することが望ましい。

第 36 関高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

関市桜ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号

(2) 生徒数(令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	450	384	834	840

(3) 組織及び構成(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	講師	8	
教頭	1	1			A L T	1	
教諭	47	41			学校医	3	
養護教諭	2	2			学校歯科医	1	
実習助手	1	1			学校薬剤師	1	
事務職員	4	4			業務専門職	2	
計	56	50	計	9	計	16	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	264	0	264
平成 30 年度	274	3	277

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・陸上競技部：東海大会出場
- ・女子テニス部：東海大会出場
- ・放送部：NHK 全国大会出場、令和元年度全国総文祭出場
- ・地域研究部：全国高校生歴史フォーラム優秀賞・学長賞、令和元年度全国総文祭出場
- ・吹奏楽部：中部日本個人・重奏コンテスト本大会出場

(6) 特色

始まりは、大正 10 年に設置された関町立実科高等女学校である。大正 11 年に岐阜県武儀高等女学校に改称され、昭和 23 年に岐阜県関高等学校と改称され、普通科が設置された。昭和 24 年 4 月から男女共学制が実施された。平成 26 年度からスーパーグローバルハイスクールに指定されるなど、県下有数の進学校である。

2 監査の重点及び監査手続

歴史の古い学校であることから、物品管理、P T A・部活動後援会・保護者会等が購入した備品や工作物に係る契約関係及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 6 月 26 日及び同年 10 月 29 日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

図書室には、P T A が購入した図書がある。学校は、寄附されたという認識とのものであるが、寄附採納手続はとられていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 関高等学校】

P T A が購入した図書を受け入れる際には、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(2) 遊休物品

【事実関係】

平成 6 年 8 月 11 日に取得したデジタイマー（耐用年数 5 年）及び平成 8 年 6 月 13 日に取得した手動式浮上型プール掃除機（耐用年数 6 年）について、平成 30 年度に、使用不能、経年劣化が著しく修理不能とのことで、不用決定をするのと同時に、廃棄処分をした。

ヒアリングによれば、新規購入等と同時に処分するなど廃棄方法の見通しが立った物品について、不用決定をして廃棄しているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手續を執らなければならない。」

【指摘 関高等学校】

使用できない物品、使用の必要がなく管理換えによって有効な活用を図ることのできない物品は、不用決定をすべきである。

(3) 薬品の管理

【事実関係】

毒劇物を使用する際、使用前の数量を計っていない。薬品管理簿には、使用前の残量を記載する欄がない。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

これを受けて、学校は、毒物及び劇物の取扱規定を設けている。同規定では、毒物・劇物使用簿には、「数量」、「使用量」、「残量」を適切に記入することとしている。

【意見 関高等学校（改善報告）】

使用前の残量を計らないと、前回の使用後と今回の使用の間に盗難（無断使用）があったかどうかの確認ができない。

使用前の数量を計り、それが記入できるような薬品管理簿にすることが望ましい。

令和 2 年 1 月から、使用前の数量を計り、記載するようになっている。

4 施設

(1) 部活動後援会の事務所

【事実関係】

部活動後援会の事務に携わる教職員に対して、職務専念義務の免除がなされ、それらの教職員が、校内の一部において部活動後援会の事務を行っている。しかし、部活動後援会に対し、行政財産の目的外使用許可はなされていない。学校は、部活動後援会と P T A が同じ団体であり、P T A に対して行政財産の目的外使用許可をしているから必要ないという認識であった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手續」

により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

P T Aと部活動後援会は、構成員は同じであるものの、会計は別であり、規則（規約）も別に存在するのであるから、別々の団体である。

校舎内における部活動後援会の事務スペースについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 消防署へのプールの貸出し

【事実関係】

プールを消防署の練習のために年1度（2日程度）貸すことがある。これについて、消防署からの依頼文書は受けとっているが、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

校長は、消防署に、プールについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に野球部が使用する物置が設置されている。この物置について、寄附手続はなされておらず、所有者（野球部保護者会と思われる）と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

校長は、物置の所有者又は使用者に、グラウンド上の物置設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を、翌年度の5月10日に開催し、前年度の決算承認をしているが、保護者への報告は、これより前になされている。

【規範】

学校預り金事務取扱要領において、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならないとされている(第14条)。

【指摘 関高等学校】

学校預り金運営委員会による決算承認手続は、保護者への報告の前にすべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートの回答によれば、衛生管理者(教頭)による学校巡視の頻度は「年12回(校内巡視はほぼ毎日実施)」とのことである。その後の説明によれば、実態としては、週1回以上は行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 関高等学校】

記録がなければ、ほぼ毎日実施したのか、週一回以上実施したのか、分からない。

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年4回とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 関高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第3章の4 可茂地区

第37 加茂高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

美濃加茂市本郷町 2-6-78

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制(普通科)	331	379	710	720
全日制(理数科)	55	33	88	120
全日制(小計)	386	412	798	840
定時制(普通科)	74	53	127	160

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在)

全日制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	非常勤講師	12	
教頭	2	2			部活指導員	2	
教諭	48	46			業務専門職	2	
養護教諭	2	2			校医	4	
実習助手	3	2			歯科医	2	
事務職員	4	4			薬剤師	1	
計	60	57	計	9	計	23	1

定時制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	講師	2	非常勤講師	3	
教諭	10	8			外国人児童生徒適 応指導員	3	
養護教諭	1	1			地域創生キャリア プランナー	1	
事務職員	1	1					
計	13	11	計	2	計	7	1

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度（全日制）	309	5	314
平成 29 年度（定時制）	3	22	25
平成 30 年度（全日制）	298	1	299
平成 30 年度（定時制）	11	18	29

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

全日制課程

- ・ボート部：全国高校選抜大会 男子クォドルプル優勝等
- ・ソフトボール部：岐阜県高校ソフトボール選手権大会（羽島市） 優勝
- ・卓球部：東海卓球選手権大会 女子シングルス出場
- ・陸上競技部：東海高校新人陸上競技大会 女子三段跳出場
- ・自然科学部：サイエンスキャッスル関西大会（大阪府） 優秀賞 全国高校総文祭 自然科学・生物部門 文化連盟賞

定時制課程

- ・バドミントン部：岐阜県高等学校定時制通信制総合体育大会女子シングルスベスト 8
- ・サッカー部：岐阜県高等学校定時制通信制総合体育大会 3 位、平成 30 年度岐阜県高等学校定時制通信制秋季体育大会 3 位
- ・バスケットボール部：平成 30 年度岐阜県高等学校定時制通信制秋季体育大会 優勝
- ・アクティブラーニング部：岐阜県高校生英語プレゼンテーション大会ベストプレゼンター賞

（６）特色

平成 30 年 10 月に創立 70 周年を迎えた高等学校であり、全日制と定時制があり、入学定員は、全日制の普通科が 240 名、理数科が 40 名、定時制の普通科が 40 名である。平成 19 年 4 月 1 日、白川高等学校と統合し、白川高等学校は、白川校舎と名称変更した。平成 21 年 3 月、白川校舎は、閉校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

加茂高等学校は、中濃地区における進学校の一つであり、70 年の歴史を持つ学校である。私費会計と、廃校舎となった白川校舎の管理状況にも、着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日及び令和 2 年 1 月 31 日、加茂高等学校の管理職等（校長、副校長、教頭 2 名、事務部長など）から、ヒアリ

ングを行い、アンケートによる照会のほか、白川校舎の使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。また、令和元年11月12日に、廃校舎である白川校舎を訪れ、使用貸借契約の相手方である白川町の職員、白川町から指定管理を受けている一般社団法人スポーツリンク白川の職員からも、説明を受けた。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係①】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」を確認したところ、使用目的が「物品管理後用務のため」とあり、使用期間が「H30.4.1～H30.10.31」と半年を超える期間となっているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票において、外部記録媒体に関する「適切な使用期間の設定」との監査項目として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」とされている。

【指摘 加茂高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も使用しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。使用期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

【事実関係②】

保管している外部記録媒体としてUSB15本、SDカード18本あるが、その中には、使用されていないものがある。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準2（2）⑧ア「重要性分類Ⅲ以上の情報資産を管理する者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合、電磁的記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

必要のない外部記録媒体は、速やかに廃棄すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年10月8日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「物品購入・経費支出伺書」という書式はあるものの、

平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成 25 年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要である旨が、教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 加茂高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 図書

【事実関係】

平成 30 年度加茂高等学校 P T A 会計決算書の「教育振興事業」の欄に、図書館図書・雑誌購入として、「図書館事業 39 万 9150 円」の支出があるが、P T A 購入の図書について寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 加茂高等学校】

P T A で購入した図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) 遊休物品

【事実関係】

使用されていないコピー機が 2 台、資料室に置かれていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

使用できない物品、使用の必要がなく管理換えによって有効な活用を図ることのできない物品は、不用決定をすべきである。その上で、売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

5 施設

(1) 運動場の雨天練習場やコンテナ

【事実関係】

運動場には、野球部やボート部が使用している雨天練習場や野球部のコンテナが設置されている。雨天練習場は加茂高校後援会が設置したものであり、コンテナはPTAが設置したものである。

学校との間で雨天練習場等の使用貸借契約書は作成されていない。運動場に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続きはとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂高等学校】

校長は、加茂高校後援会等に、運動場の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

岐阜県立加茂高等学校学校預り金事務取扱要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続きをすべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成31年1月分以降の授業料について、督促状を発付した後、面接指導、家庭訪問による納入指導をしておらず、納入計画書も徴求していない。また、平成

30 年度において、授業料等未納対策検討委員会が設置されていない。令和元年 10 月 8 日の時点では、督促状発付後 1 年を経過した未収金もあった。

【規範】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第 3～第 6「校長は、第 2 に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10 日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第 3 に規定する催告書を再度交付するものとする」「校長は、第 4 に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」「校長は、第 2 から第 5 までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」第 1 ④「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第 2 以下の手続を行うとともに、校内に別表 1 に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならない。」

【指摘 加茂高等学校（改善報告）】

家庭訪問して面談したり、納付誓約書を徴求したりするとともに、必要があれば、授業料等未納対策検討委員会を設置すべきである。

令和元年 7 月及び 12 月の保護者懇談終了後、保護者に対して、面談指導を行っている。また、12 月には納入計画書を提出させている。休学者については、家庭訪問による納入指導を行っている。令和元年度より、授業料等未納対策検討委員会を設置し、毎月開催しているので、改善報告とする。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 では、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定する。また、地方自治法施行令第 171 条の 5 では、徴収の停止を規定する。

【指摘 加茂高等学校】

上記対応によっても、なお支払がないのであれば、相当期間（1 年間）を目処に、訴訟提起等の法的手続を取るか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）による学校巡視の頻度は、年 50 回とのことである。しかし、その結果を記載した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加茂高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年5回とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による学校巡視の結果を記録した書面が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 加茂高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。産業医による学校巡視の

結果を記録した書面を作成すべきである。

9 白川校舎（廃校舎）

（1）自動販売機

【事実関係】

白川校舎の運動場に自動販売機が設置されていたが、白川町から、岐阜県に対して、届出がなされていなかった。令和元年11月12日に、監査人らと同行したことにより、教育財務課は、自動販売機が設置されていたことを初めて認識した。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第7条「乙（白川町）は、甲（岐阜県）の承諾を得ないで、貸付物件を第3条に規定する目的以外の用とに供し、又は第三者に転貸し若しくはその権利を譲渡し、担保等に供してはならない。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課施設係等は、転貸の有無など使用状況について確認すべきである。

（2）ボルダリング会場

【事実関係】

白川校舎の武道館にボルダリング会場が設けられていたが、白川町から、岐阜県に対して、報告がなされていなかった。令和元年11月12日に、監査人らと同行したことにより、教育財務課は、武道館が使用されていることを初めて認識した。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第6条「乙（白川町）は、貸付物件の使用状況を別紙様式にて四半期に一度その期間の終了後30日以内に、甲（岐阜県）に報告するものとする。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、1年に1回以上は、白川校舎を訪問し、使用状況及び使用範囲の変化の有無を確認すべきである。

（3）物置

【事実関係】

白川校舎の敷地内に所有者不明の物置が置いてあった。物置は、使われていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

物置の所有者を調査して、敷地から撤去させるべきである。

調査の結果、所有者が確認できないときは、所有者が不明であることの記録を取り、無主物先占（民法第 239 条第 1 項）に基づき岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。

第 38 加茂農林高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県美濃加茂市本郷町 3 丁目 3 番 13 号

(2) 生徒数(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
生産科学科	38	81	119	120
食品科学科	22	98	120	120
森林科学科	90	28	118	120
環境デザイン科	60	59	119	120
園芸流通科	10	107	117	120
合計	220	373	593	600

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定員	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	講師	1	業務専門職	2	
教頭	1	1			実習補助専門職	1	
教諭	45	43			非常勤講師	10	
養護教諭	1	1			教員業務アシスタント	0	1
実習助手	11	11			強化運動部指導者	1	
事務職員(一般)	4	4			農場管理支援員		
事務職員(司書)	1	1			炊事員	0	2
実習補助員	1	1			校医等	6	

計	65	63	計	1	計	28	3
---	----	----	---	---	---	----	---

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	94	103	197
平成 30 年度	97	94	191

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・レスリング部：平成 30 年度東海高校総合体育大会 個人 (男子グレコ) 出場
- ・バドミントン部：平成 30 年度中濃地区高等総合体育大会個人女子 優勝
- ・吹奏楽部：平成 30 年度第 61 回中部日本吹奏楽コンクール県予選 金賞
- ・フラワーアレンジメント部：平成 30 年度第 69 回農業クラブ連盟県大会
フラワーアレンジメント競技会 優秀賞
- ・畜産調教部：第 2 回全国農業高等学校和牛枝肉共励会取組評価部門優良賞

(6) 特色

明治 45 年に設立され、現在 108 年目を迎える農林高校である。緑豊かな広大なキャンパスを持つ。学科は、生産科学科、食品科学科、森林科学科、環境デザイン科、園芸流通科がある。遠隔地生徒のために明誠寮を備えている。地域産業担い手育成総合戦略事業 (県教委)、県農業高校生海外実習派遣事業 (県教委)、姉妹都市豪州ダボ市との国際交流、宮内庁御養蚕所奉仕等グローバル人材の育成と特別活動にも積極的に取り組んでいる。

2 監査の重点及び監査手続

加茂農林高等学校は、農林高校としての古い歴史と農作物の生産やダマワラビー等の飼育等、多彩な活動に着目して監査を実施した。具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日、加茂農林高等学校の管理職等 (校長、教頭 1 名、事務部長等) のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、契約書等の書類監査を行った。令和元年 11 月 12 日川合農場について現場視察し、同月 27 日、川辺町の演習林の現況確認に、同行した。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 個人情報持ち出し簿

【事実関係】

個人情報持ち出し簿が備え付けてあるところ、平成 29 年度及び平成 30 年度については持ち出しの記載がなく、令和元年 9 月からの記載が確認された。また、教職員が舎監を行う際に答案を持ち出し、採点をすることがあるとの説明があ

った。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 加茂農林高等学校】

教職員の答案の持ち出しが平成 29 年度及び平成 30 年度に一切なかったか否かは明らかではないが、情報資産の管理を徹底するために、答案の持ち出し等個人情報を持ち出す際には、必ず個人情報持ち出し簿に記載するよう周知徹底すべきである。

(2) SDカード使用記録簿

【事実関係】

SDカードの使用記録簿について、平成 30 年度の 1 年の間、特定の職員が特定の SDカードを継続して使用している。月初めに記録簿の記載があるものの、毎月同一の内容を繰り返して記載しており、当該 SDカードの利用状況が不明である。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第 6 条において、「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」とされている。また、同第 11 条において、「第 2 章の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。この場合において、同章中「USBメモリ」とあるのは「その他の外部記録媒体」と読み替えるものとする。」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

SDカードの利用状況を適切に管理するために、SDカードの貸与期間を短期間に設定するなどし、利用の必要性の確認をすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の購入計画

【事実関係】

令和元年10月8日のヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「事務用消耗品の調達について」という書面はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

物品の調達にかかる年間の調達ルールを作成し、年間購入計画を定めるべきである。

(2) ダマワラビー

【事実関係】

ヒアリングの結果によると、平成12年、学校が所在する美濃加茂市の姉妹都市であるオーストラリアのダボ市から、日本庭園造成時に造園科が設計を担当した謝礼としてワラビーを譲渡するという話があったものの、飼育実績がないという理由で実現しなかった。しかし、平成15年、ダボ市との友好関係の象徴としてPTAがワラビー2頭を購入し、授業の一環として生徒が有袋類の生活観察を行っていた。生活科学科の学習教材という位置付けであったため、平成30年3月1日、PTAの了解を得て、県への寄附手続を行った。

ところが、ワラビー舎の建て替えが必要となったため、平成31年4月1日、学校が飼育していたワラビー2匹の飼育管理を年間委託料4万7850円で豊田市へ委託した。そして、令和元年12月26日、ワラビー舎の新築工事について、代金597万1900円で請負契約を締結した。

この点、平成30年3月に寄附手続を行った際、ワラビー舎の立替え工事に関して必要となる手続や立替えにあたって確認すべきことについては検討していたものの、工事にかかる具体的な建設費用の検討はしていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

PTAから寄附の申し込みがあった際は、工事にかかる具体的な建設費用を含め、維持費について慎重に検討すべきである。

(3) PTA物品

【事実関係】

P T Aで、応接セット（事務室・用務員室）、跳び箱（体育館更衣室）2台、シュレッダー（職員室）、耐火金庫（校長室）、デスクトップP C（職員室・生物準備室・森林科学科準備室）等を購入している。P T Aで購入した物品については、P T A備品台帳及びシールにより管理されているが、学校が無償使用することに関する書面の作成がなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 加茂農林高等学校】

学校が使用している P T A物品について、寄附申込みがないのであれば、P T Aと学校との間で使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（4）ハサミや包丁等刃物

【事実関係】

刃物使用管理簿は備え付けてあるものの、被服室に備え付けてある刃物使用管理簿については、記載例に従い、「使用月日」、「クラス」、「授業」あるいは「部活」か、「道具」、「使用本数」、「本数・施錠」について記載すべきであるにもかかわらず、平成 30 年度は 5 月 11 日から 7 月 20 日までまとめたの記載となっており、使用毎の使用状況及び管理状況が把握できない記載となっている。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）には、「3 刃物の管理」に、「（1）被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」「（3）別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること。」「（4）実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること。」「（5）「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」とある。

【指摘 加茂農林高等学校】

刃物使用管理簿の記載例に従い使用した毎に正確に記載すべきである。

(5) 薬品

【事実関係】

薬品使用簿について、使用簿の記載としては、使用後の残量のみが記載されており、実際の使用量を確認することができない。

【規範】

毒物及び劇物取扱規程第10条第1項「保管責任者は、毒物及び劇物の受払いに当たっては、その都度別記様式の受払簿に受払いの内容(毒物等の品名、数量、取得年月日、使用年月日、使用目的、使用者及び残量)を記載し、保管及び使用状況を明らかにするものとする。」

【意見 加茂農林高等学校】

使用後の残量のみでの記載では実際の使用量を適切に把握することができない。使用量も計量し記録するのが望ましい。

(6) 図書

【事実関係①】

「平成30年度岐阜県立加茂農林高等学校 P T A会計歳入・歳出決算書」の「図書費」では、「雑誌、月刊誌等 53万1345円」の支出があるものの、寄附採納手続は執られていない。また、「図書及び資料の廃棄について」(平成30年5月22日付)では408冊の廃棄、同決裁文書(同年7月5日付)では514冊の廃棄、同決裁文書(同年8月31日付)では688冊の廃棄、同決裁文書(同年12月25日付)では579冊の廃棄、同決裁文書(平成31年1月8日付)では30冊の廃棄が決裁されている。当該決裁文書において、P T A会長の承諾印がある。

【規範】

P T A会計取扱要領第4条第2項「校長は、会計事務処理の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。」とされている。

【参考報告 加茂農林高等学校】

P T A購入の書籍が、P T Aの所有物であると整理した上で、廃棄の時に、P T A会長の承諾印を取るようしており、参考となる。

【事実関係②】

「図書及び資料の廃棄について」により廃棄される図書のうち、「寄贈」のものがあるが、寄附採納手続が行われていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 加茂農林高等学校（改善報告）】

寄贈された図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和元年度から寄贈された図書について寄附採納手続がとられたので、改善報告とする。

（7）盗難対策

【事実関係】

平成 26 年に、学校用地内のぶどう園で、ぶどうが窃取される事件があった。しかし、その後十分な防犯対策がとられていない。また、ビニールハウスなどに、生産物や什器備品が多数保管されているが、十分な防犯対策がとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長はその所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整備及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

高価な什器備品については、施錠のできる施設に保管すべきである。

5 施設

（1）物置

【事実関係】

グラウンドにある野球バックネット裏に P T A が購入した物置が設置してある。野球部が部活で使用する道具の保管場所として使用しているが、当該物置について目的外使用許可は行われていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂農林高等学校】

P T A の保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（2）グラウンドの夜間照明

【事実関係】

P T A が設置したグラウンドの夜間照明について、野球部が利用しているが、

目的外使用許可は執られていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂農林高等学校】

P T A が所有する夜間照明の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 部屋の鍵の貸し出し簿

【事実関係】

事務室に部屋の鍵の貸し出し簿が備え付けられているものの、返却欄に日付のない記載が散見された。

【規範】

岐阜県立加茂農林高等学校校舎等管理規程第 4 条 1 項「管理主任は、この規程に定めるもののほか、校長の命を受けて校舎等の管理に関する事務を推進し、職員の間担する業務について必要な調整を行う。また、配電設備の安全管理、管理当番日誌及び鍵保管記録簿の管理と処理を司る。」

【指摘 加茂農林高等学校】

鍵の管理を徹底するために、鍵の使用状況と鍵の貸し出し簿の記載が一致しているか確認すべきである。

(4) 農場（川合）

【事実関係】

令和元年 11 月 12 日正午に、川合農場にある 2 階建て施設について、1 階の窓ガラスの鍵がかかっておらず、窓が少し空いている状態であった。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

盗難防止のため、建物の施錠について、複数名で、確認すべきである。

(5) 演習林（川辺町）

【事実関係】

演習林に、教職員が入林するのは、2 年ぶりである。演習林について授業で使われない状況が数年続いている。また、演習林の管理に関するルールの定めはな

く、演習林の管理についての記録もない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条において「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見① 加茂農林高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

【意見② 加茂農林高等学校】

演習林について授業に利用していないのであれば、可茂農林事務所と協議して、演習林を可茂農林事務所へ所管換えすることを検討することが望ましい。

(6) 蘭栽培の農場（中津川市）

【事実関係】

学校の使用する蘭栽培の農場において、令和元年 11 月 29 日時点において、機械（電気柵）が 1 台、現場に置いてあった。

【規範】

地方自治法第 243 条の 2 「会計管理者若しくは…物品を使用している職員が故意又は重大な過失により、その保管に係る…物品又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」

逐条地方自治法（松本英昭著）の地方自治法第 239 条の【運用】について、「二物品の管理に関する事務に従事する職員は、その事務を処理するに当たり、法令の規定に従い、かつ、善良な管理者の注意義務を負わなければならない。」「四物品の保管に当たっては、良好な状態で常に使用又は処分をすることができるように保管し、原則として普通地方公共団体の施設に格納して保管すべきである。」と記載されている。

【指摘 加茂農林高等学校（改善報告）】

蘭栽培の農場にある機械（電気柵）について、倉庫等に収納すべきである。令和元年 11 月 29 日午後に学校の倉庫内に収納したので、改善報告とする。

6 私費会計

(1) 預り金運営委員会

【事実関係】

預り金運営委員会は、平成 31 年 2 月 4 日に開催されているが、議題は、平成 30 年度の状況及び平成 31 年度の計画のみであった。

【規範】

学校預り金運営委員会規程第4条において、「会長は、毎年度、次に掲げる事項について定期的に、また、緊急かつ重要な事項については臨時に、会議を招集し、審議させる。二 当該年度の上半期分の執行状況等について 三 当該年度の精算等について」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

上半期分の執行状況や預り金の精算（端数の生徒会費組入）について審議事項とすべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は3回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにならなければならない。」とし、同第4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

安全衛生委員会を月1回以上開催すべきである。また、安全衛生委員会を職員会議の中で開催するような場合でも、開催実績を明らかにするために、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加茂農林高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に3回、校内巡視を行っている。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 加茂農林高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第39 八百津高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

加茂郡八百津町伊岐津志 2803-6

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	190	165	355	360

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員

校長	1	1	講師	4	講師	11	
教頭	1	1			学校医等	5	
教諭	24	22			業務専門職	2	
養護教諭	1	1					
実習教諭	1	1					
事務職員	3	3					
計	31	29	計	4	計	18	0

(4) 進路状況(令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	45	68	113
平成30年度	56	58	114

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・ボート部(国民体育大会 男子クォドプル岐阜県選抜5位・女子ダブルスカル岐阜県選抜6位、全国高校総体 男子クォドプル・男子シングルスカル 準々決勝敗退、女子ダブルスカル 準決勝敗退)
- ・カヌー部(全国高校総体 200M男子カナディアン4・2・1、男子カヤック4・2 準決勝敗退等)
- ・硬式野球部(秋季中濃・飛騨地区大会3位(県大会出場)、春季中濃・飛騨地区大会3位(県大会出場))
- ・自然科学部(全国高等学校総合文化祭口頭発表部門 文化連盟賞、サイエンスキャッスル2018関西大会 優秀賞)

(6) 特色

平成25年11月に創立70周年を迎えた高等学校であり、入学定員は、全日制普通科120名である。

平成28年4月より開始したデュアルシステム「企業実習」により、年間を通じ生徒が社会で実習を積むことができ、「地域社会人」として活躍できる人材の育成に寄与している。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備、ボート部の使用する八百津町蘇水公園に係る契約関係及び関連書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、令和元年9月27日、八百津高等学校の管理職等(校長、教頭、事務長等)から、ヒアリングを行い、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査、八百津町蘇水公園の現場確

認を行った。さらに、令和2年1月23日に、追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の管理

【事実関係】

P T Aが設置した防犯カメラにはP T Aで購入したS Dカードが挿入されている。S Dカードには映像として個人情報記録されることになる。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準2（2）③「情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、重要性分類Ⅱ以上の情報を記録した外部記録媒体を保管する場合、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。」「情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、個人情報を含む重要性分類Ⅰ以上の情報を保管する場合は、「重要情報資産台帳」に記録するとともに、当該ファイルを暗号化又はパスワードの設定をしなければならない。ただし、システムのファイルサーバ等の高度なセキュリティ対策が講じられている場合は、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者が認める場合に限り、当該ファイルの暗号化又はパスワードの設定を不要とすることができる。」

【指摘 八百津高等学校】

防犯カメラに挿入されているS Dカードも、重要情報資産台帳に記録し、ファイルの暗号化又はパスワード設定をすべきである。

【意見 八百津高等学校】

施錠可能な場所に保管することが困難なS Dカード式の防犯カメラについては、盗難防止の観点からその使用を控えることが望ましい。

（2）パソコン等持ち出し記録

【事実関係】

パソコン等の持ち出し及び持ち込みについての記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（1）職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 八百津高等学校】

パソコンの持ち出し及び持ち込みについての記録を作成、保管することは、セキュリティ対策のための遵守事項である。例え持ち出し及び持ち込みがなかつ

たとしても、なかった記録を作成、保管すべきである。

(3) 防犯カメラ

【事実関係】

P T Aが設置した防犯カメラには、P T Aが購入したSDカードが挿入されているところ、防犯カメラによって収集されるデータに関して、その取扱いを定めた規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【意見 八百津高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラはP T Aが購入し、設置したものであるが、P T Aと使用貸借契約書は作成されていない。防犯カメラは、備品台帳に登録されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「P T A等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とP T A会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願い

しております。」とある。

【指摘 八百津高等学校】

防犯カメラについて、P T Aと使用貸借契約を締結したうえで、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載（備品台帳に登録）すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

毒劇物校内管理規定には、一般薬品等の管理方法が規定されていないため、一般薬品等の管理簿は作成していない。

【規範】

岐阜県会計規則第 91 条では、「前条の規定により払出しを受けた消耗品のうち、特定消耗品の払出しを受けた職員は、消耗品供用整理簿を備え、当該消耗品の供用等の状況を明らかにしなければならない。」とされている。

【指摘 八百津高等学校】

危険な薬品は、毒物及び劇物取締法に規定されているものだけではない。薬品の使用状況等を明らかにするためにも、一般薬品等の管理簿を作成すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度八百津高等学校 P T A 会計決算書の決算額の欄に、図書費として図書室用図書購入費の歳出が 11 万 9964 円あるが、P T A 購入の図書については寄付採納の決裁をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

P T A 購入の図書を受け入れる際には、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 敷地内のマイクロバス

【事実関係】

野球部父母の会（同窓会、部活動後援会一部負担）が購入した車両（バス）が敷地内に駐車されていた。所有者及び運転者は野球部の顧問である。このバスは、野球部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されて

いない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、野球部父母の会又はバスの所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(2) グラウンドの夜間照明

【事実関係】

グラウンドの夜間照明は、部活動後援会が設置したものである。これは、夜間にグラウンドを使用する部活動のために使用されているものである。

部活動後援会と学校との間で夜間照明の使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、部活動後援会に、グラウンドの夜間照明設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(3) グラウンドの倉庫

【事実関係】

グラウンドの倉庫は、野球部父母の会が設置したものである。これは、野球部のために使用されているものである。

野球部父母の会と学校との間で倉庫の使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政

財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、野球部父母の会に、グラウンドの倉庫設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(4) 八百津町蘇水公園の使用

【事実関係①】

八百津町の所有する蘇水公園内に、カヌー部が使用するカヌー等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建 58.80 m²)、ボート部が使用するボート等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建 97.92 m²)、カヌー部が使用する更衣室(鉄骨枠組箱型収納庫)3基、ボート部が使用するモーターボート(栈橋に停留)1台が存在する。

【事実関係②】

カヌー艇庫は、PTAが費用を支出して建てたものであり、PTAと学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。

その敷地は、校長が八百津町から平成元年12月27日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。

ボート艇庫は、部活動後援会が費用を支出して建てたものであり、部活動後援会と学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。

その敷地は、校長が八百津町から平成6年12月1日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。

【規範】

不動産は、公有財産である(地方自治法第238条第1項)。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない(岐阜県公有財産規則第13条)、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている(同規則第27条の2)。

部局長は、その所管する公有財産について法第238条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第26条第1項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第26条の2第1項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項)

【指摘 八百津高等学校】

ボート艇庫及びカヌー艇庫について、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係②－１】

更衣室２基は、カヌー部保護者が費用を支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されておらず、財産台帳に記載されていない。

その設置場所は、校長が八百津町に対して平成 19 年 9 月 4 日付けで行政財産使用許可申請をし、許可を得ている。

(平成 19 年設置の更衣室 2 基)



【規範】

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条第 1 項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条の 2 第 1 項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項)

【指摘 八百津高等学校】

更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成 19 年設置の更衣室 2 基についても、学校が借り受けているものといえる。

更衣室 2 基について、使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係②－ 2】

八百津町から受け取った使用許可書が一連の書類の中に綴じられていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 5 条「本庁の課長又は現地機関の長は、当該課又は現地機関等における文書の管理の状況を常時把握し、文書の紛失等の防止その他適正かつ能率的な文書の管理のために必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

八百津町から受け取った許可書は、更衣室を設置することを適法とする根拠となる公文書である。

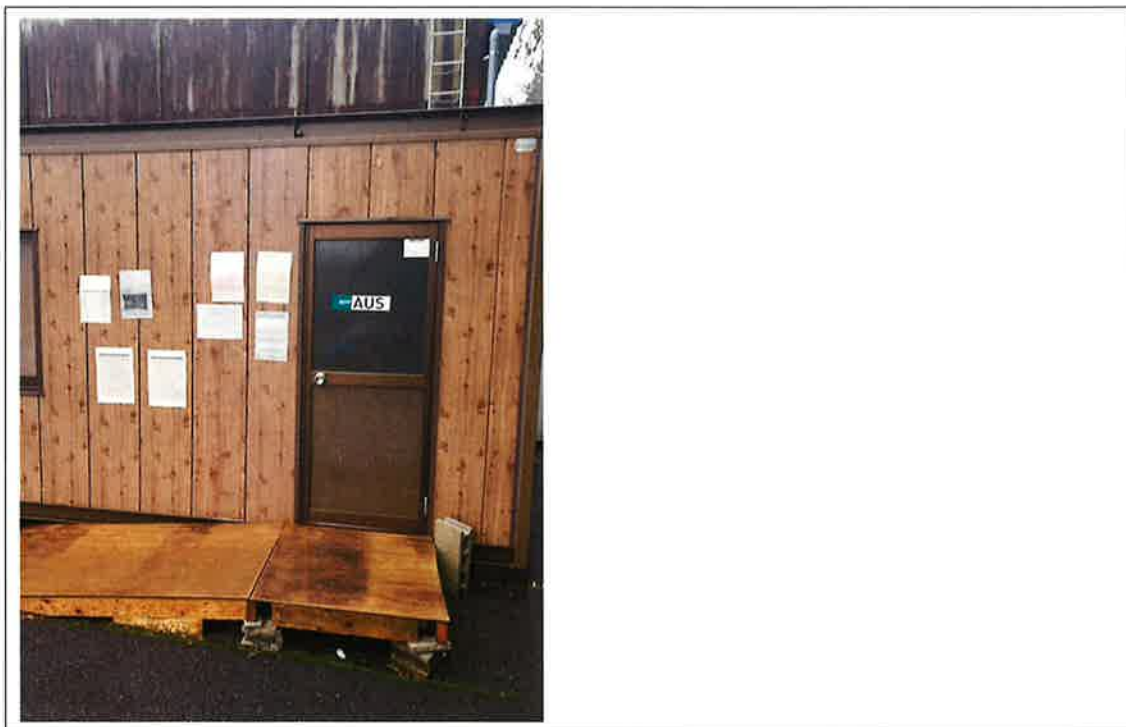
公文書を紛失することのないよう管理すべきである。

【事実関係③】

更衣室 1 基は、平成 30 年にカヌー部の部費から支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されておらず、財産台帳に記載されていない。

その設置場所は、校長が八百津町から平成 30 年 12 月 1 日付けで行政財産使用許可を受けている。

(平成 30 年設置の更衣室 1 基)



【規範】

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条第 1 項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条の 2 第 1 項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項)

【指摘 八百津高等学校】

更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー一部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成 30 年設置の更衣室 1 基についても、学校が借り受けているものといえる。

更衣室 1 基について、使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係④】

モーターボートは、P T A が費用を支出して購入したものであり、P T A から寄附を受けている。また、物品一覧表に記載されている。燃料代等は、部活動後援会が支払っている。

栈橋の使用については、八百津町との間で何の手續もとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手續」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

学校が所有するモーターボートの停留場所として栈橋を使用しているのだから、八百津町に行政財産使用許可の申請をすべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

岐阜県立八百津高等学校学校預り金事務取扱要領第 14 条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

7 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

平成 30 年度及び令和元年度において、時間外勤務命令簿の記載が全くない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第 6 条第 2 項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」

【指摘 八百津高等学校】

「修学旅行その他学校の行事に関する業務」、「生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」が全くないということは考えにくい。

学校の実情どおりに、時間外勤務命令簿を記載すべきである。

第 40 東濃高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児郡御嵩町御嵩 2854 番地 1

(2) 生徒数（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
普通科	172	149	321	360

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	業務専門職	2	
教頭	2	2			非常勤講師	8	
教諭等	30	23			学校医	3	
養護教諭	1	1			学校歯科医	1	

実習助手	1	1			学校薬剤師	1	
事務職員	3	3			産業医	1	
学校用務員					特別非常勤講師	1	0
					図書整理員	1	
					教諭（兼務）	5	
					外国人児童生徒適 応指導員	4	
					地域創生キャリア プランナー	1	
計	38	31	計	9	計	28	0

（４）進路状況

（人）

	進学	就職	合計
平成 29 年度	35	47	82
平成 30 年度	35	41	76

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・ウエイトリフティング部：全国高校総体 スナッチ 5 位 総合 9 位
国民体育大会（福井しあわせ元気国体 2018）
スナッチ優勝 総合 3 位
- ・ロボコン部：中部大学学長杯争奪 LEGO ロボットコンテスト 2018 優勝
WRO（ワールドロボコン）JAPAN2018 全国大会 3 位
（WRO タイ国際大会出場）

（６）特色

明治 29 年 4 月岐阜県尋常中学校東濃分校と称し設立し、昭和 23 年 4 月岐阜県東濃高等学校と改称し、岐阜県可児農業高等学校と統合される。創立 123 年の歴史ある学校である。平成 23 年に外国人クラスを設置し、外国籍の生徒の積極的な受け入れを開始する。平成 24 年 4 月に単位制普通科定員 120 名（3 学級）となる。また、高等学校として通級指導もおこなっている（県内に 3 校あるうちの 1 校）。平成 28 年から地域連携についても積極的に行っている。

2 監査の重点及び監査手続

東濃高等学校は、歴史の古い学校であるため、施設・物品の管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日及び令和 2 年 1 月 10 日、東濃高等学校の管理職等（校長、教頭 2 名、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表等の提出資料の書類監査を行

った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品（備品及び動物）の亡失

【事実関係】

平成30年6月11日から8月27日までの間に、学校内において、①英語教材録画テープ1式、②英会話教材録音テープ2式、③背面ロッカー1台、④積重型カード容器1台、⑤パソコンソフト2式、⑥古典文学録画テープ1式の亡失が発覚した。原因としては、老朽化等により長年使用していなかったものを廃棄の手続を行わずに処分した可能性があるとのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第99条第1項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

同条第2項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」

【指摘 東濃高等学校】

物品を廃棄する際には、不用決定など岐阜県会計規則に定める手続を踏むよう徹底すべきである

（2）薬品

【事実関係】

「理科薬品の保管管理規程」第4条第3項に、「薬品を使用した場合は、「薬品使用等記入表」に必要事項を記入する。」とされており、薬品使用等記入表が備え付けられているが、使用後の全重量の記載欄しかないため、実際の使用量が確認できない。また、全ての薬品について同一の薬品使用等記入表を使用しており、薬品毎の使用量の経緯について一覧性がないため、薬品が盗難にあい又は紛失したか否かの確認がしにくい状態となっている。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

【意見① 東濃高等学校】

薬品を適切に管理するため、薬品使用等記入表に使用前量及び使用量を記載する欄を設けるのが、望ましい。

【意見② 東濃高等学校】

薬品使用等記入表は、薬品毎に備え付けるのが望ましい。

(3) 図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計歳入歳出決算書によると、図書整備費（図書室図書購入）として、29万0169円分の支出がある。しかしながら、PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

PTAからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

(4) 軽トラック

【事実関係】

ヒアリングによれば、学校施設内で使用されている軽トラックは、PTA会計で購入されたものであるとことであつた。車検証と自賠責保険証を確認したところ、県立学校業務専門職の個人名義となっており、PTAとの関係性が分からなかった。学校とPTAとの間で、軽トラックについて、寄附採納手続や使用貸借契約は締結されていない。当該軽トラックは、野球部のグラウンド整備に使用されることがあるものの、主に業務専門職が校内の環境整備として落葉や剪定枝の運搬に使用しているとのことであつた。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

PTAと学校との間で、軽トラックについて使用貸借契約があるのであれば、使用貸借契約を締結し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

4 施設

(1) 鍵の使用簿

【事実関係】

校舎の各教室の鍵は、事務室において管理している。職員が持ち出す際に、自分の名札を持ち出す鍵の代わりに置くようになっている。使用簿への記入はしていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 東濃高等学校】

教室の鍵を現在誰が使用しているかがすぐにわかるという点では参考になる。しかし、過去誰が使用したかという検証ができないため、使用簿を作成すべきである。

(2) シャッター式物置

【事実関係】

P T A所有のシャッター式物置がグラウンドに設置されており、主に部活動で使用されている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1) 軽トラックの費用

【事実関係】

軽トラックのガソリン代、修理代、任意保険料がP T A会計から支出されている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 東濃高等学校】

軽トラックは、「学校の設備や備品」に該当することから、その整備、修繕費

用は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。
軽トラックの整備、修繕費用等は、公費で負担することを検討すべきである。

6 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

平成 30 年度は修学旅行の出発時間は朝 5 時 30 分であり、その際保護者の誘導等行う職員は時間外勤務を行ったものの、時間外勤務命令簿に記載していない。

また、挨拶運動当番（平成 30 年度は月 1 回当番が回ってきていた）や管理当番のため時間外勤務をおこなったものについても時間外勤務命令簿に記載していない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第 6 条第 2 項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」

【指摘 東濃高等学校】

修学旅行その他学校行事で時間外勤務をしているのであれば、時間外勤務命令簿に記載すべきである。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートやヒアリングによると、安全衛生委員会は年 12 回開催されているとのことである。しかし、議事録については、平成 31 年 3 月 4 日開催分のものしかない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 東濃高等学校】

安全衛生委員会を開催した毎に議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条第 1 項「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回の学校巡視をすべきである。

(4) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 1 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 東濃高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 東濃高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第 41 東濃実業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児郡御嵩町伏見 891

(2) 生徒数(令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	235	477	712	720

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	講師	13	
教頭	2	2			学校医	4	
教諭	47	40			学校歯科医	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	4	2			業務専門職	2	
事務職員	4	4					
計	59	50	計	9	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	161	72	233
平成 30 年度	138	90	228

(5) 部活動の状況(主に平成 30 年度)

- ・ ホッケー部 全国高等学校選抜ホッケー大会 出場
- ・ ボート部 全国高等学校選抜競漕大会 出場
- ・ 箏曲部 全国高等学校総合文化祭日本音楽部門 優良賞(全国ベスト 8)

(6) 特色

始まりは、農業の後継者の育成を目的として大正 10 年 4 月に設立された可児郡立実業学校である。その後、昭和 21 年 4 月、岐阜県可児農業学校となり、東濃高等学校との統合を経て、昭和 35 年 4 月、東濃実業高等学校として独立した。

昭和 40 年に農業科廃止、昭和 54 年に園芸科廃止（川合農場移管）となり、可茂・中濃地域の農業学科系は加茂農林高等学校のみとなった。現在は、全日制の商業科（ビジネス管理科・ビジネス情報科）と生活産業科（生活文化科）からなる。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備に係る契約関係及び関連書類の確認、P T A・同窓会・保護者会による部活動関連の支出に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 9 月 10 日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。また、令和元年 11 月 12 日に、川合グラウンドを現場で確認した。さらに、令和 2 年 1 月 10 日、追加ヒアリングを行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査の方法

【事実関係】

平成 30 年度に学校が行った現物実査の際、何年も前に取得したピアノ 2 台が物品一覧表に記載されていないことが判明した。これは、平成 30 年度は総点検ということで慎重に確認していたところ、たまたま判明したものであり、それ以前は、現実にある物品からの確認をしていなかったもので、気づくことがなかったとのことである。

【規範】

現物実査では、物品帳簿に記載されている物品の存在、利用状況を調査確認するとともに、存在する物品が全て物品一覧表に記載されていることを確認し、それにより物品帳簿の訂正が必要となった場合は、速やかに当該年度内に所要の手続きを行うこととされている（物品の現物実査実施要領）。

【指摘 東濃実業高等学校】

現物実査において、現実に存在する物品が全て物品一覧表に記載されているかどうかの確認を行うべきである。

（2）P T A購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、P T Aが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、使用貸借契約書の作成も、寄附手続きもしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず（P T Aが年度ごとに購入した物品を記載した一覧表があるのみ）、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 東濃実業高等学校】

P T A が購入した備品について寄附手続きをとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

毒劇物を含む薬品は、薬品庫の中に置かれた棚や冷蔵庫の中で保管されていた。薬品庫の出入口ドアには、鍵がついており、その鍵は薬品庫を出たところにある準備室に置かれたキャビネットの中に保管されていた。しかし、そのキャビネットの鍵は、壁にかけてあり、棚の引出や冷蔵庫には鍵がついていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

これを受けて、学校は、理科薬品の保管管理規定を定めている。同規定では、薬品の盗難防止のため必ず薬品庫を施錠し、施錠に関する確認や点検、鍵の保管を厳重に行うこととしている。

【指摘 東濃実業高等学校】

鍵の保管を厳重に行うべく、キャビネットの鍵は、管理者以外の者が容易に入手できないような方法で保管すべきである。

【意見 東濃実業高等学校】

薬品庫の出入口のドアに鍵がついているとはいえ、盗難や紛失防止の効果を高めるため、少なくとも毒劇物を保管している棚の引出しや冷蔵庫には、鍵をつけることが望ましい。

4 施設

(1) 個人所有バスの駐車

【事実関係】

敷地内に「可児ホッケークラブ」と書かれたバスが駐車されている。このバスは、ホッケー部の練習で人口芝のある敷地外の場所へ移動する際、1 週間に 1 回

の頻度で使用されているものであり、クラブの人とホッケー部の顧問が懇意であるため、無償で使わせてもらっているとのことである。

バスの所有者又は使用者と学校と間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。バスを敷地に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 東濃実業高等学校】

校長は、バスの所有者又は使用者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(2) 保護者関係者所有のバスの駐車

【事実関係】

行政財産である川合グラウンドに保護者の関係会社が所有するバスと乗用車が駐車されている。このバス等は、野球部の移動のために月に 4 回の頻度で使用されているものであり、維持費は野球部の保護者会が負担している。

バス等の所有者又は使用者と学校との間でバス等の使用貸借契約書は作成されていない。川合グラウンドに駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃実業高等学校】

校長は、バス等の所有者又は使用者に、川合グラウンド上のバス等駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

5 私費会計

(1) 著作権侵害問題の対応

【事実関係】

箏曲部が楽譜をコピーして使用していたことについて、著作権侵害であるとして、著作権管理団体等から楽譜購入代金、編曲許諾料、商標権使用料等を請求

された。これに対し、学校は、箏曲部会計とPTA会計から合計35万9640円、同窓会会計から52万3858円、合計88万3498円を著作権管理団体等6社に支払った。PTA、同窓会には、口頭で了解を得たのみであった。

支払うにあたって、請求書を受領し、経費支出・物品購入伺書を起案しただけであり、弁護士や弁理士などの専門家には相談していなかった。支払先との間で和解書などの書面は作成していなかった。

【規範】

団体徴収金の会計事務は、公費と同様、適正かつ正確に行わなければならない（県立学校の運営にかかる経費の適正執行と用途区分）、公費における会計上の原則である、事前承認の原則（地方自治法第211条）、総計予算主義（地方自治法第210条）、限定性の原則（地方自治法第220条第2項）に準じなければならない。

団体徴収金の執行権限は当該団体にある。予算は総会で承認されなければならない（PTA規約第14条、同窓会規約第23条）。

【指摘 東濃実業高等学校】

PTA会計、同窓会会計から支出するのであれば、それぞれの団体において、補正予算を作成し、総会で承認を受けるという手続をすべきであった。

【意見 東濃実業高等学校】

本件のような法的紛争において、支払義務の有無の判断、妥当な支払額の判断、支払う際の先方との合意方法などについて、専門家に相談することが望ましい。

6 職員の管理

（1）勤務時間外の職員会議

【事実関係】

職員会議のために時間外勤務をしていることはあるが、その都度、本人の同意を得て、時間外勤務と取り扱っていなかった。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」

【指摘 東濃実業高等学校】

当該職員会議が超勤4項目に該当することを確認の上、時間外勤務命令を出し、時間外勤務命令簿を作成すべきである。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を開催したのは年に1回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとしており、同23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 東濃実業高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は年50回とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 東濃実業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(4) 産業医

【事実関係】

産業医が学校巡視したのは年に1回であった。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を

防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 東濃実業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第42 可児高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児市坂戸 987-2

(2) 生徒数（令和元年7月1日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	432	359	791	840

(3) 組織及び構成（令和元年8月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	3	講師	11	
教頭	1	1	養護助教諭	1	業務専門職	2	
教諭	45	43			校医等	8	
養護教諭	2	2					
実習助手	1	1					
事務職員	4	4					
計	54	52	計	4	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	271	0	271
平成30年度	271	1	272

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・女子テニス部 新人戦県大会団体3位
- ・ウェイトリフティング部 東海高校総体出場
- ・書道部 全日本高等学校書道コンクール出場

(6) 特色

昭和55年4月からの比較的新しい学校である。平成25年度から地域課題解決型キャリア教育「エンリッチプロジェクト」を行っており、市役所や市議会との地域課題懇談会、高校生議会、模擬選挙などを実施している。平成29年度から「進学指導重点指定校」、令和元年度から「地域共創フラッグシップハイスクール指定校」となっている。

2 監査の重点及び監査手続

進学指導重点指定校としてPTAと共に積極的な活動を行っていることもあり、PTA購入備品等に係る契約関係及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年6月11日及び同年10月4日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) パソコン・記録媒体の校外持出し

【事実関係】

パソコン・記録媒体の校外持ち出し時には、「パソコン・記録媒体等持ち出し承認申請書」を使用して、持ち出し機器、機器内部の重要情報、持ち出す理由・場所、持ち出し期間などを記載し、校長等が承認をしている。しかし、持ち出し後、校内に戻された時の確認がなされていない。

【規範】

情報資産については、無断持出し、漏えい・破壊・消去等の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施することとされており（岐阜県情報セキュリティ基本方針）、これを受けて、情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン、電磁的記録媒体の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならないとされている（岐阜県情報セキュリティ対策基準）。この記録には、情報の無断持出しを防ぐ目的もあるが、持ち出している間の情報の漏えい、紛失を防ぐ目的もある。

【指摘 可児高等学校】

持ち出したパソコン・記憶媒体が、申請した期間内に、問題なく戻されたことを確認し、記録しておくべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの管理運用に関する規程が作成されていない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

同第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 可児高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査の方法

【事実関係】

平成30年度の現物実査の際、物品一覧表の記録内容の修正漏れが47件あった。これは、保管場所が変更されていたにもかかわらず、変更が登録されていなかったもの、ストーブ30台の保管場所を登録していなかったものであった。また、亡失しており時期・理由が不明なものが5件あった。

【規範】

現物実査では、物品帳簿に記録されている物品の存在、利用状況を調査確認するとともに、存在する物品が全て物品一覧表に記録されていることを確認し、それにより物品帳簿の訂正が必要となった場合は、速やかに当該年度内に所要の手続きを行うこととされている（物品の現物実査実施要領）。

【指摘 可児高等学校】

現物実査においては、物品の有無及び保管場所の確認を確実にを行うとともに、その結果を遺漏なく物品帳簿に反映させるべきである。

（2）PTA購入備品

【事実関係】

保健室など学校が保管使用している物品の中には、PTAが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、使用貸借契約書の作成も、寄附採納手続もしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず（PTAが作成する備品台帳があるのみ）、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 可児高等学校】

P T A が購入した備品について寄附手続をとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

5 施設

(1) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に部活動が使用する物置が設置されている。この物置は、部活動後援会会計で購入されたものであり、同会計の廃止後は P T A の備品となっている。

所有者（設置当初は部活動後援会、現在は P T A）と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 可児高等学校】

校長は、P T A に、グラウンド上の物置の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を単独で開催したのは年に 1 回であり、それ以外は、職員会議と兼ねており、議事録は作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要

なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 可児高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は年約100回とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 可児高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年12回とのことであるが、その結果を記録した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 可児高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 交通安全

(1) 交通安全教育

【規範】

学校保健安全法第 27 条「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

【参考報告 可児高等学校】

学校周辺の交通事情が悪いことから、交通安全教育に重点を置いている。そのため、可児自動車学校において、交通安全教室を実施している。学校が自動車学校と協働して交通安全教室を実施している例として、組織運営の合理化に資するため、参考報告とする。

第 43 可児工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児市中恵土 2358 番地の 1

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	542	35	577	600

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	4	事務専門職		0
教頭	1	1	学校司書	1	業務専門職		2
教諭等	47	43			非常勤講師		8
養護教諭	1	1			学校医		4
実習助手	10	9			学校歯科医		1
事務職員	4	3			学校薬剤師		1
実習補助員	1	1					0
計	65	59	計	5	計		16

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	46	145	191
平成 30 年度	49	144	193

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・ホッケー部（東海高等学校ホッケー選手権大会優勝）
- ・ハンドボール部（中濃地区高校総体優勝）
- ・美術部（第36回中濃地区高校美術展優秀賞・奨励賞）
- ・建設部（住まいリフォーム・デザイン案コンテスト建築士会賞（1位）・優秀賞・学校賞（団体））
- ・電気システム部（2018全国高等学校総合文化祭マイコンカーラリー大会優勝・ジャパンマイコンカーラリー2018全国大会優勝（2年連続）・3位、缶セット甲子園2017全国大会（技術賞））平成29年度学力向上推進事業第17回高校生ものづくりコンテスト岐阜県大会（機械科（錠盤作業部門最優秀賞）、電気システム科（電気工事部門敢闘賞・たくみアカデミー校長賞）、化学技術科（化学分析部門最優秀賞・奨励賞）、建設工学科（木材加工部門最優秀賞、優秀賞・測量部門（団体）優秀賞）、高校生ものづくりコンテスト（錠盤作業部門優勝・化学分析部門、木材加工部門第3位・測量部門（団体）出場）

(6) 特色

昭和38年、漫画「鉄腕アトム」や「鉄人28号」が放映され、日本がロボットの活躍する未来社会の姿を模索し始めたころ、地域の強い要請により、可茂地区に、未来を見据えた工業高校として開校。本年度で創立57年目を迎え、これまで1万1124人の卒業生を輩出している。

学科は、機械科、電気システム科、化学技術科、建設工学科がある。

2 監査の重点及び監査手続

可児工業高等学校は、可茂地区唯一の工業高校であり情報管理や施設、物品管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年5月22日及び同年10月30日、可児工業高等学校の管理職等（校長、教頭1名、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 写真データの管理

【事実関係】

学校で保管管理しているデジタルカメラ及びビデオカメラを各1台整備しているが、平成30年度における使用実績がない。一方、ホームページ等の写真データの収集については、教員が、学校行事や部活動の活動風景を、教員個人のスマートフォンで写真撮影を行い、当該スマートフォンから写真データを貼付し

たメールを学校へ送信する方法で行っている。

【規範】

写真は、個人情報（岐阜県個人情報保護条例第2条第1項1号個人情報 個人に関する情報であって次のいずれかに該当するもの イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。）であり、同条例第9条2項（適正管理）において、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

【指摘 可児工業高等学校】

職員個人のスマートフォンによる写真撮影は、個人情報の漏えいにあたり得るので、学校において保管・管理するデジタルカメラ等で撮影すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの管理運用に関する規程が作成されていない。校内に防犯カメラが設置されているところ、校内で自転車の盗難事件が発生したため、警察に画像を閲覧させたことがあった。警察に画像を閲覧させた際にPTAの同意等は得ておらず、警察にデータを閲覧させたことに関する記録もない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

同第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 可児工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）PTA物品

学校が無償使用することに関する書面の作成、あるいは寄附手続がなされていない。

廃棄された備品が2つ（いずれもプリンター）があるものの、廃棄する際にPTAの承認をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条

第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘① 可児工業高等学校】

P T Aが購入した備品について寄附手続をとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

【指摘② 可児工業高等学校】

廃棄する際にはP T Aの承認をとるべきである。

(2) モルタルフロー試験機の破損事故

【事実関係】

休み時間に生徒がモルタルフロー試験機(12万3120円)を触っていて破損したところ、修理が不可能であったことから、生徒が全国高等学校P T A連合会を通じて加入している賠償責任保険を使用し、新しいモルタルフロー試験機を購入後、当該生徒の保護者から学校へ寄附する手続がとられた。なお、生徒保護者の負担額は、保険免責額5000円のみであった。

【規範】

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、同法第417条は、「損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。」と規定している。なお、当該規定は、同法第722条1項により、不法行為に基づく損害賠償に準用されている。

【指摘 可児工業高等学校】

生徒保護者は、損害に対する代物弁済として学校に対しモルタルフロー試験機を引き渡しているため、寄附採納の手続ではない。

当該事故に関する合意書を作成するなどし、学校と生徒との法的関係を明らかにしておくべきである。

(3) 薬品

【事実関係①】

平成30年度薬品使用簿を確認したところ、使用後の残量の記載のみであり、実際の使用量を把握することができなかった。

【規範】

「薬品保管管理規程」の第6条の第1項「管理簿に品名ごとに数量・取得年月・使用日・使用量・使用目的・使用者及び残量を適切に記入する」

岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定10条「担当者は毎回の毒物

劇物の使用量を把握し、毎年定期的に在庫量の確認を行う。」

【意見 可児工業高等学校】

実際の使用量を把握するため、使用前に改めて残量を計量し、記録することが望ましい。

【事実関係②】

薬品をまとめて保管・管理する薬品室がなく、準備室に薬品が保管された保管庫が複数設置されている。

【規範】

岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定 11 条「盗難・紛失を防止するため保管庫には施錠を行う。」とされ、同 12 条に「管理責任者は保管庫の鍵の管理を行うとともに、毎日、始業前及び終業後に施錠の確認を行う。」

毒物劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（薬生薬審初 0724 第 1 号・平成 30 年 7 月 24 日）の第 1 条保管場所における盗難紛失防止 1 保管場所の管理について「(2) 鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管すること」

【意見 可児工業高等学校】

準備室の中に薬品室が設置されている構造と比較すると、準備室の中に保管庫が複数設置されている状態は、盗難等のリスクが高くなるため、薬品をまとめて保管可能な薬品室を設置することが望ましい。

(5) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書館用図書購入として 75 万 8105 円の支出がある。しかし、P T A 会計で購入した図書について、寄附手続きをとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれているとされている。

【指摘 可児工業高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続きをとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドに部活動後援会所有の物置が設置してある。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 可児工業高等学校】

部活動後援会が所有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) テニスコートの照明

【事実関係】

ヒアリングによると、テニスコートの夜間照明を設置したのは、PTAであるとの説明であったが、寄附採納手続あるいは行政財産の目的外使用許可をとっていないとのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 可児工業高等学校（改善報告）】

PTAに行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

平成 31 年 4 月 1 日付で、テニスコートの夜間照明設置場所について行政財産の目的外使用許可の手続をしたので、改善報告とする。

(3) 校舎内のトイレ

【事実関係】

実習棟に設置されているトイレの中が廊下から丸見えの構造となっており、現在は暖簾をつけている。また、洋式トイレが設置している箇所が 1 カ所しかない。

【意見 可児工業高等学校】

プライバシー保護の観点から、トイレを使用している者の姿が外部から直接見えない位置にトイレの出入り口を設置するのが望ましい。また、各トイレに洋式トイレを設置するのが望ましい。

6 私費会計

(1) P T A 物品

【事実関係】

P T A 物品の数が非常に多い。P T A 物品台帳に記載のある平成 17 年から現在までのもので 238 個にのぼる。部活動に供されているものもあるが、平成 30 年度に P T A 会計で購入した備品（プロジェクター・レーザー加工機）は、授業で使用されているところ、県費での購入か P T A 予算での購入かについての振り分けの明確な基準もない。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第 2 章「公費と私費」の 1 「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘① 可児工業高等学校】

「プロジェクター・レーザー加工機」は、「学校の設備や備品」に該当することから、「プロジェクター・レーザー加工機」の設置や整備、修繕費用は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。

「プロジェクター・レーザー加工機」についての整備、修繕費用等は、公費で負担することを検討すべきである。

【規範】

公費私費負担ガイドラインによれば、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体の総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て諾否の判断を行うものとする、申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない、とされている。

【指摘② 可児工業高等学校】

P T A から寄附の申し出があった場合には、これが公費により実施すべきものか否かについて十分精査すべきである。

(2) 学校徴収金に関する監査

【事実関係】

平成 30 年度学校徴収金運営委員会は 2 月に開催されているが、監事監査の記録がない。

【規範】

学校徴収金事務取扱要領第 13 条第 1 項「校長は、学校徴収金に関する監査のため、会計ごとに監事を複数人置かなければならない。」

同第 14 条、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 可児工業高等学校】

監事を置き、学校徴収金に関する監査を行い、その記録を作成すべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

授業料未納者に対し督促をしているものの、平成 27 年以降学校から文書を送付しても「宛所ありません」として返送されてくる等所在も分からず連絡が取れない者について徴収停止をしていない。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第 171 条の 5 は、徴収の停止を規定する。

【指摘 可児工業高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから 1 年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令 171 条の 2 に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は 2 月の 1 回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 可児工業高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週 1 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する

ことができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 可児工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医の校内巡視は年2回である。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 可児工業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

(4) 兼職・兼業の承認

【事実関係】

サッカー部、ホッケー部、陸上部、剣道部、ラグビーフットボール部、ハンドボール部の審判資格を有している職員の有無、手当の支給等について把握をしていない。

【規範】

教育公務員特例法第17条第1項は、教育公務員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には教育委員会（学校長）の承認が必要であることを定めている。

【指摘 可児工業高等学校】

手当が支給されている部活動顧問がいるかどうかを把握して、兼職・兼業の承認を取得することを徹底すべきである。

第3章の5 多治見地区

第44 多治見高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市坂上町9丁目141番地

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在） (人)

	男	女	合計
全学年	307	313	620

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	養護講師		
教頭	1	1	実習助手		看護講師		
教諭等	41	36	栄養講師		業務専門職	1	1
養護教諭	1	1	看護講師		介護専門職		
実習教諭	1	1			給食指導員		
事務職員(一般)	3	3			校医等	6	
事務職員(司書)	1	1			校務補助員		
学校用務員	1	1					
計	50	45	計	8	計	7	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	220	2	222
平成30年度	223	1	224

(5) 部活動等の状況（主に平成30年度）

- ・ 陸上競技部：男子砲丸投げ 東海高等学校総合体育大会出場
 男子800m 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
 男子1500m 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
 女子棒高跳び 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
- ・ 弓道部：東海高等学校総合体育大会 第4位入賞
 東海高等学校弓道選抜大会出場 女子団体ベスト8
- ・ 水泳部：男子400m自由形 東海高等学校総合体育大会出場
- ・ 科学部：岐阜県高等学校文化連盟 自然科学系部活動研究発表交流会

奨励賞

- ・演劇部： 岐阜県高等学校演劇大会 奨励賞

(6) 特色

昭和 23 年に設立され、令和 4 年に創立 100 周年を迎える全日制普通科高等学校であり、平成 30 年 4 月 1 日からは学年制から単位制へ移行している。一人一人の文武両立を目指し、知・徳・体の調和のとれた生徒を育成している。

県の指定事業である「アクティブ・ラーニング」について研究を進め、平成 31 年度には、「アクティブ・ラーニング」の実践・研究の成果と課題を踏まえ、生徒一人一人の主体的・対話的で深い学びの実現を迫り、それらの実現を目指した教育課程づくりのためにカリキュラム・マネジメントを推進している。平成 31 年度には、教育委員会が推進するふるさと教育推進事業の一環として指定された地域課題探求型学習の推進に取り組んでいる。なお、岐阜県内の高等学校では最大規模の蔵書数を誇る図書館がある。

2 監査の重点及び監査手続

多治見高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な学校であることから、高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、歴史ある学校であり、県内最大規模の蔵書数を誇る図書館があるため、同窓会との関係や図書管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 3 日、多治見高等学校の管理職等のヒアリングを、また、令和 2 年 1 月 7 日、事務長の追加ヒアリングを行った。加えて、アンケートによる照会のほか、寄附採納に関する決裁文書等提出資料について書類監査を行った。また、グラウンドや図書室、事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の管理

【事実関係】

平成 30 年度に実施した現物実査において、亡失により、現物と物品一覧表との突合ができない事例が 2 件あった。具体的には、放送室の「デジタルカメラ」と視聴覚室の「ビデオテープレコーダー」の亡失であり、いずれも、当該物品が購入から年数が経ち、故障もしていたため、誤って廃棄されたと考えられるとのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、

不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 多治見高等学校】

物品を廃棄する際には、不用決定すべきである。

(2) 寄附手続

【事実関係】

平成 25 年度から平成 30 年度にかけて行われた寄附採納事例を確認したところ、平成 30 年度に「デジタルカメラ等」の寄附採納事例が存在したため、決裁文書を確認したところ、評価額の記載はされていたが、評価額を裏付ける資料の添付はなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見高等学校】

寄附申込があったときは、物品の評価額を明らかにした書類により諾否を決定しなければならないところ、評価額を裏付け資料が添付されていないと、何を根拠に評価額を算定したのか明らかではない。

寄附採納の決裁には、評価額を裏付ける資料を添付すべきである。

(3) 図書

【事実関係①】

育友会会計で購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。また、寄贈された図書があるが、当該図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(4) 防犯カメラ

【事実関係】

学校は、平成 30 年度に育友会が設置した防犯カメラについて育友会との間で、使用貸借契約を締結したが、借入物品として登録をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借り入れの手続をしなければならない。」

同規則第 88 条の 2 「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表（第二十九号様式の八）及び物品出納一覧表（第二十九号様式の九）を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿（第二十九号様式の十）をそれぞれ備え、物品の出納を行つたときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 多治見高等学校】

防犯カメラについて、物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

4 施設

（1）大型シェード

【事実関係】

テニスコート横に、テニスコート利用者が雨をしのぐための大型シェード（工作物）が設置されており、所有者を尋ねたが、不明であると回答された。なお、大型シェードは、授業やテニス部の部活動で利用されている。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

工作物は、ここでいう公有財産に含まれるところ、岐阜県公有財産事務処理規程第 5 条において、寄附の受納により公有財産を取得しようとするときの手続が規定されている。

【指摘① 多治見高等学校】

公有財産を適切に管理するため、大型シェードの所有者を確認すべきである。

【指摘② 多治見高等学校】

大型シェードの所有者が県でない場合には、岐阜県公有財産事務処理規程第 5 条の無償譲渡の手続をすべきである。

（2）育友会が設置する複写機

【事実関係】

進路指導室に、育友会が業者とリース契約を締結している複写機が設置されており、平成 30 年度の育友会の決算資料及びヒアリングによると、雑入として

「進路室コピー代」が4335円計上されており、当該歳入は生徒が複写機を利用して複写した際に支払をしたものである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 多治見高等学校】

育友会がリース契約を締結している複写機であるため、育友会から学校へ寄附することはできず、リース会社との契約において転貸は禁止されており、また、複写の費用が育友会の歳入とされていること等から、複写機は育友会が利用しているものと認められる。複写機を設置している育友会に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(3) 洗濯機

【事実関係】

ヒアリングによると、敷地内に、部活動で使うユニフォームやゼッケンなどを洗濯する目的で、運動部が協力して設置した洗濯機が置かれているが、学校に寄附はされておらず、洗濯機の設置場所について、目的外使用許可の申請もされていないとのことである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見高等学校】

洗濯機の寄附がされておらず、専ら部活動で利用されているといった利用実態に照らすと、学校が、洗濯機の所有者に対して、洗濯機の設置場所を使用させていると言える。洗濯機の設置場所について、所有者に対して行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

預り金運営委員会が設置され、平成30年3月5日に開催されているが、議事録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に

至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 多治見高等学校】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 同窓会による樹木の剪定

【事実関係】

例年、同窓会の支出により庭木樹木の剪定を行っており、平成30年度には、28万7064円の支出が認められる。公費と私費の区分について、安全面や採光などで支障となる樹木の剪定については県費対応、景観を保つための剪定については同窓会費対応としているとのことである。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等において、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

そして、「公費・私費負担区分等ガイドライン」において、樹木剪定費用は、施設設備管理費として、公費負担とするものとされている。

【指摘 多治見高等学校】

樹木剪定費用は公費負担とされているのであるから、県費で対応することを検討すべきである。また、同窓会からの総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(3) 土曜補習等

【事実関係】

進路指導部が企画し、育友会が費用負担して、カリキュラムには組み込まれていないが、「サタスタ」と称して土曜日に補習やセンター試験対応等が学校教室で行われており、職員が育友会から監督手当を受給し、兼職・兼業の承認をとり対応をしている。手当の額は、最低賃金を踏まえて算定されている。なお、源泉徴収は育友会がしている。

【規範】

最低賃金法第4条「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その

最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

【参考報告 多治見高等学校】

土曜補習等における手当の額は学校ごとに異なるが、最低賃金を踏まえた算定がなされており他の学校の参考となる。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリング及び提出資料によると、平成30年度、安全衛生委員会を12回開催し、その都度議事録を作成している。しかし、そのうち2回については産業医のクリニックにて開催され（1回は校長、衛生管理者及び産業医が出席、1回は衛生管理者及び産業医が出席）、5回については書面開催となっている。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

これを受けて、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、第12条において委員会の所掌事務が、また、第13条において所属委員会の構成についてそれぞれ規定されている。

【指摘 多治見高等学校】

学校から医師への状況報告等をもって委員会の開催とし、また、衛生管理者と産業医だけの出席をもって委員会と扱っている。しかし、委員会は、安全衛生に関する一定事項の調査審議を行う会議体であり、岐阜県教育委員会安全衛生管理規程が定める委員会組織の構成を満たしていない。

法の趣旨を踏まえて、月に1回以上、安全衛生委員会を開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者は、年12回、職場巡視を行っているが、職場巡視の結果について記録は作成されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、

労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 多治見高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 多治見高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、産業医は、年5回学校を訪問し、それ以外には、産業医のクリニックで2回、書面で5回、意見交換を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 多治見高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行

う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第 45 多治見北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市上山町 2 丁目 49 番地

(2) 生徒数(令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	435	284	719	720
全学年	435	284	719	720

(3) 組織及び構成(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	11	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭等	40	42			事務専門職		
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	1	1			学校医	5	
事務職員	3	3			その他	1	
司書	1	1					
計	48	50	計	5	計	20	1

- ・その他：ALT 1
- ・雇員：教員業務アシスタント

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	237	0	237
平成 30 年度	235	0	235

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・陸上競技部
 - 福井国民体育大会 1 名出場(女子少年 100m、女子共通リレー)
 - 岐阜県高等学校総合体育大会 女子 100m 2 位・女子 200m 3 位 東海大会

出場

岐阜県新人陸上競技対校選手権大会 女子 100m 4位・女子 200m 2位 東海新人大会出場, 女子 400m 4位 東海新人大会出場, 男子走高跳 3位 東海新人大会出場

・男子ソフトテニス部

岐阜県高等学校総合体育大会 男子個人(ダブルス) 5位 東海大会・全国大会出場

・ボクシング部

全日本女子ボクシング選手権大会(ジュニアの部) 出場

・放送部

岐阜県高等学校放送コンテスト新人大会 アナウンス部門 1位, 朗読部門 2位・3位 全国高等学校総合文化祭出場

NHK杯岐阜県高等学校放送コンテスト アナウンス部門 1位, 朗読部門 3位 NHK杯全国大会出場

・自然科学部

岐阜県高等学校総合文化祭地学部門優秀賞 全国総合文化祭出場

・囲碁

全国高校囲碁選手権大会岐阜大会個人男子 2位 全国総合文化祭参加

・吹奏楽

中部日本管楽器個人・重奏コンテスト岐阜県大会 アルトサクソフーン金賞、トロンボーン金賞 中部日本管楽器個人・重奏コンテスト出場

(6) 特色

昭和33年に開校し、今年で創立61周年を迎える。全日制の普通科を有し、2年次より文系と理系に分かれる教育課程を採用している進学校である。昭和45年より65分授業を実施している点に特色がある。特色ある教育活動として、県指定スーパーグローバルハイスクール(SGH)事業(2017年度～)、2018年度の主な事業内容として外国人留学生(大学生)との英語ディスカッション、ディベート等を3日間行う「エンパワーメント・プログラム」(疑似留学体験)を実施している。

2 監査の重点及び監査手続

多治見北高等学校においては、進学校独自の土曜開校事業の活動状況や、学校敷地の借地契約内容に着目したほか、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月3日、令和2年1月7日に管理職等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、土曜開校に関する内規、土地借上料調査票など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）USBメモリ、SDカード、デジタルカメラの管理

【事実関係】

USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿によると、使用期間平成30年9月4日～9月6日の庁内使用について、解除日が平成31年1月13日、解除日の取扱管理者確認欄が空白となっていた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

返却時の押印について、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づく取扱いを徹底すべきである。また、4か月にわたり返却がされていない状態は、既に取扱管理者による管理を離れていると評価せざるを得ない。外部記録媒体利用後は、直ちに返却させるべきである。

（2）防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

平成17年度からPTAの所有する防犯カメラ5台を借り入れ、「防犯カメラの設置と利用に関する規定」により運用している。同規定第4条第1項は、画像を利用する場合には学校長の許可を得なければならないとし、第2項は、画像の第三者提供について、(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に定めがある場合、(3)職員や生徒等の生命や身体等に対する危険を避けるため、また緊急かつやむを得ない状況と認められた場合は、画像から識別される特定の個人（生徒である場合はその保護者）に通知した上で提供すると規定している。

平成30年度に屋外自動販売機の火災があり、自販機荒らしの可能性があったため、警察にカメラ映像を提供している。その際、画像から識別される特定の個人には規定第4条に基づく通知はしなかった。

【規範】

刑事訴訟法第 197 条第 2 項は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定し、同条第 5 項は、「第 2 項又は第 3 項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる」としている。

【意見 多治見北高等学校】

防犯カメラの映像について、刑訴法 197 条第 2 項に基づく照会とともに、同条 5 項による秘密保持要請を受ける可能性があり、この場合、「防犯カメラの設置と利用に関する規定」第 4 条の規定と正面から対立することになる。本規定第 4 条の外部提供の要件について見直すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）P T Aからの使用貸借物品

P T A備品台帳によると、印刷室所在のP T A所有のリソグラフ 1 台について、学校用務のために使用貸借している。しかし、学校とP T Aとの使用貸借関係に関する書類は存在しない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 は、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

借入備品について借入手続の書類を作成すべきである。また、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（2）図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として 119 万 8960 円分の支出がある。P T A から図書を借り入れているのであれば、P T A への返却が予定され、少なくとも廃棄時には P T A の同意が必要となるところ、これが行われていない学校の運用、その前提としての当事者の合理的解釈からすると、同図書は P T A から寄贈されているものと考えられる。しかし、P T A からの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾

否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見北高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 私費会計

(1) スクールカウンセラーの報償費等

【事実関係】

平成 30 年度に県費としてスクールカウンセラー設置費が支出されており、月 1 回程度来校してもらい対応していた。しかし、月 1 回では対応しきれないことから、同一の臨床心理士に更に月 1 回程度来てもらうため、PTA 会費から教育相談アドバイザー報償費・旅費として同額程度が支給されていた。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第 5 条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成 25 年 3 月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。

【指摘 多治見北高等学校（改善報告）】

スクールカウンセラーの報償費等は、学校運営にかかる経費として県費で対応すべきである。なお、平成 31 年度からは、全額県費で対応されている。

(2) PTA によるリソグラフ購入

【事実関係】

PTA により平成 28 年に購入されたリソグラフ 1 台は、県費購入したリソグラフ 1 台では大量の印刷時に不足することがあるため、購入されたものである。

【規範】

平成 25 年 3 月「公費私費ガイドライン」第 2 章、1（1）公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対応するものとする」とされている。また、同章、2（2）①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手続に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

本件備品について、まずは公費で対応することを検討すべきである。

また、県が定める水準以上の備品であり、PTAからの総意のもと主体性をもって行われる支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されているとのことである。しかし、議事録は平成31年2月7日の第11回のものしか存在しない。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 多治見北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年12回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 多治見北高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果

についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 多治見北高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成30年度に2回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 多治見北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 多治見北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 学校内規

【事実関係①】

多治見北高等学校の校務の手引きには、「岐阜県立多治見北高等学校空調基金会則」が編綴されている。しかし、手引きの同会則第8条に規定する負担金額は、現状の負担金額と一致しておらず、手引きの修正が行われていない。なお、PT

Aの庶務・会計・顧問には、学校職員が含まれている。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 多治見北高等学校】

同会則が校務の手引きに編綴されているのは、PTAの庶務・会計に学校職員が含まれており、校務の一覧性を確保するためであると考えられる。学校長は、校務の手引きが現状と一致するようにすべきである。

【事実関係②】

多治見北高等学校の校務の手引きには、「旧制多治見中学校同窓会会則」が編綴されている。同会則によると、同窓会の事務局は多治見北高等学校内に置くとしており（2条）、名誉顧問は多治見北高等学校長が含まれているが（6条）、近年の同窓会活動の有無については確認できなかった。

【規範】

職務に専念する義務の特例に関する条例及び同規則を受けて、「職務に専念する義務の免除の取扱について」（昭和 51 年 4 月 1 日教総第 809 号）は、職員が職務に関連して、別記団体（各県立学校同窓会も含まれている。）の役員その他の地位を兼ねその事務を行う場合には、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により、職務に専念する義務の免除があったものとみなして取り扱うこと、この場合には、職務専念義務の免除に関する台帳を作成して整理することとされている。

【指摘 多治見北高等学校】

同窓会が存続しているのか確認すべきである。存続しているのであれば、校長について職務専念義務免除に関する台帳を作成して整理し、存続していないのであれば、校務の手引きから削除すべきである。

第 46 多治見工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市陶元町 207 番地

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
セラミック	103	12	115	120

デザイン	16	86	102	120
電子機械	120	0	120	120
電気システム	115	2	117	120
専攻科				(人)
	男	女	合計	定員
陶磁科学芸術科	12	5	17	60

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	業務専門職	2	
教頭	1	1	実習助手	2	実習補助専門職	1	
教諭等	43	41			非常勤講師	12	
養護教諭	1	1			産業医	1	
実習助手	10	8			学校医	2	
事務職員	4	4			学校歯科医	2	
					学校薬剤師	1	
計	60	56	計	7	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	52	99	151
平成30年度	34	123	157

(5) 部活動等の状況(主に平成30年度)

- ・ボクシング部：ライト級 全国東海高校総体県予選(準優勝)
ライトウェルター級 全国東海高校総体県予選(準優勝)
ウェルター級 全国東海高校総体県予選(優勝)
全国東海高校総体東海予選(準優勝)
全国高校総体(出場)
- ・バレーボール部： 全国東海高校総体県予選(ベスト8)
- ・造形部： 岐阜県青少年美術展青年部(入選)
全国高校総合文化祭 美術工芸部門(県代表, 優秀賞, 奨励賞, 入賞)
- ・陶芸部 全国高校総合文化祭 美術・工芸部門(県代表)
岐阜県青少年美術展 青年部立体造形部門(優秀賞)

- 岐阜県高等学校総合文化祭美術工芸部門（最優秀賞）
- ・写真部 岐阜県青少年美術展青年部（入選）
岐阜県高等学校写真コンテスト（奨励賞）
岐阜県高等学校総合文化祭写真展（奨励賞）

（6）特色

多治見の地場産業である陶器業界を支える人材の育成を目的として、明治 31 年に岐阜県陶磁器講習所が開設され、昭和 23 年に岐阜県立多治見工業高等学校と改称され、平成 29 年には創立 120 周年を迎えた高校である。「正しく、強く、明るく」を校訓として、現在、全日制課程についてはセラミック科（40 名）、デザイン科（40 名）、電子機械科（40 名）、電気システム科（40 名）、専攻科については陶磁科学芸術科（30 名）の募集を行っている。陶芸の分野で、人間国宝や文化功労者など著名な芸術家を多く輩出している。

2 監査の重点及び監査手続

多治見工業高等学校は、工業高校であり、管理する物品数が多いことも踏まえ、高等学校において論点となりうる課題について幅広く監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日、多治見工業高等学校の管理職等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料について書類監査を行った。また、事務室、図書室などの現場確認を行った。

3 学校運営

【事実関係】

学校往査の時点において、平成 30 年度の第 2 回学校評議員会の議事録の閲覧ができない状況であった。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、とされている（学校教育法第 62 条，第 42 条，同施行規則第 104 条第 1 項，第 66 条）。

【指摘 多治見工業高等学校】

学校評議員会の議事録を公表すべきである。

4 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の貸与

【事実関係】

USBメモリなどの外部記録媒体の使用について「USBメモリ及びその他の外部記録媒使用記録簿」に基づき管理を行っている。外部記録媒体の使用者は、

使用の都度、当該記録簿の「使用者名」「使用期間」「使用場所」「目的」「申請日」などを記載して取扱管理者の確認を受けて、確認をした取扱管理者が、「取扱管理者許可欄」に押印をすることとなっている。また、使用が終了した場合には、使用者が「解除日」を記載し取扱管理者が「取扱管理者確認欄」に押印することになっている。

外部記録媒体の管理について確認するため、当該使用簿を確認したところ、申請がなされた事例の中に「使用期間」欄の始期の記載として申請日の記載はあるものの終期の記載がないものが複数存在し、2カ月弱返却をしていない事例や返却が翌年度であった事例が認められた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領において「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

使用の際に、「利用期間」の終期が記載されていない場合には、取扱管理者は利用目的に照らして、適切な終期を記載させるべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄附採納

【事実関係】

平成25年度から平成30年度にかけて行われた寄附採納事例を確認したところ、平成30年度に「防球ネット一式」の寄附採納事例が存在したため、決裁文書を確認したところ、維持費の見込額に関する記載がなされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見工業高等学校】

寄附申込があったときは、維持費の見込額を明らかにした上で寄附採納の決裁を行うべきである。

(2) 防球ネット一式

【事実関係】

平成30年6月11日付「寄附物品の受納について」と題する決裁により、多治見工業高等学校部活動後援会及び多治見工業高等学校同窓会から「防球ネット一式」の寄附採納を受けている。

【規範】

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理しなければならず（地方財政法第8条）、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）。工作物は、ここでいう公有財産に含まれるところ、岐阜県公有財産事務処理規程第5条において、寄附の受納により公有財産を取得しようとする時の手続が規定されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

防球ネット一式について、「寄附物品の受納」と題する決裁により、物品の寄附採納として手続を行っているが、防球ネット一式は、動産ではなく物品ではない。防球ネット一式について、工作物として、岐阜県公有財産事務処理規程第5条の無償譲渡の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

育友会会計で購入した図書について、寄附採納手続を行っている旨回答がなされたことから、平成30年度の寄附採納の決裁文書を確認したところ、平成30年12月26日付の決裁文書には「別紙リストの育友会費購入図書119冊を多治見工業高等学校図書館蔵書として、生徒の利用に供してよろしいか。」と記載があり、また、平成31年3月8日付の決裁文書には「別紙リストの育友会費購入図書53冊を多治見工業高等学校図書館蔵書として、生徒の利用に供してよろしいか。」と記載がなされていた。

また、寄贈された図書があるが、当該図書については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見工業高等学校】

上記各決裁により、育友会会計で購入した図書について寄附採納をしたというのであれば、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。具体的には、評価額や維持費の見込額を明らかにした書類により諾否を決定すべきである。寄贈された図書についても、寄附採納手続をすべきである。

(4) 防犯カメラやシュレッダーなど育友会の物品

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、育友会が所有する防犯カメラ等について、育友会との間で使用貸借契約を締結しているとのことである。具体的には、平成 2 年 4 月 1 日、多治見工業高等学校育友会との間で「育友会備品出納簿に記載する物品」について使用貸借契約を締結し、契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書による通知をもって、当該契約の締結に際して作成された契約書による契約とみなすものとし（第 7 条）、防犯カメラについては平成 22 年度に、シュレッダーについては平成 21 年度に育友会の備品として台帳に記載しているが、物品異動通知書はない。

なお、借入物品としての登録はされていない。

【規範①】

使用貸借契約において、契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書による通知をもって、当該契約の締結に際して作成された契約書による契約とみなすものとされている（第 7 条）。

【指摘① 多治見工業高等学校】

防犯カメラやシュレッダー等について、契約に基づき物品異動通知書による通知をすべきである。

【規範②】

岐阜県会計規則第 88 条の 2 「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘② 多治見工業高等学校】

防犯カメラやシュレッダー育友会からの借入物品について、物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

6 施設

(1) 倉庫

【事実関係】

グラウンドに硬式野球部の後援会が所有する倉庫があり、硬式野球部が部活動で使用しているが、行政財産の目的外使用許可申請はされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見工業高等学校】

倉庫が、寄附採納を受けることなく、硬式野球部という特定の部活動のために使用されていることから、本来想定されているグラウンドの使用目的とは断言しにくい。本来の教育目的以外の目的で使用する場であるから、所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(2) マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、野球部が管理し部活動で使用しているマイクロバスが敷地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可申請は行われておらず、また、学校と野球部父母会等との間でマイクロバスの使用貸借契約の締結もされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見工業高等学校】

部活動の遠征での利用などマイクロバスの利用実態に照らすと、学校が学校教育活動のためにバスを使用しているとは言い難く、学校が、マイクロバスの駐車場所として敷地を使用させていると言える。マイクロバスの所有者に対して行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 育友会のリース車両（軽トラック）

【事実関係】

昭和 63 年 11 月から、育友会が軽トラックについてのリース契約を締結して、学校に使用（転貸）させている。平成 28 年 10 月 11 日に締結した現契約のリース期間は平成 28 年 11 月から平成 34 年 11 月の 72 か月)について、実習機材等の運搬、廃棄物の搬出、校内の美化清掃、学校諸費等の銀行用務などに使用している。当該車両は、学校用地に駐車してあるが、学校と育友会との間の利用関係に関する書類は作成されておらず、学校と育友会との法律関係は必ずしも明らかではない。

【規範】

リース契約の約款における禁止事項として「甲（岐阜県立多治見工業高等学校育友会）はこの契約による権利を他人に譲渡したり、車を転貸したり、又は担保に入れたりして車に対する乙の完全な所有権を害さないものとする。」とされている。

また、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

さらに、学校運営にかかる経費は、学校教育法第 5 条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成 25 年 3 月「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。そして、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

リース会社との契約において車の転貸は禁止されているため、リース会社の同意が必要となる。育友会にリース車両（軽トラック）の駐車場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可をすべきかどうか判断すべきである。

また、そもそも、利用実態が学校教育目的内の利用であり、育友会の利用ではないのであれば、公費負担とすべきであり、リース期間中は、リース会社の同意を得て、借り受けるべきである。

7 私費会計

(1) ホームページでの公表

【事実関係】

学校往査の時点において、育友会会計の予算案や決算書、部活動後援会会計の予算案や決算書がホームページにて公表されておらず、預り金に関する資料も公表されていなかった。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第 1 章 総則」「2 私費（学校諸費）を經理する学校の責務」「(3) 説明責任と情報開示」に、「学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算

書、方針等決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」と記載されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

インターネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。公費・私費負担区分等ガイドラインにおいても情報開示義務について言及されているところであるから、適切に情報開示をすべきである。

(2) 契約手続

【事実関係】

平成30年6月11日付「寄附物品の受納について」と題する決裁により、平成30年度に多治見工業高等学校部活動後援会及び多治見工業高等学校同窓会から「防球ネット一式」の寄附採納を受けている。当該寄附は、「ネット及びワイヤー工」については、多治見工業高等学校部活動後援会が業者に発注し、また、「コンクリート柱4本（運搬・埋設一式）」は多治見工業高等学校同窓会が業者に発注し、これらが完成した段階で、多治見工業高等学校に寄附するというものであった。

そのため、本来は、「ネット及びワイヤー工」については、「多治見工業高等学校部活動後援会」宛ての見積書が提出され、「コンクリート柱4本（運搬・埋設一式）」については、「多治見工業高等学校同窓会」宛ての見積書が提出されるはずであるが、「ネット及びワイヤー工」については、「多治見工業高等学校長」宛ての見積書が、また、「コンクリート柱4本（運搬・埋設一式）」については、「多治見工業高校硬式野球部」宛ての見積書が提出されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」すること、同条第5項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 多治見工業高等学校】

契約の当事者は、「ネット及びワイヤー工」については後援会であり、「コンクリート柱4本（運搬・埋設一式）」については同窓会であり、学校ではないから、業者に対して請求の名宛人を正しい名宛人にさせるべきである。

(3) 私費負担

【事実関係】

平成29年度育友会会計決算書によると、環境支援費として「体育館ステージ幕修繕」の費目で支出がある。なお、体育館ステージ幕のモーターは県費で修繕している。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等において、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

体育館ステージ幕の「モーター」について県費で修繕をしており、私費・公費負担区分等ガイドラインに沿った取扱いと考えられるところ、体育館ステージ「幕」と「モーター」が両者相まってその機能を果たすにもかかわらず、両者を区別して「幕」の修繕について私費負担とする合理的理由が見出しがたい。県費負担とすべきである。また、総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、安全衛生委員会を12回開催した旨回答がなされたため、議事録の提出を求めたところ、11回については、学校から医師への状況報告等であり議事録は作成されていないと回答がなされた。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

これを受けて、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が規定されており、第12条において委員会の所掌事務について、また、第13条において所属委員会の構成について規定している。

【指摘 多治見工業高等学校】

学校から医師への状況報告等をもって委員会の開催と扱っているが、委員会は、安全衛生に関する一定事項の調査審議を行う会議体であるから、学校から医師への状況報告等をもって委員会と判断することはできない。

法の趣旨を踏まえて、年に1回以上、委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者は、週1回、職場巡視を行っているが、職場巡視の結果について記録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、産業医が校内巡視をしたのは平成31年2月20日の1回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

9 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「内規集」（平成26年10月）は必要に応じて改定されているが、提出された内規の目次と内規の中身に齟齬がある。

【規範】

多治見工業高等学校において策定されている「服務規定」において、校務分掌の規定が設けられており、「職員は校長が定めた分掌により公務を分担し、授業時間外、放課後などに分掌校務を計画的に処理しなければならない」（第4条）とされ、内規については企画委員会が担当することとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

いわゆる「内規集」は、全職員が分担された職務を遂行するために把握しておくべき事項であり、「内規集」の把握、改定、改定後の周知を適切な形で行う必要がある。「内規集」への掲載漏れや改訂漏れが生じないよう「内規集」の掲載等に関する手続を明確にすべきである。

第47 瑞浪高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

瑞浪市土岐町 7942 番地

(2) 生徒数 (令和元年5月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	89	137	226	230
生活福祉科	37	180	217	230
全学年	126	317	443	460

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	2	非常勤講師	8	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭等	34	33			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	2	2			学校医	3	
事務職員	2	2			その他	2	
司書	1	1					
学校用務員							
初任者研修定数	2	2					
計	44	43	計	2	計	17	1

- ・その他：産業医兼学校医 1、地域創生キャリアプランナー1
- ・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	81	63	144
平成 30 年度	71	48	119

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

(運動系) 陸上競技、硬式野球、テニス (男子・女子)、バレーボール (女子)、バスケットボール (男子・女子)、バドミントン (女子)、柔道部

・弓道 男子東海高等学校総体出場 (個人 1 名)

・水泳 女子東海高等学校総体 (200m 背泳ぎ)

(文化系) 文芸、音楽、美術、書道、茶華道、吹奏楽

・生活福祉科の活動実績

2 年生「新高校生クッキングコンテスト」料理部門入賞、スイーツ部門入賞

3 年生「鶏卵・鶏肉料理コンクール」グランプリ優良賞、「きのこ料理コンテスト」奨励賞、「オレンジページジュニア料理選手権」特別賞、「新高校生クッキングコンテスト」料理部門入賞 2 名、スイーツ部門入賞 2 名、「トライデンティンテリアデザインコンテスト」入選

(6) 特色

大正 12 年に設立された土岐郡実業学校から、本年度で創立 96 年目になる。普通科と生活福祉科を有し、生活福祉科では、2 年次より福祉、ファッションテクニカル、ライフインテリア、調理の 4 つのコースに分かれ、校外での体験学習や外部講師による授業により実践力を身につけ、地域産業に貢献できるスペシ

ャリスト育成を目指している。平成 29 年度から「地域連携による活力ある高校づくり推進事業」指定校となっており、瑞浪市や関係機関と連携した情報発信や教育環境・進路指導体制整備の強化を図っている。

2 監査の重点及び監査手続

瑞浪高等学校においては、「地域連携による活力ある高校づくりを推進事業」指定校として市役所等関係機関と連携していることから、同事業の実施・連携状況に着目したほか、生活福祉科の弁当販売など特色ある活動を行っているため、その活動状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 25 日に管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、食品販売規程や会計報告など提出された資料の書類監査を行った。

5 施設

(1) 野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリングによると、野球部保護者会所有のバス 1 台が校内に常時駐車されている。しかし、同車両について、駐車場に関する目的外使用許可の手続は行われていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 瑞浪高等学校】

保護者会の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 洗濯機

【事実関係】

ヒアリング及び現地調査の結果、校内に存在する洗濯機 1 台について、管理職が知らないうちに設置してあるとのことであり、所有者が誰であり、どのような権利関係に基づき設置されているかについての詳細は不明であった。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 瑞浪高等学校】

公有財産を適切に管理するため、洗濯機の所有者を確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 瑞浪高等学校】

専ら部活動で使用されているものであれば、設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 目的外使用許可（岐阜県高等学校野球連盟東濃支部）

【事実関係】

定期監査資料によれば、岐阜県高等学校野球連盟東濃支部の団体所在地は瑞浪高等学校とされており、支部会長（校長）、支部長（教諭）の職務専念義務免除許可がとられている。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 瑞浪高等学校】

教諭に職務専念義務免除許可がとられており、事務局が学校であれば、学校内で事務を行うことが想定されていると考えられる。行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) USBメモリの管理

【事実関係】

「USBメモリその他の外部記録媒体使用記録簿」によると、使用期間（予定）平成 30 年 5 月 30 日～5 月 31 日の自宅使用の USBメモリについて、同年 8 月 24 日まで返却されていないものが存在した。ヒアリングによると、教員の体調不良により長期間の庁外持ち出しとなったとの説明であったが、USBメモリを早期に返却させるため具体的措置は講じられていない。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事

項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件USBメモリについては、使用予定期間を約3か月間を超える庁外持出となっている。教員の体調不良という事情があったとしても、情報セキュリティ管理者において早期返却のための措置を講じるべきである。

（2）インフォメーションディスプレイ

【事実関係】

学校の情報や魅力発信のため、市役所ロビーにインフォメーションディスプレイを設置し、学校の情報データを提供している。これに当たり、重要性分類Ⅰの存在するUSBメモリについて、平成30年6月29日から平成31年1月6日までの間、庁外持出されている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件USBメモリは、長期間の庁外持出しが想定されているうえ、設置場所も不特定多数の往来がある場所であるため盗難被害も想定される。USBメモリ及びインフォメーションディスプレイ自体の物理的盗難防止措置及び定期点検を実施すべきである。

(3) 防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

瑞浪高等学校では、育友会の防犯カメラ2台を借り入れて設置しており、同カメラ映像が保存されているが、防犯カメラに関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 瑞浪高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 育友会からの使用貸借

【事実関係】

「瑞浪高等学校育友会備品台帳」には、防犯カメラのほか、所在が教室であり、供用主任者が育友会ではなく教諭とされている多数の教育目的の備品が存在している。しかし、学校と育友会との貸借関係に関する書類は確認できなかった。なお、防犯カメラについては、異動通知書と受領書が確認された。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 瑞浪高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

ヒアリングの結果、化学準備室に保管されている毒物・劇物には、過酸化水素水が存在している。しかし、平成30年度までは施錠可能な専用保管庫に保管されていなかった。

【規範】

「岐阜県立瑞浪高等学校毒物劇物危害防止規定」（平成19年11月20日制定）第8条は、毒物及び劇物は、施錠可能な薬品専用の部屋内の施錠可能な金属製の専用保管庫に保管しなければならないと規定されている。

【指摘 瑞浪高等学校（改善報告）】

過酸化水素水は施錠可能な専用保管庫に保管すべきである。なお、令和元年9月19日に、施錠可能な冷蔵庫を購入したため、改善されている。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計収支決算書によると、図書充実費として28万6428円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的意思解釈からして、同図書は育友会から寄贈されているものと考えられる。育友会からの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 瑞浪高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

6 私費会計

（1）育友会から使用貸借している備品

【事実関係】

「公費・私費負担区分等ガイドライン」が出された平成25年3月以降に、学校が育友会から使用貸借している備品を見ると、平成25年5月購入されたインテリア室所在の被服台2台、平成31年3月に購入された生物準備室所在の冷蔵庫が存在している。

【規範】

平成25年3月「公費私費ガイドライン」第2章、1（1）公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対

応するものとする」とされている。また、同章、2(2)①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件備品について、まずは公費で対応することを検討すべきである。

また、県が定める水準以上の備品であり、育友会からの総意のもと主体性をもって行われる支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(2) 食品販売

【事実関係】

生活福祉科では、平成26年より「食品販売規程」を設けて、調理コースの学習成果の一環として、食品の校内販売を実施している。同会計は、販売売上から同等額の材料費等を支出しており、平成30年度は10万9511円が次年度に繰り越されている。平成26年度当初、材料費等のための収入についてどのように調達されたのかなどの詳細については、資料が残っていないため不明とのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 瑞浪高等学校】

食品販売事業について、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、資料を整備し、保存すべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は、12回開催されているとのことであったが、議事録は、平成31年2月のものしか確認できなかった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なもの

に係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 瑞浪高等学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年15回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 瑞浪高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 瑞浪高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成30年度に3回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。また、80時間を超えた教諭の産業医面談について、多忙を理由に拒否されたことがあったようである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であっ

て、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 瑞浪高等学校】

少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 瑞浪高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第48 土岐紅陵高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市下石町 1795 番地の 12

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
総合学科	159	170	329	345
全学年	159	170	329	345

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	15	
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭等	33	30			学校薬剤師	1	
養護教諭	1	1			学校医	4	

実習助手	2	1			その他	3	
事務職員	3	3					
計	41	37	計	6	計	25	2

- ・その他：キャリアプランナー1、特別支援教育支援員 2
- ・雇員：校務補助員 1、教員業務アシスタント 1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	49	67	116
平成 30 年度	53	53	106

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

運動系では、テニス、卓球、バスケットボール、バレーボール(女子)、弓道、硬式野球、ウェイトリフティング、サッカー部があり、文化系では、茶道、吹奏楽、美術、新聞、科学、漫画研究、演劇部がある。

・ウェイトリフティング部：

岐阜県高等学校総合体育大会 69 kg級 2 位 全国大会出場

岐阜県高等学校総合体育大会 53 kg級 4 位 東海大会出場

東海高等学校WL 競技選抜大会 89 kg級 3 位、102 kg級 3 位

(6) 特色

昭和 37 年に全日制課程・定時制課程併設の土岐市立土岐高等学校として創立した。昭和 45 年に県立移管し、昭和 54 年に定時制を廃止し、平成 9 年に土岐紅陵高等学校として総合学科へ移行した。現在は、総合学科として単位制・系列選択という大学受講形態のような授業方式を採用しており、文理進学系列、食と福祉系列、情報・ビジネス系列、美術・工芸系列を有している。平成 28 年度から 30 年度にかけて魅力ある高校づくり推進事業指定校となり、平成 30 年度からはコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)指定校である。

2 監査の重点及び監査手続

土岐紅陵高等学校は、卒業生である著名な陶芸家からの寄贈品も多いことから、当該寄贈品の取扱状況等に着目したほか、高等学校において広く論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日に管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

平成17年に12月20日にPTAから防犯カメラ等の貸与を受けており、平成28年4月1日付けで「PTA防犯カメラ等貸与覚書」が締結されているところ、防犯カメラの映像の取扱いに関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【意見 土岐紅陵高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）PTAからの使用貸借物品

【事実関係①】

PTAから使用貸借している防犯カメラ、扇風機について、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載はされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

PTAから使用貸借している備品について、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

【事実関係②】

PTAの備品台帳には、平成7年に購入された事務室金庫室所在のキーボックス、玄関所在の学校施設案内板が存在している。これらの備品は、PTAに返

還することが予定されておらず、修繕も学校が負担すべきものと考えられる。当該備品の性質や当事者の合理的な意思解釈からすれば、これらの備品は、学校に寄附されているものと考えられる。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(2) 陶磁器類

【事実関係】

土岐紅陵高校には、卒業生や陶磁器フェスティバル実行委員会より、価値を有すると思料される陶磁器類等の寄贈がある。しかし、評価や取扱いについて検討したことはなく、寄附採納の手続は行われていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

岐阜県会計規則取扱要領第 83 条関係は、第 3 項において「資料として価値が高いもの」には、例えば、美術品、骨とう品、図書館に収蔵する図書等がある。なお、著名な作者による作品を寄贈等により取得する場合において、当該作品の評価額を把握する必要があると認めるときには、鑑定を行うこと、とされている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

著名な作者による陶磁器類の寄贈を受ける場合には、申込みの段階で評価額を把握したうえ、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として 48 万 9225 円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的な意思解釈からして、同図書は P T A から寄贈されているものと考えられる。しかし、土岐紅陵高等学校では寄附採納手続を行っていない。なお、図書の廃棄に当たっては、学校長までの決裁をとってお

り、PTA会長には口頭で報告しているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

5 施設

(1) 野球部保護者が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリングによると、野球部保護者が保有するマイクロバス1台が常時駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

保護者の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) PTAがリース契約を締結しているコピー機

【事実関係】

ヒアリング及び現地調査の結果、進路指導室にPTAがリース契約を締結しているコピー機が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとられていないし、使用貸借契約も締結されていない。コピー機の使用目的は、主として、生徒が求人等の資料をコピーするためとのことである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

PTAがリース契約を締結しているコピー機であるため、PTAから学校へ

の転貸は、契約上禁止されていると考えられる。学校が、コピー機を借りているのではなく、P T Aにコピー機を置かせているという認識であるならば、コピー機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンド上の物置

【事実関係】

現地調査によると、グラウンド上に貨物入れ様の物置が設置されている。ヒアリング後の調査によると、当該物置は、保護者会の所有物であり、野球部が使用しているとのことであったが、行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は開催されているとのことであるが、学校預り金の予算や決算承認がされたことの議事録等の記録がない。

【規範】

土岐紅陵高等学校預り金事務取扱要領第6条2項において、「校長は、会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画案及び予算案を調整し、運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定し、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算案を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算及び決算について承認を得るべきである。また、承認をされている場合、議事録を作成し、承認された旨を明確に記録

すべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、平成 30 年度の安全衛生委員会は、12 回開催されているとのことであったが、産業医が出席したのは年 3 回のみであり、それ以外の回については、議事録が作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

衛生管理者は、毎週 1 回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成 30 年度に 3 回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 いじめ対策

(1) いじめ防止対策推進委員会

【事実関係】

平成 30 年度は 2 回いじめ防止対策推進委員会が開催されている。しかし、第 1 回委員会の議事録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

いじめ防止対策推進委員会について議事録を作成すべきである。

第 49 土岐商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市土岐津町土岐口 1259 番地の 1

(2) 生徒数(令和元年 5 月 1 日日現在) (人)

	男	女	合計	定員
ビジネス科	194	259	453	460
ビジネス情報科	66	47	113	115
全学年	260	306	566	575

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	9	
教頭	2	2			業務専門職	2	
教諭等	37	34			学校薬剤師	1	
養護教諭	1	1			学校医	4	
実習助手	4	3					
事務職員	3	4					
司書	1	1					
計	49	46	計	5	計	16	2

・雇員：校務補助員 1、教員業務アシスタント 1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	109	78	187
平成 30 年度	115	81	196

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

・陸上：東海高等学校駅伝競走大会 男子 19 位、東海高等学校総合体育大会 1

- 名出場，東海新人大会 1 名出場
- ・弓道：東海高等学校総合体育大会 女子団体出場，第 37 回全国高等学校弓道選抜大会県予選 男子個人第 3 位，東海高等学校弓道選抜大会 男子 1 名出場
 - ・ウエイトリフティング：岐阜県高等学校総合体育大会 学校対抗の部 優勝，全国高等学校総合体育大会 個人（男子）3 名出場，国民体育大会 個人（男子）種目別 5 位入賞，全国高等学校選抜大会 個人（女子）5 位入賞
 - ・ワープロ：第 40 回東海地区高等学校商業実務総合競技大会 出場
 - ・写真：第 4 回東海地区高校生フォトコンテスト 入選
 - ・吹奏楽：第 56 回日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 高校 A 編成の部 銀賞等
 - ・簿記：第 38 回全国高等学校 I T ・簿記選手権大会 日商 1 級部門 団体 6 位
 - ・珠算：第 65 回全国高等学校珠算・電卓競技大会 珠算個人総合・電卓読上算佳各 1 名，岐阜県高等学校商業実務競技大会 珠算団体優勝・個人総合優勝，電卓団体優勝，岐阜県高等学校新人珠算・電卓競技大会 珠算団体優勝，個人総合 2 年生優勝，電卓団体優勝、個人総合優勝
 - ・書道：第 24 回全日本高等学校書道コンクール 書道教育研究会賞 1 名

（6）特色

昭和 24 年に設立された土岐郡中央高等学校（定時制課程）を前身とし、昭和 28 年に産業教育振興という目的と地元の要望が相まって設立された商業高等学校である。部活動の分野では、運動系では、ウエイトリフティング部、陸上競技部、弓道部が全国大会で活躍をしており、硬式野球部も全国大会に出場した実績がある。文化系では、簿記部、珠算部、書道部、情報処理研究部が全国大会に出場しており、吹奏楽部も実績を有している。

2 監査の重点及び監査手続

土岐商業高校は、商業教育に欠かすことのできない電子計算機の設置状況に着目したほか、部活動後援会や育友会からの支援も多いことから、その支援状況に着目して監査を実施した。また、「土岐商ショップ」や「地域情報提供サイトの運営」など特色ある活動の運営状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 16 日に管理職等の予備ヒアリングと現地調査、同年 11 月 20 日にも管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、育友会備品台帳、土岐商ショップ会計決算報告書など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）SDカードの管理

【事実関係】

SDカード入りデジタルカメラに関する使用記録簿によると、①使用期間令和元年5月29日～5月30日の庁内使用、②令和元年10月16日～10月16日の庁内使用について、申請に対する取扱管理者許可欄、解除日、解除日の取扱管理者確認欄が空白となっていた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2、以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 土岐商業高等学校】

申請時・終了後に取扱管理者が押印し、適切に管理すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）育友会から使用貸借している備品

【事実関係】

学校は7台の防犯カメラを育友会から使用貸借している。また、育友会の備品台帳上は、学校が使用貸借していると考えられる備品が複数存在するところ、育友会と学校の利用関係に関する契約書や書類は確認できなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐商業高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（2）校長室の事務机等

【事実関係】

育友会備品台帳には、昭和 56 年購入の校長室所在の事務用両袖机、平成 20 年購入の被服準備室所在の沐浴人形（家庭科で使用）などの明らかな教育用備品が存在している。当事者の合理的意思表示からして、当該備品は、実質的には学校に寄贈されているものと考えられる。しかし、寄附採納手続はされていない。なお、学校と育友会との使用貸借関係書類も確認できなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐商業高等学校】

本件備品について、寄附採納の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度育友会会計収支決算書によると、図書費として 69 万 3930 円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的意思表示からして、同図書は育友会から寄贈されているものと考えられる。しかし、育友会購入の図書については寄附採納の決裁手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 土岐商業高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

第一運動場北西部には、野球部、サッカー部が使用している複数の物置が設置されている。ヒアリングによると、保護者会が設置したものと思われるとのことであったが、行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐商業高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 野球部保護者会等が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、野球部、バレー部、陸上部保護者会の保有するマイクロバスが 3 台、保護者会のグラウンド整備用の軽トラック 1 台が常時駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐商業高等学校】

保護者会の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 預貯金通帳等の管理

【事実関係】

学校預り金等について、事務長が各口座通帳と届出印鑑を保管・管理している。

【規範】

学校預り金事務取扱要領第 11 条は、預貯金口座の届出印鑑は事務長が保管し、預貯金通帳は事務長以外の教職員が管理すると規定している。

【指摘 土岐商業高等学校】

要領に基づき、各口座通帳と届出印鑑の管理を分けるべきである。団体徴収金についても同様である。

(2) 情報実習装置

【事実関係】

平成 30 年度の育友会会計決算書には情報実習装置賃借料等 11 万 5884 円が計上されている。ヒアリング及び現地視察の結果、当該賃借料は、POS 実習室に設置されている授業用パソコン 40 台を、育友会が学校のためにリースしている

ものであった。学校の説明によれば、生徒の十分な実習時間の確保と実習室の利用に関し時間割を組むことが困難になることを解消するため、育友会の理解を得て、育友会がリースしたものを使用しているとのことである。なお、育友会と業者との「情報総合実習装置賃貸借契約書」によると、リース期間が平成24年度から平成28年度までとされており、同契約書第12条第1項に基づき毎年度賃貸借期間が延長されている。育友会と学校との本件情報実習装置の使用貸借に関する書類は確認できなかった。また、近年、当該費用について、県に予算要求や相談をしたことはないとのことであった。

【規範】

平成25年3月「公費私費ガイドライン」第2章、1(1)公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対応するものとする」とされている。また、同章、2(2)①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 土岐商業高等学校】

学校の説明を前提とすれば、本件情報実習装置は、本来、公費として負担すべきものである。仮に、県が定める水準や年次計画を超える設備であって、育友会の総意のもと主体性をもって行われる支援であった場合にあって、少なくとも当初の賃貸借契約期間満了後の平成29年度からは、毎年度、教育委員会主務課の承認を受ける必要がある。しかし、学校は当該承認を受けていないようであるし、当初契約時において承認を受けた資料も確認できない。よって、今後も賃貸借契約を継続する場合には、公費により実施すべきか否か十分精査した上、現在の経費負担を維持する場合には教育委員会の承認を受けるべきである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手續を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐商業高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表

に記載すべきである。

7 契約

(1) 地域情報提供サイト (T I S)

【事実関係】

生徒の課題研究として市内企業を紹介する「地域情報提供サイト (T I S)」のWEBページを開設しており、賛同する企業情報を提供している。WEBページのサーバーは市内企業から無償貸与を受けているが、契約書は存在しない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

本件サーバーについて、借入手続の書類を作成し、保管すべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリング、平成 30 年度の安全衛生委員会は、12 回開催されているとのことであったが、議事録は、平成 31 年 1 月 31 日を第 1 回とするものしか確認できなかった。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 土岐商業高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者 (教頭) は、年 80 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されている

ところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐商業高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

内規集には「部活動振興会会則」が存在するが、同会は平成 26、27 年頃に廃止されており、所要の改廃が行われていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。なお、土岐商業高等学校では、内規改正のために、企画委員会で改正案を作成し、校長による決裁の後、職員会議で同意を得て改正することとしている（学則関係は評議員会の承認を受けている。）。

【指摘 土岐商業高等学校】

内規集から、部活動振興会会則を削除すべきである。

10 土岐商ショップ

【事実関係】

生徒の課題研究として「土岐商ショップ」を運営しており、生徒及び教職員から 1000 円から 1 万円までの出資を募り、地元企業と共同開発した商品等を販売し、その利益から毎年 1 割程度を配当し、もって生徒に企業活動を実体験させるための取組みを実施している。ヒアリングの結果、発足時には規約があったと思われるが、現在では規約を見つけることはできないとのことであった。また、当該事業で生じた利益剰余金については、学校長名義の口座にて繰越処理されている。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 土岐商業高等学校】

土岐商ショップの組織・運営に関する規約を整備すべきである。

【規範】

土岐商ショップは、構成員が変更しても団体として存続することなどからすると、権利能力なき社団に該当するものと考えられる。法人税法では、「人格のない社団等（権利能力なき社団）」に該当する団体は法人とみなされ、収益事業を行う場合には法人税が課される。法第 2 条第 13 号（収益事業の意義）の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うものが含まれる。また、法第 2 条第 13 号（収益事業の意義）の「継続して…行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、通

常相当期間にわたって継続して行われるもの又は定期的に、若しくは不定期に反復して行われるものも含まれるとされている。

【指摘 土岐商業高等学校】

活動内容に照らし、申告義務の有無について確認すべきである。

第 50 東濃フロンティア高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市泉町河合 1127 番地の 8

(2) 生徒数(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	143	82	225	360

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	
副校長	1	1	非常勤講師	17	校務補助員		1
教頭	1	1					
教諭等	29	26					
養護教諭	2	1					
事務職員	3	3					
実習助手	1	1					
栄養教諭	1	0					
計	39	34	計	23	計	2	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	23	44	67
平成 30 年度	25	35	60

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

・陸上競技

男子 走高跳 全国高等学校定通総合体育大会出場
 4×400m リレー 全国高等学校定通総合体育大会出場
 女子 200m 全国高等学校定通総合体育大会出場

- | | |
|------|------------------|
| 400m | 全国高等学校定通総合体育大会出場 |
| 800m | 全国高等学校定通総合体育大会出場 |
- ・ソフトテニス

男子団体	全国高等学校定通総合体育大会出場
男子個人	全国高等学校定通総合体育大会出場
女子団体	全国高等学校定通総合体育大会出場
 - ・剣道

男子団体（県選抜）	全国高等学校定通総合体育大会出場
男子個人	全国高等学校定通総合体育大会出場（2位）
 - ・写真 県高等学校写真コンテスト 奨励賞（2名）
 - ・美術 地区高等学校美術展 優秀賞（2名）
 - ・将棋 県高等学校総合文化祭 将棋部門 準優勝

（6）特色

昭和54年に開校した土岐北高等学校が平成16年3月に廃校となり、同年、岐阜県立東濃フロンティア高等学校として開校した。三部制の普通科定時制高等学校である。「一人一人の個性を大切に、主体的に生きる人間の育成に努める。」を教育目標として教育が行われている。

2 監査の重点及び監査手続

東濃フロンティア高等学校は、定時制高等学校であり、高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、近くにある東濃特別支援学校との関係にも留意して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月16日及び同年12月3日、東濃フロンティア高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査の指示書や会計書類などの提出資料について書類監査を行った。また、理科準備室や図書館などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

育友会がリース契約を締結している防犯カメラについて、平成28年6月30日、「防犯カメラ設備の貸与についての覚書」を締結し、防犯カメラを設置しているが、防犯カメラの運用に関する規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有す

る個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 東濃フロンティア高校（改善報告）】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

なお、令和2年2月、「岐阜県立東濃フロンティア高等学校防犯カメラ設置・運用規定」が制定されている。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【事実関係】

現物実査のマニュアルは作成されておらず、平成30年度は、各部・教科担当者宛に事務長名で「県有物品（備品）の現物実査について」と題する指示書を発出しており、例年、当該書面と同様の書面を発出しているとのことである。平成30年度の現物実査に際しては、実施期限までにすべての担当者の「物品一覧表」（各部・教科担当者ごとに割り振りをした一覧表である。以下同様。）の提出はなされたが、当該書面には、「6実施期限までに物品一覧表の提出がない場合は、特に問題がなかったものと判断させていただきます。」と記載がある。

【規範】

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理しなければならず（地方財政法第8条）、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）。これを受けて、県は、「岐阜県会計規則」において、その管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない（同規則第92条の3）としている（これを現物実査という）。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

実施期限までに「物品一覧表」の提出がない場合には、実施期限までに現物実査が終了しておらず、そのため「物品一覧表」の作成がなされていないと考えるのが合理的である。「実施期限までに物品一覧表の提出がない場合は、特に問題がなかったものと判断」することは避けるべきである。

実施期限までに「物品一覧表」の提出をするよう指示をすべきである。

（2）薬品

【事実関係】

冷蔵庫に過酸化水素水を保管しているが、施錠はされておらず、劇物の表示もされていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。また、同法第12条第3項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【指摘① 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

過酸化水素水を保管している冷蔵庫については、「医薬用外劇物」の表示をすべきである。なお、往査後、冷蔵庫に「医薬用外劇物」の表示がなされた。

【指摘② 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

過酸化水素水を保管している冷蔵庫については、施錠する等盗難防止の措置を講ずるべきである。なお、往査後、冷蔵庫に鍵が取り付けられた。

（3）図書

【事実関係】

育友会会計で購入した図書について寄附採納手続を行っていない。

また、寄贈された図書があるが、当該図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

5 施設

（1）倉庫

【事実関係】

グラウンドに、野球部が使用している倉庫があるが、所有者を把握しておらず、行政財産の目的外使用許可申請はされていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する

公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 東濃フロンティア高等学校】

公有財産を適切に管理するため、倉庫の所有者を確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 東濃フロンティア高等学校】

野球部という特定の部活動のために使用されていることから、本来想定されているグラウンドの使用目的とは断言しにくい。本来の教育目的以外の目的で使用する場合であるから、所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(2) 育友会が設置する複写機

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、進路指導室に、育友会が業者とリース契約を締結している複写機が設置されており、求人票等のコピーが行われているが、行政財産の目的外使用許可申請はなされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

育友会がリース契約を締結しているコピー機であるため、PTAから学校への転貸は、契約上禁止されていると考えられる。学校が、コピー機を借りているのではなく、育友会にコピー機を置かせているという認識であるならば、コピー機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 弓道場

【事実関係】

敷地に育友会が所有し部活動で利用している弓道場があるが、老朽化し危険な状態である。

【規範】

国家賠償法第 2 条「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵が

あったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

国または公共団体が所有権を有していない他有公物であっても、それが公の用に供されていれば、「公の営造物」に含まれると解されている。

【意見 東濃フロンティア高等学校】

事故が発生した場合、学校に責任が発生する可能性が否定できないため、弓道場の取り壊しも含めて対応を検討することが望ましい。

(4) 土地の使用承認

【事実関係】

平成31年2月頃からテニスコートとして利用していた学校用地の一部を東濃特別支援学校の職員駐車場として利用させているが、その際、学校長の決裁手続を行っていない。

【規範】

岐阜県公有財産関係例規集(26～27頁)「第2款 一時的利用(使用承認)」
「1 公有財産の所管換等の場合に、他部局において短期間の使用をしたいというとき、所管換を行う時間的余裕もなく、また、所管換を行うことは、事務手続上においても複雑であり、簡素化に反するときがある。このようなときは、規則上の制度としては規定されていないが、部局長における管理権限の行使として、「使用承認」により利用を認めることができる。」

「2 使用承認によることができる場合を例示すると、次のとおりである。

(1) 部局間等において、臨時的に利用するとき

(2) 臨時又は急施の必要があり、所管換、目的外使用許可等の手続をとる暇がないとき。

(3) 建築寄附を条件として敷地を利用させるとき。」

「3 使用承認の決裁手続 目的外使用許可の例に準じて行うこととなる。経営管理部長への合議についても、1か月を超える目的外使用許可(更新に係る許可を除く。)を合議の対象としていることとの均衡を比較考慮して、簡易なものを除き、行うべきものである。」

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

敷地の一部を東濃特別支援学校の職員駐車場として利用させており、使用承認をしているものと思われる。目的外使用許可の手続に準じて決裁手続を行うべきである。

また、そもそも使用承認が認められるのは、あくまでも臨時的な利用の場合である。東濃特別支援学校において、職員駐車場の確保について何ら検討がなされておらず、今後も東濃特別支援学校の職員駐車場としての恒常的な利用が想定されるのであれば、所管換も含めて検討すべきである。

6 私費会計

(1) 物品購入手続

【事実関係】

消耗品を学校長名義のカードを利用して近隣ショッピングセンターで購入することにより、現金払いではなく後日の支払としているが、育友会会計で購入する消耗品についても学校長名義のカードを利用することにより現金払いではなく後日の支払としている。その結果、近隣ショッピングセンターから学校に対して、育友会ではなく、学校長宛ての納品書及び請求書が送付されている。

【規範】

育友会会計事務取扱要領第2条第1項「本会の会計事務は、育友会会長が、校長に負託するものとする。」

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

学校長は、育友会から会計事務の負託を受けただけであり、契約の当事者は学校ではなく、育友会である。当該ショッピングセンターにおいて、掛け売りで購入する必要があるのであれば、育友会宛ての請求書を発行してもらうため、育友会のカードを作成すべきである。

(2) スクールカウンセラーの報償費等

【事実関係】

平成30年度、専門性を生かし生徒からの様々な相談ごとに対して的確に対応するべく、生徒の臨床心理に関して高度な知識と経験を有するスクールカウンセラーを設置し、県の予算から34万2160円支出がなされているが、県の予算では不十分であるとの理由から、別途、育友会が24万1055円支出をしている。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

スクールカウンセラーの報償費等は、学校運営にかかる経費として、県費で対応すべきである。また、育友会の総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っている。安全衛生委員会の議事録に「異常なし」と記載されているが、巡視の際、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行っておらず、何を確認したのかが明らかではない。

【規範①】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘① 東濃フロンティア高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

【規範②】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘② 東濃フロンティア高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

8 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「職員必携」には薬品に関する規定などが掲載されていない。また、東濃フロンティア高等学校に対して、薬品管理規定の提出を依頼したところ、「岐阜県立東濃フロンティア高等学校における毒物及び劇物の管理に関する規定」が提出されたため理科薬品など一般薬品の管理規定の有無を尋ねたが、東濃フロンティア高等学校においては一般薬品に関する管理規定が整備されていないとの回答であった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」

同条第2項「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

同第49条「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」

【指摘 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

薬品に関する規定などは、一般薬品も含め、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。一般薬品に関する管理規定を整備し、毒物及び薬物の管理規程とともに、職員必携に掲載すべきである。なお、令和2年2月、「実験・実習等に使用する薬品の保管管理規程」が制定されている。